



品監発第34号
平成26年3月19日

品川区長
品川区議会議長
品川区教育委員会
品川区選挙管理委員会
品川区監査委員

様

品川区監査委員 三浦 茂
同 井上 奇信
同 大沢 真一
同 石田 しんご

平成25年度後期一般監査の結果について（報告）

地方自治法第199条の規定に基づき実施した一般監査の結果について下記のとおり報告する。

記

第1 定期監査（所管別監査）の実施

1 実施期間

平成25年9月26日から平成26年3月13日まで

2 対象部署（対象期間：平成24年度、平成25年度（監査実施日まで））

（1）地域振興事業部地域活動課

・地域センター4か所（大井第一、大井第二、大井第三、荏原第一）

（2）地域振興事業部文化スポーツ振興課

・文化センター1か所（荏原文化センター）

・品川歴史館

（3）子ども未来事業部子育て支援課

・児童センター4か所（中原、三ツ木、平塚、東中延）

・すまいるスクール7か所（品川学園、芳水、伊藤学園、中延、旗台、清水台、小山台）

（4）子ども未来事業部保育課

・幼保一体施設2か所（二葉すこやか園（二葉つばみ保育園、二葉幼稚園）、

のびっこ園台場（台場保育園、台場幼稚園））

・幼稚園1か所（城南幼稚園）

（5）教育委員会

・小学校5校（芳水、中延、旗台、清水台、小山台）

・中学校4校（東海、浜川、富士見台、荏原第六）

・小中一貫校2校（伊藤学園、品川学園）

3 監査の主眼点

地方自治法第199条第3項の規定に基づき、各事務事業が同法第2条第14項（最少の経費で最大の効果）および第15項（組織及び運営の合理化）の趣旨に則り執行されているかどうかに特に意を用い、以下の観点を主眼として監査を行った。

- (1) 収入の確保が適正に行われているか。
- (2) 予算が適正かつ効果的に執行されているか。
- (3) 契約の締結および履行の確認が適正に行われているか。
- (4) 事務事業の執行および管理運営が計画的かつ合理的に行われているか。
- (5) 財産の管理が適正に行われているか。
- (6) 従前の指摘事項が是正されているか。

4 監査内容

主な監査内容は次のとおりである。

- (1) 地域センターにおいては、「品川区公金等の管理に関する取扱基準」（平成20年1月28日。会計管理者決定。以下「取扱基準」という。）に基づき、「地域センター地域事務預金現金等取扱い要領」（平成20年4月1日。区民生活事業部長決定。改正平成25年4月1日。以下「取扱い要領」という。）を作成し、預金や現金等の適切な管理を期しているが、当該要領に則り、預金や現金、各種委託料及び補助金等の管理が適切に行われているかを確認する。
- (2) 文化センター、品川歴史館においては、「取扱基準」に則り収納金が適切に管理されているかを確認する。
- (3) 児童センター、すまいるスクール、幼保一体施設、幼稚園については、「取扱基準」に則り収納金が適切に管理されているか、私費等の現金が適切に管理されているかを確認する。
- (4) 小中学校において、教育委員会は事務管理指導（いわゆる自主検査）を実施しているが、当該事務管理指導が適切に行われているかを確認する。

第2 定期監査（所管別監査）の結果

《地域振興事業部地域活動課》

1 地域センターが取り扱う預金や現金について

(1) 地域センターが「地域事務」に関して取り扱う預金や現金等については、「取扱い要領」に則り管理することとなっているが、次のとおり不適切な事例がある。今後、適切な事務処理に努められたい。

①「現金での保管は最小限の金額および期間とし、事務事業ごとに開設した口座に預金する。」こととなっているが、支出までに相当の期間があるにもかかわらず、現金のまま金庫に保管している。高額の現金を保管する場合もあることから現金管理については万全を期されたい。

(大井第三、荏原第一の各地域センター)

《地域振興事業部文化スポーツ振興課》

1 支出事務について

(1) 政府契約の支払遅延防止に関する法律では、支払について誠実にこれを履行しなければならないとし、支払の時期について具体的に定め適正な執行が求められている。しかし、次のとおり事務処理の遅れにより結果として支払いが遅延している事例がある。今後、法の趣旨に則り支払い事務の適切な執行に努められたい。
①平成24年11月16日に検査した「品川歴史館電動式移動棚保守点検委託 11月分」35,343円の支払いが平成25年3月1日に執行されている。

(品川歴史館)

(2) 荏原文化センター温水プール監視業務委託について、受託者は荏原文化センター温水プール監視員配置表に基づき所定の監視員を配置することとなっているが、業務日誌による確認がされていない。また監視業務従事者については日本赤十字社救急法救急員の有資格者または同等有資格者を1名配置することとなっているが、資格の有無を確認をせずに検査を終了している。利用者の安全に関わることから適正に検査を行われたい。

(荏原文化センター)

2 物品および現金の管理について

(1) 備品の管理について、備品台帳によって管理されているもののその所在が曖昧である。管理方法を検討されたい。
(品川歴史館)

(2) 荏原文化センターの収納事務について、収納事務は受付業務委託によっているが、金庫の施錠など具体的な現金管理については委託業務として明記されていないにもかかわらず委託事業者が実施している。公金の管理を徹底されたい。

(荏原文化センター)

《子ども未来事業部子育て支援課》 指摘すべき事項は認められない。

(中原、三ツ木、平塚、東中延の各児童センター、品川学園、芳水、伊藤学園、中延、旗台、清水台、小山台の各すまいるスクール)

《子ども未来事業部保育課》

1 契約事務について

(1) 物品購買契約(タウンプランター)について、平成25年6月14日50,400円、同6月17日50,400円と分割して同一業者と契約締結している。今後、計画的に一括契約を行うなど事務の効率化と一層の経費節減に努められたい。

(二葉幼稚園)

2 収入事務について

(1) 平成25年7月17日に収納した預かり保育利用料12,000円について、同8月8日に払い込みを行っている。今後、適切な事務処理に努められたい。

(二葉幼稚園)

3 物品および現金の管理について

(1) 消耗品受払簿について、受払がなされるごとの記帳がされていない。品川区物品管理規則第25条に則り指定消耗品の管理を徹底されたい。

(台場幼稚園、二葉幼稚園)

(2) 現金等を保管している金庫について、ダイヤル番号を事務室内に表示しておくなど管理が不適切である。公金の管理を徹底されたい。

(城南幼稚園)

4 私費の管理について

(1) 教材費の管理について次のとおり不適切な事例がある。今後、適切な事務処理に努められたい。

①教材費を管理する口座を担当職員の個人名で開設している上、異動に伴い口座は解約され通帳も保管されていない。改められたい。

(二葉幼稚園)

《教育委員会》

1 財務関係について

(1) 工事請負契約について、近接した時期に同一の施工場所において同一業者と分割して契約している。緊急対応や施工経過を踏まえて追加工事を発注する必要なども理解できるが、計画的に一括契約を行うなど事務の効率化と一層の経費節減に努められたい。

①平成25年2月15日付「屋上緑化撤去工事」487,200円、同4月8日付「屋上デッキ洗浄」452,025円、同6月3日付「屋上菜園工事」497,595円、同7月19日付「屋上歩道タイル工事」488,376円の工事請負契約。

(庶務課、旗台小学校)

②平成24年4月17日付「3F廊下ビニルタイル撤去他補修工事」498,750円、同5月31日付「長尺シート貼り工事」493,500円の工事請負契約。

(庶務課、富士見台中学校)

③平成24年9月21日付「品川学園多回路エネルギーモニタ設置工事」499,800円、同10月9日付「品川学園デマンド監視装置設置工事」472,500円の工事請負契約。

(庶務課、品川学園)

(2) 物品購買、工事請負等の契約決定について、校長による決定が行われる前に物品の納入や工事の完了検査が終了している。今後適切な事務処理に努められたい。

(品川学園)

2 会計関係について

(1) 消耗品受払簿について、受払がなされるごとの記帳がなされていない。品川区物品管理規則第25条に則り指定消耗品の管理を徹底されたい。

(清水台小学校)

3 給食関係について

(1) 給食物資の納入契約について、「納入契約書」が契約期間や契約年月日の記載に不備のある契約書となっている。契約書は適切に作成されたい。

(芳水小学校)

(2) 給食費の次年度繰越金について、繰越額の目安として「保護者の理解が得られる金額の範囲内（概ね1日分の給食予算額以内）で給食費を翌年度に繰り越すことができる」とされているが、平成24年度決算においてそれを超える繰越金が生じている事例がある。繰越額の圧縮に努められたい。

(学務課)

4 毒物劇物管理について

(1) 毒物劇物の管理について、平成23年度後期監査および平成24年度後期監査での不備を指摘されているが、毒物劇物管理一覧表および毒物劇物管理簿の未記入、誤記入のほか、製品安全データーシートが備えられていない、施錠できない棚で保管されているなどの事例がある。児童生徒、また地域社会の安全の確保のためにも早急に改善されたい。

(中延、小山台の各小学校、東海、浜川、富士見台、荏原第六の各中学校)

5 商品券の配布について

(1) 英語ボランティアおよびまちの人々に学ぶ授業の謝礼について、商品券を配布しているが同一内容の授業であるにもかかわらず学校により支払額が異なっている。支払い基準の周知徹底を図るとともに授業時間の延長などにも対応できるよう支払い基準の適切な運用に努められたい。

(指導課)

第3 工事監査の実施

1 実施期間

平成 25 年 10 月 18 日から平成 26 年 3 月 13 日まで

2 対象工事

東品川橋架替工事（下部工その 1、上部工）

3 監査の主眼点

- （1）契約の締結および履行の確保が適正に行われているか。
- （2）施工が契約内容に則して日程どおりに行われているか。
- （3）契約および仕様書が規程に則して作成されているか。
- （4）仕様が設置目的に適合し、かつ経済合理的なものとなっているか。
- （5）設計および施工に瑕疵はないか。
- （6）検査は厳正に行われているか。

4 監査の実施方法

書類審査と現場調査を実施し、専門技術的事項については公益社団法人日本技術士会に調査を依頼した。

第4 工事監査の結果

1 監査対象の概要

計画場所：品川区 東品川二丁目 6 番先～東品川三丁目 32 番先（東品川橋）

経緯：昭和 42 年に供用された東品川橋は、平成 18 年度に実施した耐震診断の結果、耐震上問題があることが判明した。また、周辺地域の都市化が進み歩行者数および交通量の増加も見込まれることから、安全・安心な通行を確保することを目的として橋の架け替えを行うこととした。

工事概要：道路区分：第 4 種 第 1 級 B 種

橋 長：80.00m

幅 員：21.80m

形 式：（上部工）3 径間連続鋼床版鈑桁橋、一部 RC 床版橋
（下部工）横梁付き橋台、逆 T 式橋台、壁式橋脚
（基礎工）ケーソン基礎（A1）、場所打ち杭（P1、P2）、
鋼管杭（A2）

工事経費：別表 1 のとおり

<別表1>

単位：円（税込み）

種 別		契約金額	工 期
委託	東品川橋調査・基本設計委託	15,225,000	H18.6.15～H19.3.30
	東品川橋地質調査等検討業務委託	9,849,000	H19.5.10～同.12.28
	東品川橋下部工詳細設計業務委託	19,512,150	H19.10.23～H20.3.28
	東品川橋下部工工事資材価格調査業務委託	105,000	H20.2.29～同.3.25
	東品川橋設計成果照査業務委託	997,500	H20.5.26～同.9.30
	東品川橋（上部工）詳細設計委託	9,700,000	H20.8.11～H21.3.30
	東品川橋磁気探査委託	11,000,000	H20.9.26～同.12.25
	東品川橋架替工事その1 施行監理委託	38,490,900	H20.10.22～H23.3.31
	東品川橋護岸復旧設計委託	6,300,000	H22.5.24～H23.2.28
	東品川橋（上部工）詳細設計委託（その2）	6,090,000	H22.12.2～H23.3.31
	東品川橋上部工工事資材価格調査業務委託	264,600	H23.4.20～同.5.31
	東品川橋上部工工事資材価格調査業務委託（その2）	108,150	H23.5.11～同.6.20
	東品川橋架替工事監督補助業務委託	6,799,000	H23.4.1～H24.3.31
	東品川橋架替工事監督補助業務委託	9,765,000	H24.4.1～H25.3.31
	東品川橋架替工事監督補助業務委託	12,700,000	H25.4.1～H26.3.31
	東品川橋新設A1橋台部設計委託	1,165,500	H25.5.13～同.6.20
工事	東品川橋架替工事（下部工その1）	2,276,607,900	H20.10.23～H25.10.31
	東品川橋下光ケーブル移設工事	11,114,250	H21.5.27～H22.3.31
	東品川橋安全対策等工事	23,730,000	H22.6.15～同.12.15
	東品川橋護岸復旧工事	34,335,000	H22.12.27～H23.12.28
	東品川橋架替工事（上部工）	572,019,000	H24.3.26～H26.12.5
賃貸借	一時使用目的の土地賃貸借契約 ※3か所の合算金額を掲載	15,339,447	H21.9.1～H25.3.31 ※1か所 H21.8.1～
		7,481,103	H25.4.1～H26.12.31
合 計		3,088,698,500	

(注) 委託・工事とも最終契約額である。

2 監査の結果

計画、設計、積算、契約、施工等はいずれも適切な内容となっている。

とくに本工事は、関係調整機関や制約条件の多い難工事であるが、様々な技術的工夫を行いながら的確に対応をしていることは高く評価できる。また、上部工および下部工の施工業者が異なる中で、総合的な施工管理を積極的に行っている点も評価できる。

なお、次に述べる意見については今後の研究課題とされたい。

(1) LCC (Life Cycle Cost) について

維持管理費について、60年間のLCCを算出しているが割引率を適用していない。将来の不確実性を考慮すると割引率を適用するべきであると考えられる。

(2) 費用対便益分析 (B/C分析) について

架け替えによる便益が費用を上回ることは定性的説明で十分に判断できる。しかしながら今後、公共事業への充当予算が厳しさを増していくことが考えられる中で、必要な公共事業費を確保していくためにはB/C分析を行っておくことが説明責任をより明確に果たせるようになると考えられる。

第5 放課後の子ども（中高生）の居場所についての監査の実施

1 対象事業

「品川区長期基本計画」（平成21～30年度）に掲げられた基本政策「青少年の自立を促し社会性を育む」、「家庭・学校・地域の連携を推進する」に関連する施策。とくに中高生の居場所として位置づけられている児童センターの事業（ティーンズプラザ）を中心に取り上げる。

2 対象部課

子ども未来事業部 子育て支援課

3 実施期間

平成25年10月29日から平成26年3月13日まで

4 実施方針

子ども（中高生）の居場所については、品川区の施策としてみた場合、児童センターが中心となっているが、居場所そのものは家庭、学校、地域等に広がりを持っているものである。したがって子ども（中高生）が置かれている状況（人口、健康、成育環境、生活時間・行動・意識等）について広く実状を把握することが第一となる。その上で、子ども（中高生）の居場所に関わる関係法令、品川区長期基本計画、児童センターの事業等について現況を調査し、それぞれの問題点を明らかにするとともに今後の検討課題についても整理する。

5 実施方法

（1）児童センター訪問調査（平成25年11月3日～平成25年12月25日）

（2）所管課ヒアリング（平成26年2月26日）

第6 放課後の子ども（中高生）の居場所についての監査の結果

I 子どもの状況

1 人口の現状と推移

＜表1 住民基本台帳による品川区の人口＞

（平成25年1月1日現在）

総数	366,584 人	
	人	%
うち12歳	2,319	0.63
13歳	2,274	0.62
14歳	2,268	0.62
小計	6,861	1.87
15歳	2,129	0.58
16歳	2,286	0.62
17歳	2,162	0.59
小計	6,577	1.79
計	13,438	3.66
12～17歳		

＜表2 東京都男女年齢（5歳階級）別人口の予測＞

（品川区分、各年10月1日現在）

	単位：人、%					
	平成22年 (2010)	27年 (2015)	32年 (2020)	37年 (2025)	42年 (2030)	47年 (2035)
総数	(100)	(102)	(103)	(102)	(101)	(99)
	365,302	373,436	375,661	374,178	368,709	360,257
うち 0～4歳	13,792	12,631	11,439	10,231	8,989	8,268
5～9	11,635	13,785	12,534	11,315	10,079	8,847
10～14	(100)	(109)	(128)	(116)	(104)	(93)
	11,046	12,049	14,154	12,830	11,537	10,260
15～19	(100)	(103)	(112)	(131)	(118)	(106)
	11,606	12,000	12,962	15,157	13,663	12,249
小計 10～19歳	(100)	(106)	(120)	(124)	(111)	(99)
	22,652	24,049	27,116	27,987	25,200	22,509
	6.2%	6.4	7.2	7.5	6.8	6.2

* () は対平成22年比

・概ね中高生年齢層に当たる12～17歳の品川区の人口は13,438人、全人口の3.66%である。

・この中高生年齢層の今後の人口推移については、5歳階級別予測の10～19歳の人口から推測すると、平成37(2025)年にピーク（対2010年比で指数124）を迎える後減少傾向を示している。

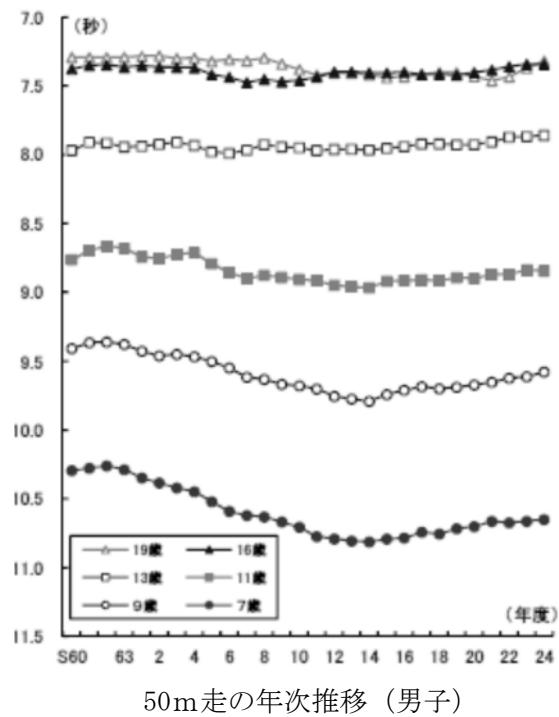
[個別意見]

- ・品川区の人口に占める中高生年齢層人口の割合が 3.66%であり今後ともほぼ同水準で推移するということは、高齢者層等のグループに比べてこの集団が規模としては少数グループとして存在しつづけることになる。
- ・社会的資源の配分において、実質的には生産年齢人口に属さない少数グループへの配分にはさまざまな軋轢が生じると考えられる。
- ・かりにこのグループに対する社会的資源の配分をより手厚くしていこうとするならば、他の年齢層グループの納得が得られる説明が求められる。

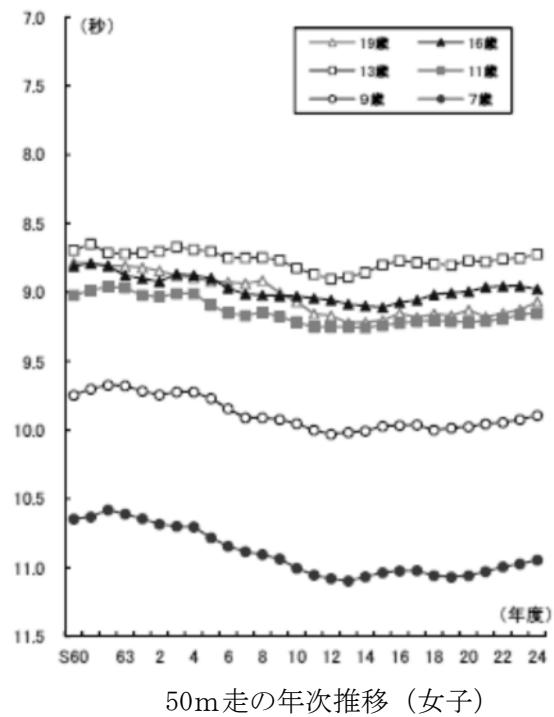
2 健康

(1) 体力、運動能力

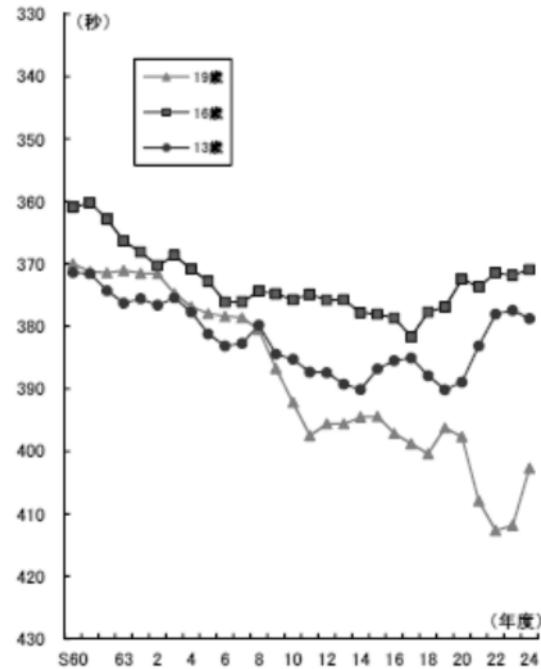
<図1 6~19歳の運動能力>



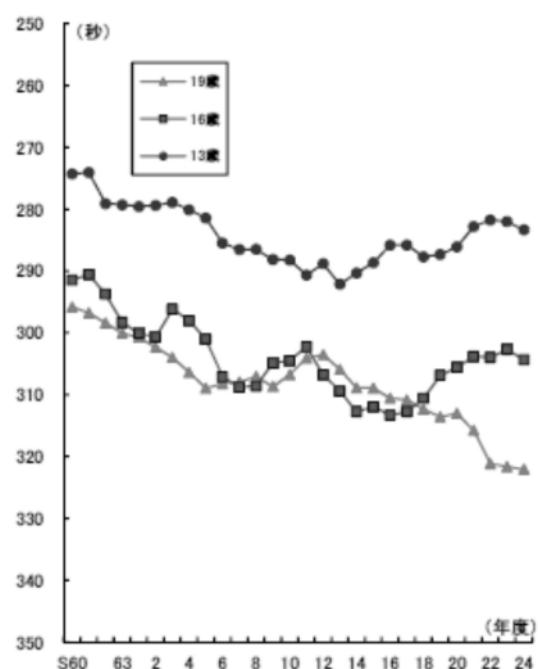
50m走の年次推移 (男子)



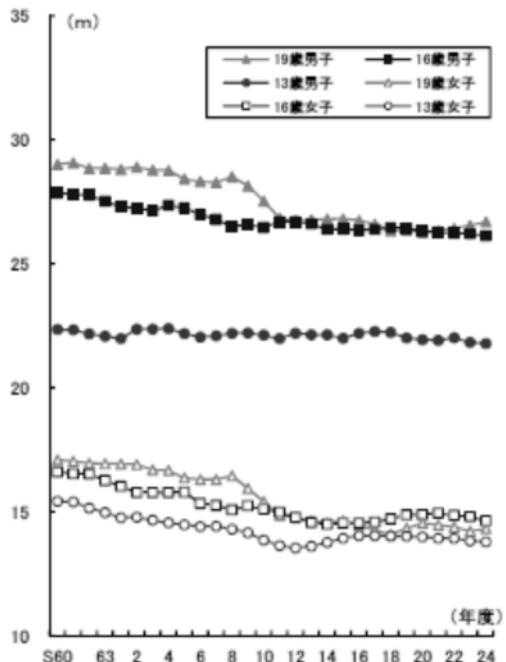
50m走の年次推移 (女子)



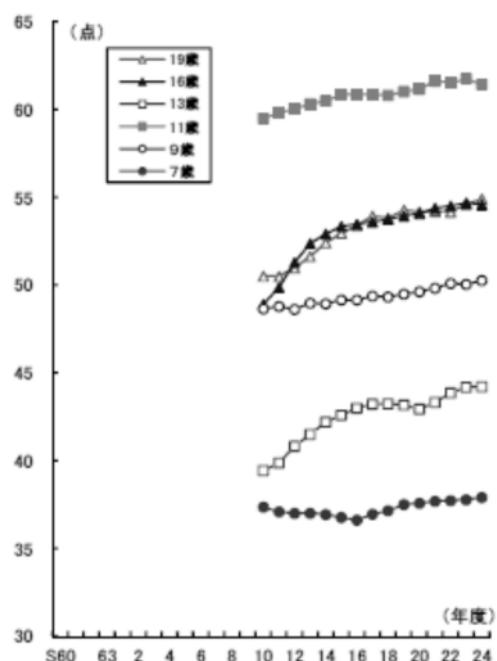
持久走 (1500m) の年次推移 (男子)



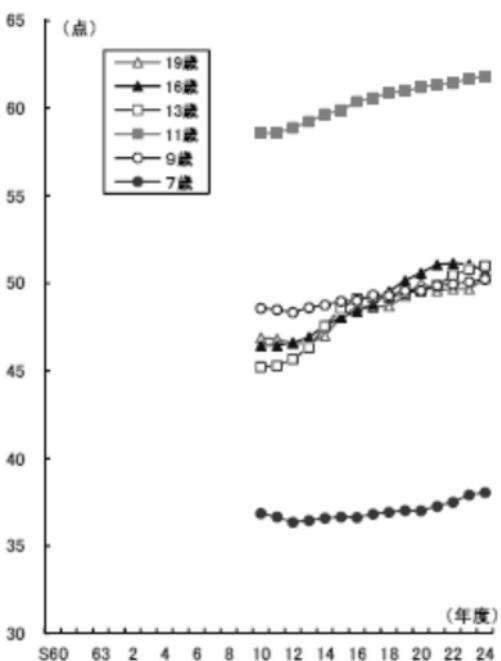
持久走 (1500m) の年次推移 (女子)



ハンドボール投げの年次推移



新体力テストの合計点の年次推移 (男子)



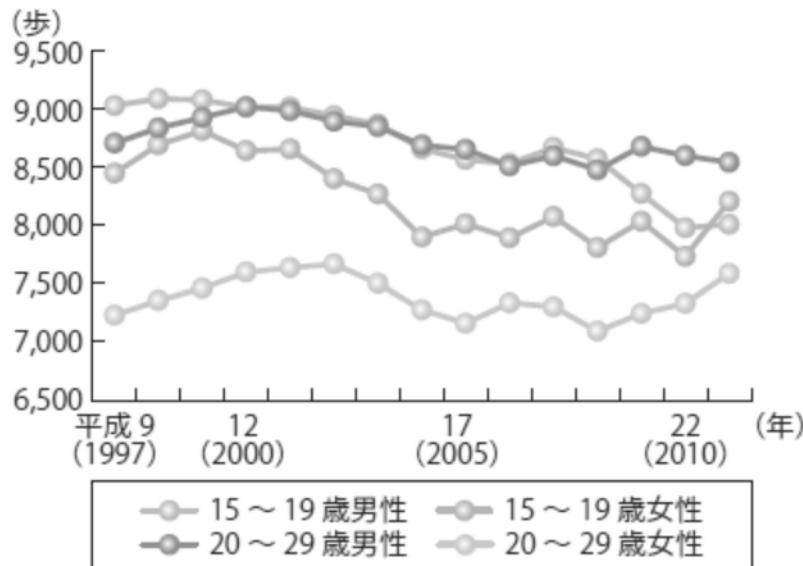
新体力テストの合計点の年次推移 (女子)

(文部科学省「体力・運動能力調査」平成 24 年度)

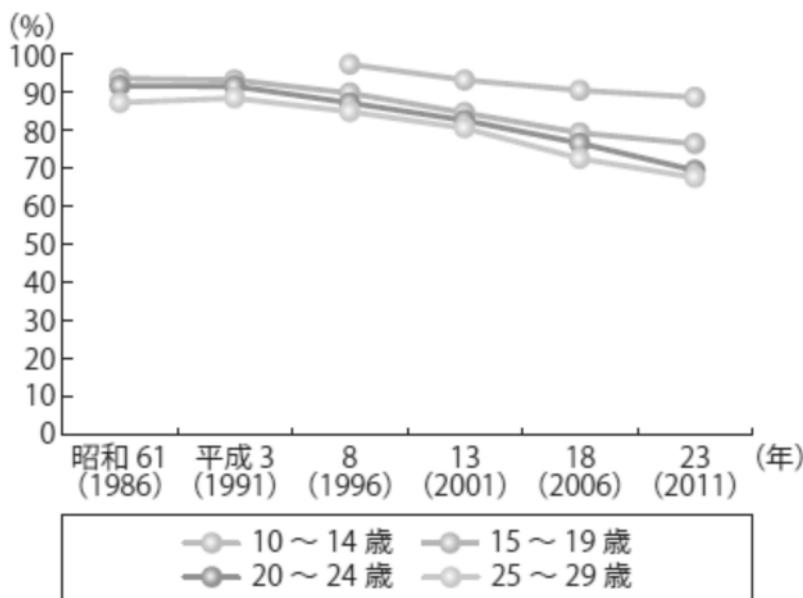
・基礎的運動能力については、体力水準が高かった昭和 60(1985)年頃と比較すると、中学生男子の 50m走、ハンドボール投げ、高校生男子の 50m走を除き依然低い水準となっている。

・新体力テスト施行 (平成 10 年度) 後の 15 年間では総じて緩やかな上昇傾向がみられる。

<図2 15歳以上の歩数>



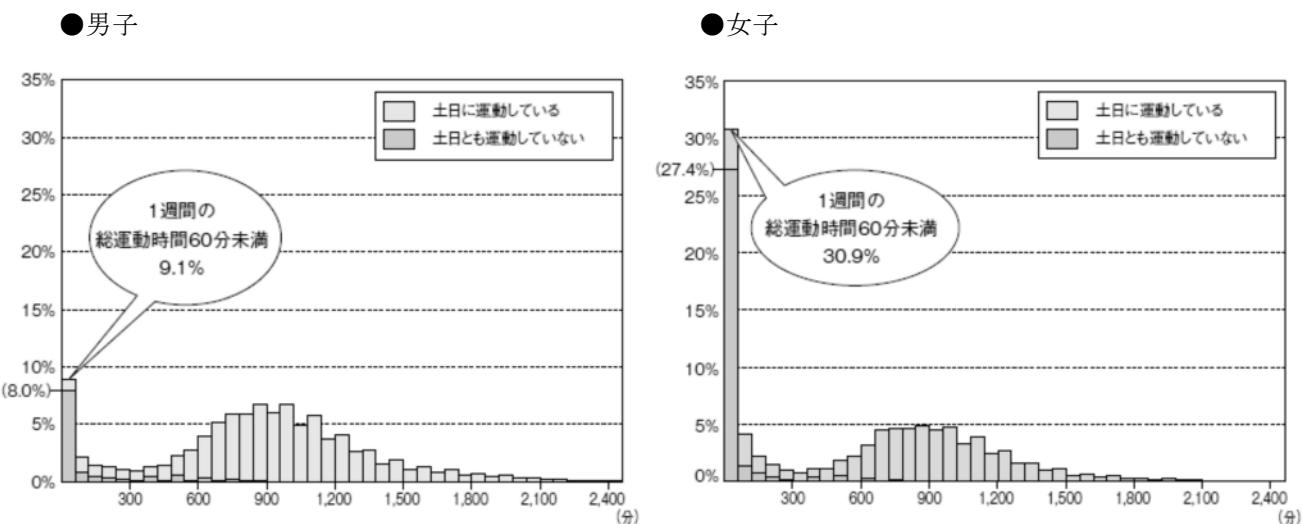
<図3 過去1年間にスポーツを行った人>



(内閣府「子ども・若者白書」平成25年版)

- ・15歳以上の者の歩数は長期的にみて著しく減少している。
- ・運動習慣として1年間にスポーツを行った者の割合は、この20年間で大きく低下している。平成23(2011)年には1年間にスポーツを行っていない者が10～14歳の約1割、15～19歳の2割強となっている。

<図4 1週間の総運動時間 (中学2年生) >



(文部科学省「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」平成24年度)

- ・中学2年生の男子の約1割、女子の約3割がほとんど運動をしていない。

[個別意見]

- ・運動、スポーツ、食事、睡眠等の日常的な行動が心身の健康の維持と体力の向上につながっていくことは明らかであるが、子どもたちにはその関連が理解されていないという調査結果もみられる。
- ・スポーツ団体等による地域社会での体力向上の取組みや学校における体育・運動部活動の振興も推進されているが、後の資料にもみられるとおり、子どもたちの日常生活の場面においてはメディアに多くの時間が費やされ身体を動かす外での遊びは遠ざけられている。さらに、朝食の欠食、睡眠時間の不足、疲労感など看過できない事態が進んでいる。
- ・組織的で合目的的な取組みも大切であるが、心身の健康を第一義に考えるならば、自然体験も含めた外での遊びを拡げていくことが重要なポイントになると思われる。危険を回避することも含めいわゆる五感を総動員する環境下においてヒトはヒトとして存在し得るからである。

(2) 食育

<表3 朝食の欠食率(平成15~23年)>

(%)

		平成15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年
男性	総数	12.0	12.5	12.9	13.1	13.7	14.0	14.2	14.1	14.4
	1-6歳	4.8	4.8	5.9	5.8	6.3	5.7	5.8	6.8	9.0
	7-14歳	3.8	3.7	4.5	5.8	6.7	6.3	6.0	5.8	5.9
	15-19歳	14.2	15.7	15.9	15.6	15.5	15.8	16.2	12.9	8.7
	20-29歳	30.1	32.3	32.6	30.7	29.7	30.5	30.9	32.3	34.1
	30-39歳	24.5	25.3	25.2	26.7	26.9	29.0	28.0	29.3	31.5
	40-49歳	16.4	17.0	18.7	18.3	21.5	21.0	21.8	21.1	23.5
	50-59歳	10.5	10.8	11.8	12.2	13.3	13.1	13.8	13.7	15.0
	60-69歳	4.3	4.7	5.2	6.3	7.1	8.2	8.8	8.2	6.3
	70歳以上	2.7	2.9	2.6	2.8	3.4	4.3	4.6	4.3	3.7
女性	総数	8.4	8.6	8.6	9.1	10.2	10.7	10.7	10.5	11.1
	1-6歳	4.8	4.7	5.6	6.4	6.8	5.6	4.6	4.4	5.3
	7-14歳	3.7	3.3	3.1	4.3	5.1	6.0	5.4	5.5	5.4
	15-19歳	13.0	12.6	11.3	11.7	11.6	10.5	11.4	12.5	13.3
	20-29歳	22.1	23.1	22.7	23.7	24.6	24.8	26.0	26.9	28.8
	30-39歳	13.3	14.3	14.6	15.1	17.3	18.7	18.3	17.1	18.1
	40-49歳	8.1	8.6	9.7	11.4	12.9	13.2	14.0	14.4	16.0
	50-59歳	7.4	8.1	8.4	8.6	10.3	11.2	11.5	10.7	11.2
	60-69歳	4.9	5.0	5.0	5.1	6.1	7.0	7.1	6.7	7.6
	70歳以上	3.1	3.2	2.6	2.9	3.7	4.6	4.9	4.4	3.8

(厚生労働省「国民健康・栄養調査」平成23年)

・7~19歳の者の朝食の欠食率は、男性で14.6%、女性で18.7%となっており長期的にみてもほぼ同水準で推移している。

<表4 1週間のうち、家族そろって食事をとる日数>

食事(朝食及び夕食)		総数	毎日	4日以上	2~3日	1日だけ	ほとんどない	不詳
平成16年	朝食	100.0%	26.3	9.1	21.7	10.9	30.6	1.5
	夕食	100.0%	25.9	19.1	36.3	10.6	7.0	1.2
平成21年	朝食	1,369(世帯) (100.0%)	353 (25.8)	126 (9.2)	293 (21.4)	139 (10.2)	438 (32.0)	20 (1.5)
	夕食	1,369(世帯) (100.0%)	359 (26.2)	254 (18.6)	496 (36.2)	138 (10.1)	96 (7.0)	26 (1.9)

(厚生労働省「全国家庭児童調査」平成21年度)

・一週間のうちで家族そろって朝食を食べる日数は、「ほとんどない」、「1日だけ」を合わせて42.2%となっており、また夕食についても両者を合わせて17.1%となっている。

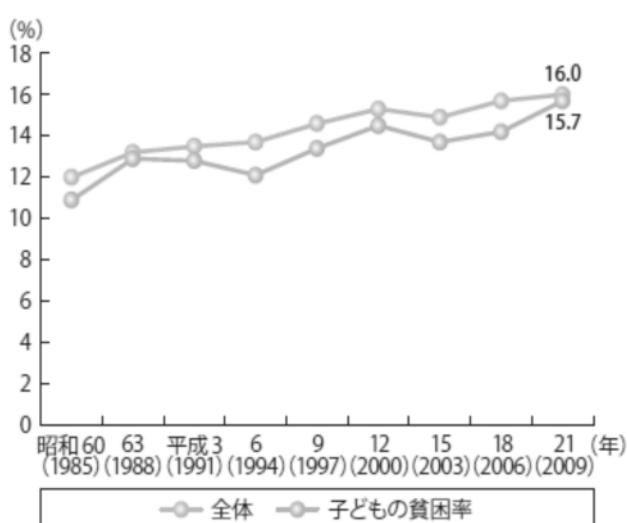
[個別意見]

- ・表3の「欠食」は、食事をしなかった場合のほか、錠剤や栄養ドリンクのみ、菓子、果物、乳製品、嗜好飲料のみの場合を指しているが、いずれの場合についても栄養バランスの欠如や不十分な咀嚼、心身の活動サイクルの狂いなど健康への影響は少なくない。
- ・また、家族揃って食事をしこミュニケーションを図ることは、本来、家族を構成するメンバー全員にとって一日の始まりでありその日の休息であるはずのものである。「食育」は作法を含めこういった家族生活の日常の一場面であった。お弁当が姿を消し給食が一般化し、朝夕食にもこのような事態が進んでいる中、「食育」とは何をめざしていこうとしているのだろうか。

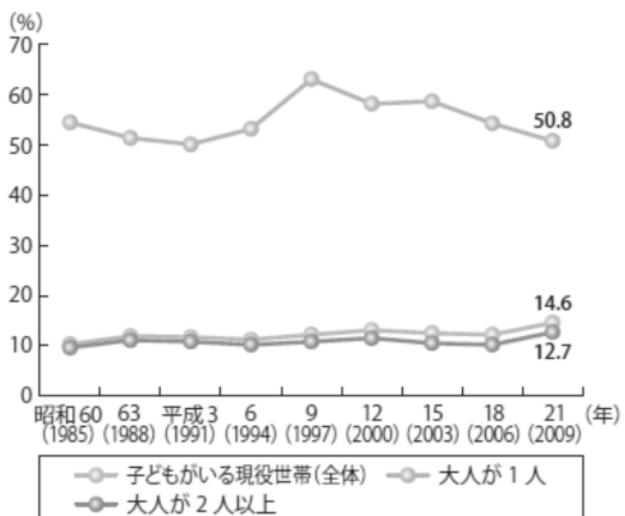
3 成育環境

(1) 相対的貧困率

＜図5 子どもの貧困率＞



＜図6 子どもがいる現役世帯の貧困率＞



(注) 1 相対的貧困率とは、OECDの作成基準に基づき、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したものを用いて算出。

2 平成6年の数値は兵庫県を除いたもの。

3 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

4 等価可処分所得金額が不詳の世帯員は除く。

(内閣府「子ども・若者白書」平成25年版)

- ・子どもの相対的貧困率は1990年代半ば頃から上昇傾向を示し、平成21(2009)年には15.7%となっている。
- ・子どもがいる現役世帯の相対的貧困率は14.6%であり、そのうち大人が1人の世帯では50.8%と、大人が2人以上いる世帯に比べて非常に高い水準となっている。
- ・子どもの相対的貧困率は、OECD加盟国30か国中12番目に高くOECD平均を若干上回る水準であるが、大人が1人の世帯のそれは最も高い水準となっている。

(2) 父母及び保護者の状況

<表5 父母の有無・同別居別にみた世帯の状況>

父母の有無・同別居	平成11年			平成16年			平成21年		
	世帯数の構成割合 (%)	児童数の構成割合 (%)	1世帯当たり平均児童数 (人)	世帯数の構成割合 (%)	児童数の構成割合 (%)	1世帯当たり平均児童数 (人)	世帯数及び構成割合 (人)	児童数及び構成割合 (人)	1世帯当たり平均児童数 (人)
総 数	100.0	100.0	1.78	100.0	100.0	1.77	1,369 (100.0 %)	2,358 (人) (100.0 %)	1.72
父母ともいる	93.6	94.7	1.80	91.6	92.6	1.79	1,217 (88.9)	2,144 (90.9)	1.76
父母とも同居	90.5	91.9	1.81	88.2	89.5	1.80	1,152 (84.2)	2,037 (86.4)	1.77
父同居・母別居	0.4	0.4	2.00	0.7	0.6	1.50	2 (0.2)	4 (0.2)	2.00
父別居・母同居	2.5	2.2	1.54	2.7	2.4	1.59	60 (4.4)	98 (4.2)	1.63
父母とも別居	0.2	0.1	1.00	—	—	—	3 (0.2)	5 (0.2)	1.67
母がいない	1.1	0.9	1.45	1.2	1.2	1.71	24 (1.8)	35 (1.5)	1.46
父 同 居	1.1	0.9	1.45	1.2	1.2	1.71	23 (1.7)	34 (1.4)	1.48
父 別 居	—	—	—	—	—	—	1 (0.1)	1 (0.0)	1.00
父がいない	5.2	4.4	1.49	6.9	6.0	1.55	126 (9.2)	177 (7.5)	1.41
母 同 居	5.2	4.4	1.49	6.8	6.0	1.55	122 (8.9)	171 (7.3)	1.40
母 別 居	—	—	—	0.1	0.0	1.00	4 (0.3)	6 (0.3)	1.50
父母ともいぢり	0.0	0.0	1.00	0.1	0.1	1.00	1 (0.1)	1 (0.0)	1.00

(注) 「総数」には「不詳」を含む。

<表6 「父母とも同居」している世帯の父母の就労状況別にみた世帯の状況>

父 母 の 就 労 状 況	平成11年	平成16年	平成 21 年		
	世帯数の構成割合 (%)	世帯数の構成割合 (%)	世帯数及び構成割合 (人)	児童数及び構成割合 (人)	1世帯当たり平均児童数 (人)
総数	100.0	100.0	1,152 (100.0 %)	2,037 (100.0 %)	1.77 (1.80)
父母とも就労している (共働き)	51.6	54.3	637 (55.3)	1,136 (55.8)	1.78 (1.81)
父が就労している } (片働き)	47.7	43.6	487 (42.3)	862 (42.3)	1.77 (1.79)
母が就労している } (片働き)	0.4	0.7	12 (1.0)	15 (0.7)	1.25 (1.25)
父母は就労していない	0.3	0.2	7 (0.6)	9 (0.4)	1.29 (2.00)
不詳	—	1.2	9 (0.8)	15 (0.7)	—

(注) 1 「就労している (働いている)」とは、「会社・団体等の役員」、「一般常雇者」、「1年未満の契約の雇用者」、「自営業・その他」のこと。

2 「1世帯当たりの平均児童数」の括弧内の数値は、前回の平成16年の数値である。

(厚生労働省「全国家庭児童調査」平成21年度)

・父母の有無・同別居別にみた世帯の状況について、それぞれ世帯数の構成割合をみると、「父母ともいる」世帯は88.9%であり平成11(1999)年の93.6%と比べて4.7ポイント減少している一方、「父別居・母同居」世帯は2.5%から4.4%に増加している。

・「母がない」世帯は1.8%、「父がない」世帯は9.2%であり、平成11(1999)年と比べてそれぞれ増加している。

・「父母とも同居」している世帯の就労状況について、「父母とも就労している(共働き)」世帯は55.3%であり、平成11(1999)年と比べて3.7ポイント増加している。

なお、「共働き」世帯の児童数の構成割合は55.8%となっている。

<表7 父母の仕事からの帰宅時間状況>

総 数		仕事あり										仕事なし	不詳		
		午後2時前	4時前	6時前	7時前	8時前	9時前	10時前	0時前	0時後	まつない				
平成16年	父	100.0%	97.8	0.2	0.2	9.9	16.7	17.6	13.6	13.0	8.3	3.0	15.2	0.7	1.5
	母	100.0%	56.3	5.0	8.0	21.3	9.7	2.7	1.0	0.6	0.5	0.4	7.1	42.2	1.6
平成21年	父	1,177(人) (100.0%)	1,147 (97.5)	6 (0.5)	8 (0.7)	136 (11.6)	206 (17.5)	206 (17.5)	175 (14.9)	140 (11.9)	69 (7.6)	32 (2.7)	149 (12.7)	19 (1.6)	11 (0.9)
	母	1,334(人) (100.0%)	781 (58.5)	76 (5.7)	125 (9.4)	277 (20.8)	126 (9.4)	56 (4.2)	22 (1.6)	10 (0.7)	7 (0.5)	5 (0.4)	77 (5.8)	538 (40.3)	15 (1.1)

(注) 「総数」からは、子どもと同居していない父、母は除く。

(厚生労働省「全国家庭児童調査」平成21年度)

・父母の仕事からの帰宅状況をみると、父では「7時前」、「8時前」は合わせて35.0%、「9時前」、「10時前」は合わせて26.8%、「0時前」、「0時後」は合わせて10.3%となっている。母では「4時前」、「6時前」、「7時前」は合わせて39.6%となっている。ただし、「母で仕事あり」でみるとその割合は67.6%である。

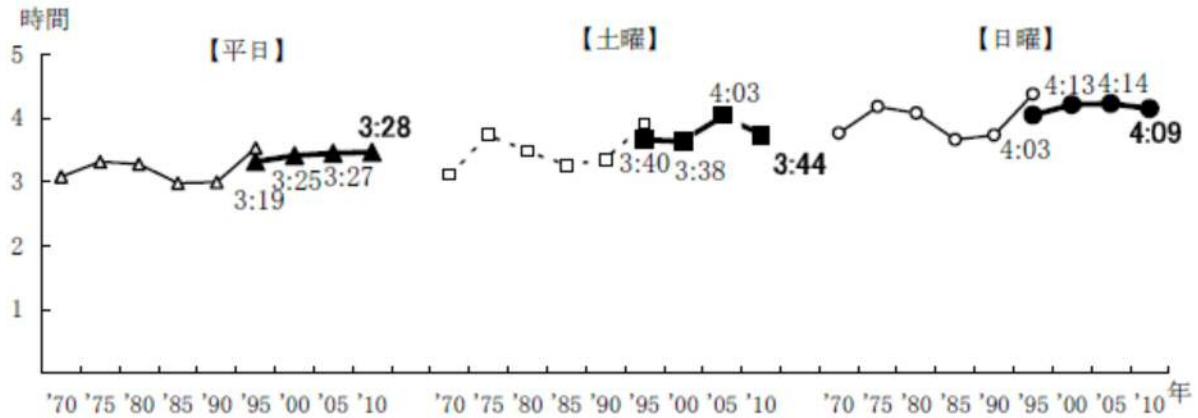
<表8 睡眠時間の時系列変化(平日・年齢層 全員平均時間)>

(時間 分)	'60	'65	'70	'75	'80	'85	'90	'95	'00	'05	'10年
10~15歳	9:06	8:56	8:38	8:31	8:30	8:23	8:20	8:05	8:10	8:10	8:03
16~19歳	8:06	7:57	7:34	7:12	7:20	7:16	7:20	7:07	7:02	7:15	6:55
20代	8:05	8:00	7:50	7:44	7:39	7:28	7:29	7:21	7:16	7:20	7:21
30代	7:50	7:50	7:42	7:39	7:39	7:29	7:22	7:09	6:57	7:04	7:05
40代	7:43	7:40	7:39	7:38	7:30	7:19	7:16	7:06	6:59	6:53	6:35
50代	7:58	7:47	7:47	7:44	7:46	7:35	7:27	7:11	7:07	6:59	6:51
60代	8:18	8:18	8:14	8:17	8:18	8:05	7:56	7:44	7:34	7:28	7:16
70歳以上	9:08	9:23	9:32	9:19	9:18	8:55	8:48	8:27	8:20	8:13	7:56

(「日本人の生活時間・2010 NHK国民生活時間調査」)

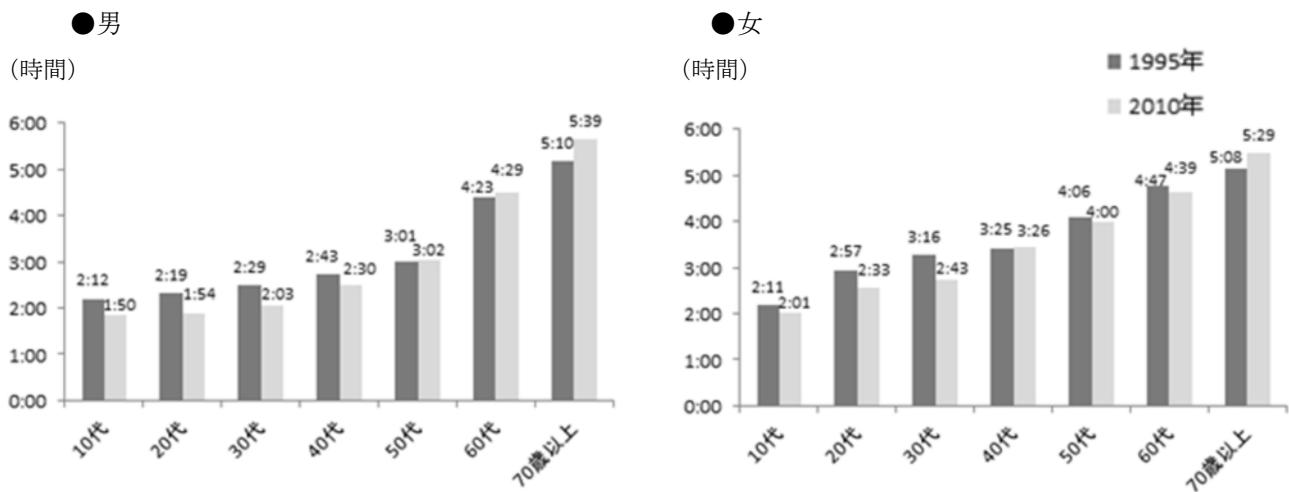
・睡眠時間の時系列変化をみると、「10~15歳」、「16~19歳」、その親世代に当たる40代、50代の睡眠時間は、1960年頃と比べていずれも1時間強減少している。

<図7 テレビ視聴時間の時系列変化 (3曜日・国民全体 全員平均時間)>



(注) 生活時間調査は1995年に調査方式を変更した。1970～95年（小さな記号・白抜き）は旧方式、1995～2010年（大きな記号・黒）は現行の方式による。1970年からの長期的な変化の方向をみるために、両方式の結果を併記したが、数値そのものを直接比較することはできない（以下同様）。

<図8 テレビの時間量 (平日・男女年層別 全員平均時間)>



(「日本人の生活時間・2010 NHK 国民生活時間調査」)

- ・テレビの視聴時間の時系列変化をみると、長期的には視聴時間は増加傾向にあり平日でも3時間28分となっている。
- ・テレビの時間量は、10代、その親世代である40代、50代とともに15年前と比べて若干減少しているが、依然として2～4時間となっている。

<表9 父母の仕事の種類別にみた子どもたちとの会話時間（1週間あたり）>

会話時間	平成16年	平成21年						
		総数	就労している	会社・団体等の役員	一般常雇者	1年未満の契約の雇用者	自営業、その他	就労していない
父 総 数	100.0 %	1,166 (人) (100.0%)	1,147 (人) (100.0%)	207(人) (100.0%)	763(人) (100.0%)	16(人) (100.0%)	161(人) (100.0%)	19(人) (100.0%)
0～4時間	31.2	371 (31.8)	365 (31.8)	68 (32.9)	235 (30.8)	5 (31.3)	57 (35.4)	6 (31.6)
5～9時間	18.3	218 (18.7)	216 (18.8)	38 (18.4)	147 (19.3)	4 (25.0)	27 (16.8)	2 (10.5)
10～14時間	15.3	174 (14.9)	169 (14.7)	33 (15.9)	111 (14.5)	1 (6.3)	24 (14.9)	5 (26.3)
15～19時間	7.1	65 (5.6)	65 (5.7)	6 (2.9)	48 (6.3)	—	11 (6.8)	—
20～29時間	13.7	182 (15.6)	181 (15.8)	33 (15.9)	118 (15.5)	4 (25.0)	26 (16.1)	1 (5.3)
30～39時間	6.3	63 (5.4)	61 (5.3)	12 (5.8)	44 (5.8)	2 (12.5)	3 (1.9)	2 (10.5)
40～49時間	2.0	31 (2.7)	30 (2.6)	7 (3.4)	20 (2.6)	—	3 (1.9)	1 (5.3)
50～59時間	0.4	8 (0.7)	8 (0.7)	—	5 (0.7)	—	3 (1.9)	—
60～69時間	0.6	3 (0.3)	3 (0.3)	—	3 (0.4)	—	—	—
70時間以上	0.3	1 (0.1)	1 (0.1)	—	—	—	1 (0.6)	—
不 詳	4.7	50 (4.3)	48 (4.2)	10 (4.8)	32 (4.2)	—	6 (3.7)	2 (10.5)
母 総 数	100.0 %	1,319 (人) (100.0%)	781 (人) (100.0%)	47(人) (100.0%)	445(人) (100.0%)	143(人) (100.0%)	146(人) (100.0%)	538(人) (100.0%)
0～4時間	10.8	154 (11.7)	120 (15.4)	14 (29.8)	67 (15.1)	16 (11.2)	23 (15.8)	34 (6.3)
5～9時間	14.4	178 (13.5)	127 (16.3)	8 (17.0)	72 (16.2)	27 (18.9)	20 (13.7)	51 (9.5)
10～14時間	14.0	201 (15.2)	138 (17.7)	4 (8.5)	82 (18.4)	27 (18.9)	25 (17.1)	63 (11.7)
15～19時間	5.1	65 (4.9)	41 (5.2)	1 (2.1)	27 (6.1)	8 (5.6)	5 (3.4)	24 (4.5)
20～29時間	16.3	218 (16.5)	138 (17.7)	7 (14.9)	80 (18.0)	24 (16.8)	27 (18.5)	80 (14.9)
30～39時間	12.6	133 (10.1)	77 (9.9)	5 (10.6)	41 (9.2)	19 (13.3)	12 (8.2)	56 (10.4)
40～49時間	5.8	108 (8.2)	59 (7.6)	3 (6.4)	35 (7.9)	7 (4.9)	14 (9.6)	49 (9.1)
50～59時間	6.3	83 (6.3)	27 (3.5)	1 (2.1)	18 (4.0)	1 (0.7)	7 (4.8)	56 (10.4)
60～69時間	2.3	45 (3.4)	18 (2.3)	1 (2.1)	7 (1.6)	5 (3.5)	5 (3.4)	27 (5.0)
70時間以上	8.4	93 (7.1)	17 (2.2)	—	8 (1.8)	6 (4.2)	3 (2.1)	76 (14.1)
不 詳	4.1	41 (3.1)	19 (2.4)	3 (6.4)	8 (1.8)	3 (2.1)	5 (3.4)	22 (4.1)

(注) 1 「総数」からは、「父または母のどちらかが別居している」場合及び父母とも就労状況が「不詳」のものを除く。

2 子どもが複数いる場合は、全ての子どもたちとの会話時間の合計である。

(厚生労働省「全国家庭児童調査」平成21年度)

- ・18歳未満の子どもについて、1週間のうちで父親と会話する時間は、4時間以下が31.8%と最も多く、次いで5～9時間、18.7%となっている。母親については、20～29時間が16.5%と最も多く、次いで10～14時間が15.2%となっている。

<表10 子どもたちとよく一緒にすることの構成割合（複数回答）>

(単位: %)

一緒にすること	平成16年	平成21年								
		総数	男	女	未就学	小学校1~3年生	小学校4~6年生	中学生	高校生等	就職・その他
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
外へ出て、食事をする	62.7	59.8	58.3	61.5	56.0	62.7	65.0	60.3	55.4	60.0
一緒にスポーツクラブに入るなど計画的にスポーツを一緒にする	11.1	13.7	15.9	11.3	10.0	16.9	19.6	14.3	7.7	40.0
散歩やボール遊びなどをする	49.5	48.0	47.1	49.0	76.7	62.7	49.1	22.7	17.6	20.0
旅行やハイキング、魚つりなどに出かける	36.0	35.2	35.9	34.5	32.3	43.4	42.6	31.1	26.0	20.0
映画や観劇、音楽会へ行く	30.7	30.7	29.0	32.5	21.6	35.4	39.2	33.8	28.5	20.0
デパートやスーパーなどへ買い物に行く	86.4	86.6	83.6	89.8	92.3	90.4	86.2	82.5	75.6	40.0
室内でゲームやごっこ遊びをする	50.4	54.5	50.3	59.0	76.9	62.4	51.2	29.3	17.9	20.0
音楽を聞いたり、演奏や合唱・カラオケをする	31.0	34.7	32.9	36.6	40.4	38.1	36.2	30.2	26.0	20.0
ケーキ作りや料理をする	39.6	43.1	36.7	50.0	44.7	48.7	45.2	39.0	36.5	40.0
絵を描いたり、物をつくったり編み物などをする	32.1	30.8	27.5	34.2	54.5	33.5	22.6	13.6	8.3	—
お話を聞かせたり、本を読んでその感想を話したりする	42.0	39.2	35.9	42.8	72.6	46.0	26.7	15.9	10.3	—
勉強をみてやる	53.4	55.9	56.1	55.7	45.3	85.1	74.0	49.0	26.9	40.0
テレビを見て、話し合ったりする	75.7	78.7	79.0	78.3	68.8	84.1	84.3	83.7	77.9	60.0
家族会議を開いて、話し合う	13.6	18.7	18.6	18.8	11.5	22.9	24.0	19.3	16.7	20.0
家業の手伝いをさせ、一緒に仕事をする	42.3	49.2	47.8	50.8	44.0	56.1	56.7	50.3	40.4	20.0
その他	4.3	3.7	3.4	4.1	3.8	3.4	3.9	3.2	4.8	—
特に一緒にすることはない	5.2	5.7	6.2	5.1	3.8	3.1	3.5	7.3	14.1	20.0
不詳	0.8	2.2	2.4	2.0	0.8	1.7	1.8	3.4	3.2	20.0

(注) 「高校生等」とは「高校生」、「各種学校・専修学校・職業訓練校の生徒」の合計である。

(厚生労働省「全国家庭児童調査」平成21年度)

- ・父母と子どもたちがよく一緒にすることの構成割合をみると、「勉強をみてやる」は中学生で49.0%、高校生で26.9%となっている。
- ・構成割合の高いものあげると、中学生では「テレビを見て、話し合ったりする」83.7%、「デパートやスーパーなどへ買い物に行く」82.5%、「外へ出て、食事をする」60.3%であり、高校生も同様の傾向を示している。

<表11 子育てについての不安や悩みの種類の構成割合(複数回答)>

(単位: %)

不安や悩みの種類	平成16年	平成21年								
		総数	男	女	未就学	小学校1~3年生	小学校4~6年生	中学生	高校生等	就職・その他
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
子どものしつけに関すること	52.3	53.4	53.5	53.3	62.3	57.6	56.9	45.8	36.9	80.0
子どもの健康に関すること	30.9	33.5	33.4	33.7	39.1	32.5	33.9	29.7	30.1	40.0
子どもの勉強や進学に関すること	54.8	56.5	58.3	54.6	33.2	50.8	67.3	75.3	76.0	80.0
子どもの就職に関すること	16.4	22.1	23.7	20.5	8.0	11.1	22.6	37.2	42.6	80.0
子どもの性格や癖に関すること	40.5	44.5	43.3	45.8	51.5	50.1	50.2	33.8	27.9	40.0
子どもの暴力や非行に関すること	5.1	6.5	7.4	5.5	8.9	6.0	7.1	5.0	4.5	—
子どものいじめに関すること	11.2	14.2	13.0	15.5	13.8	15.4	19.1	14.1	7.7	—
子どもの友人に関すること	17.9	21.5	20.9	22.1	20.8	24.1	26.3	20.6	13.8	—
子どもの性に関すること	7.4	7.9	8.3	7.4	4.4	5.1	12.9	10.0	8.7	20.0
子どもが保育園や幼稚園、学校に行くのを嫌がること	6.3	6.9	6.4	7.4	7.0	5.1	8.1	8.8	5.4	—
子どもの育て方について、自信が持てないこと	21.4	21.4	20.4	22.4	27.0	19.3	21.0	20.6	13.8	40.0
子どもの事に関して、家族が協力してくれないこと	8.3	10.0	9.5	10.5	10.7	8.7	11.5	10.9	6.7	—
家の近所の環境がよくないこと	6.3	5.3	5.0	5.7	6.0	4.8	6.2	4.8	3.5	—
その他	0.9	1.2	1.2	1.2	1.4	1.0	0.9	1.4	1.6	—
特に不安や悩みはない	16.4	5.9	5.7	6.0	6.9	4.1	4.8	6.6	7.1	20.0

(注) 「高校生等」とは「高校」、「各種学校・専修学校・職業訓練校」の合計である。

(厚生労働省「全国家庭児童調査」平成21年度)

- ・子育てについての不安や悩みの種類の構成割合の高いものあげると、中学生では「勉強や進学」75.3%、「しつけ」45.8%、「就職」37.2%、「性格や癖」33.8%、「健康」29.7%となっている。高校生も一部順位が入れ替わるものの中学生と同様の傾向を示している。

<表12 子育てについての不安や悩みの種類別の相談相手の構成割合（複数回答）>

(単位：%)

不安や悩みの種類	総 数	専門家や公的機関に相談する（電話も含む）	保育園や幼稚園、学校の先生などに相談する	信頼できる身近な人に相談する	インターネットの子育てサイトなどに相談する	家族の者に相談する	子どもと話し合う	自分で考えて解決する	その他	相談相手はない	不詳
子どものしつけに関すること	100.0	4.6	20.0	47.5	3.3	67.8	23.3	21.8	2.3	3.0	5.1
子どもの健康に関すること	100.0	35.7	15.2	34.2	5.4	55.6	13.0	16.9	3.0	1.9	6.9
子どもの勉強や進学に関すること	100.0	6.8	31.3	31.3	2.3	57.6	44.3	11.5	3.2	1.5	6.5
子どもの就職に関すること	100.0	6.3	22.3	22.3	3.7	47.8	44.5	9.0	3.7	4.7	12.0
子どもの性格や癖に関すること	100.0	8.2	21.2	41.9	2.5	65.5	30.3	15.6	2.8	2.8	6.0
子どもの暴力や非行に関すること	100.0	8.6	24.7	23.5	1.2	59.3	32.1	22.2	2.5	6.2	6.2
子どものいじめに関すること	100.0	6.0	34.1	34.6	2.2	54.9	39.6	11.0	2.2	3.3	6.0
子どもの友人に関すること	100.0	4.0	26.4	41.2	0.7	57.4	40.1	14.1	1.4	2.9	5.4
子どもの性に関すること	100.0	6.8	8.7	26.2	1.9	42.7	25.2	18.4	6.8	8.7	11.7
子どもが保育園や幼稚園、学校に行くのを嫌がること	100.0	14.3	39.6	29.7	—	46.2	33.0	11.0	1.1	3.3	9.9
子どもの育て方について、自信が持てないこと	100.0	7.0	14.4	46.0	4.9	55.4	7.4	27.0	4.9	9.1	4.9
子どもの事に関して、家族が協力してくれないこと	100.0	2.4	0.8	39.4	0.8	26.0	8.7	33.9	6.3	16.5	11.8
家の近所の環境がよくないこと	100.0	6.9	4.2	19.4	5.6	34.7	15.3	20.8	4.2	16.7	16.7
その他	100.0	20.0	13.3	33.3	6.7	60.0	26.7	20.0	6.7	20.0	—

(厚生労働省「全国家庭児童調査」平成21年度)

- ・子育てについての不安や悩みの種類別に相談相手の構成割合をみると、ほとんどの不安や悩みについて「家族の者」、「信頼できる身近な人」の割合が高く、次いで「子どもと話し合う」となっている。
- ・一方、「専門家や公的機関」、「保育園や幼稚園、学校の先生」が主な相手となっている不安や悩みは相対的に少なく構成割合も高くはない。

[個別意見]

- ・世帯状況や父母の就労状況の変化、父母の帰宅時間など、子どもの成育環境の厳しさの一端が窺える一方、子ども世代と歩を一にする親世代の睡眠時間の減少とテ

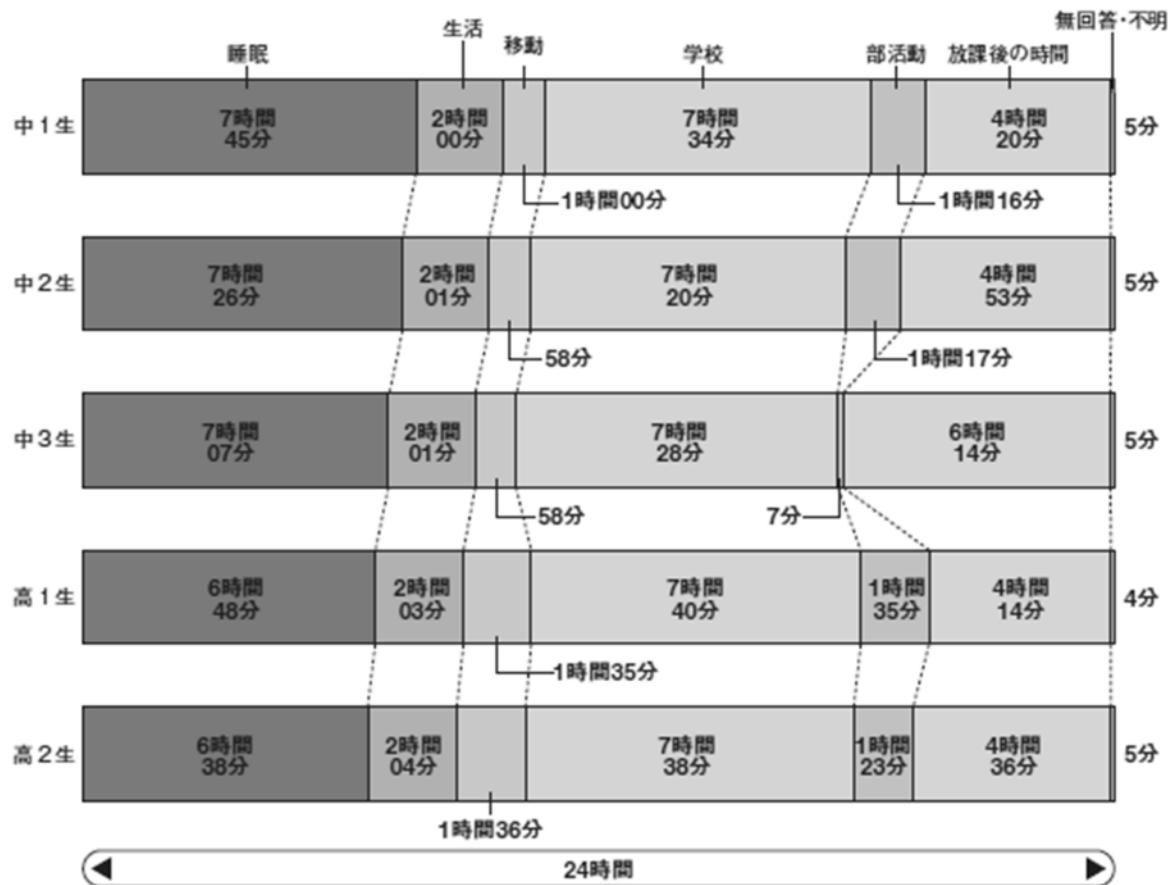
テレビ視聴の長時間化の固定といった生活実態が浮かび上がっている。

- ・それは子どもたちとの会話時間の少なさにも大きく関係しているだろう。
- ・また、子どもたちとよく一緒にすることが、テレビを見るのほか、外での食事やデパートなどでの買い物といった消費行動が中心となっていることとも関係していると考えられる。ありふれた日常生活の中で展開されるはずの家族としての営みが希薄化し、メディアを含めた消費社会に家族もろとも取り込まれていると言えよう。
- ・こういった状況の中にあれば、子育てについての不安や悩みの大きな部分が、しつけ、健康、性格や癖といった家族文化によって培われる（損なわれる）ものになることは当然であろう。そしてこれらの不安や悩みの相談相手として選択されているのも家族と身近な人である。
- ・変容しつつも解体することなく家族がその命脈を保っていると言えるのか、あるいはすでに形骸化しているのか、いずれにしても家族のありようを決めるのはまずは大人であることは確認しておきたい。

4 生活時間・行動・意識

(1) 一日の時間と行動

<図9 1日の時間配分（学年別・平均時間）>



- (注) 1 部活動は中・高校生のみにたずねた。
 2 放課後の時間は、遊び、勉強、習い事、メディア、人とすごす、その他の時間の合計。
 3 遊び、勉強、習い事、メディア、人とすごす、その他に分類されている行動は、わずかに放課後以外の時間帯にも行われているが、それらも含めて放課後の時間として示した。

(ベネッセ「放課後の生活時間調査（ダイジェスト版）」2008年)

- ・中高生の1日の時間配分のうち「部活動」、「放課後の時間」をみると、受験期を迎えている中3生を除き「部活動」が1時間16分から1時間35分、「放課後の時間」が4時間14分から4時間53分となっている。

＜表 13 行動別の生活時間（学年別・24 時間あたり・平均時間）＞

行動分類	小5生	小6生	中1生	中2生	中3生	高1生	高2生
睡眠	8時間45分	8時間27分	7時間45分	7時間26分	7時間7分	6時間48分	6時間38分
身のまわりのこと	1時間00分	1時間00分	1時間02分	1時間02分	1時間04分	1時間09分	1時間10分
食事	1時間03分	59分	58分	59分	57分	54分	53分
通学	40分	40分	50分	47分	44分	1時間26分	1時間24分
移動（通学以外）	15分	17分	10分	11分	13分	9分	13分
学校	7時間20分	7時間21分	7時間25分	7時間11分	7時間14分	7時間24分	7時間20分
放課後に学校ですごす	10分	13分	9分	9分	15分	16分	18分
部活動			1時間16分	1時間17分	7分	1時間35分	1時間23分
屋外での遊び・スポーツ	14分	14分	3分	5分	6分	2分	2分
室内での遊び	14分	12分	6分	4分	6分	3分	5分
テレビゲーム	15分	18分	13分	15分	13分	9分	14分
学校の宿題	37分	35分	32分	30分	36分	34分	31分
宿題以外の勉強	19分	23分	36分	39分	1時間25分	27分	31分
学習塾	20分	29分	28分	33分	1時間01分	10分	13分
習い事・スポーツクラブ	31分	28分	11分	12分	5分	4分	3分
習い事の練習	5分	4分	2分	2分	2分	1分	1分
テレビ・DVD	1時間01分	1時間07分	57分	1時間04分	58分	58分	55分
本・新聞	5分	5分	4分	5分	5分	5分	4分
マンガ・雑誌	7分	8分	7分	9分	8分	6分	7分
音楽	1分	3分	3分	6分	7分	6分	8分
携帯電話	0分	1分	5分	7分	12分	20分	19分
パソコン	2分	5分	6分	12分	12分	9分	12分
家族と話す・すごす	18分	15分	11分	10分	11分	8分	9分
友だちと話す・すごす	6分	5分	6分	6分	7分	9分	10分
家の手伝い	4分	5分	3分	4分	5分	3分	4分
買い物	2分	2分	2分	2分	3分	4分	4分
からだを休める	13分	15分	17分	19分	24分	19分	20分
ペットとすごす	2分						
アルバイト						9分	15分
その他	6分	6分	5分	7分	7分	5分	6分
無回答・不明	4分	4分	5分	5分	5分	4分	5分

- (注) 1 部活動は中・高校生のみにたずねた。アルバイトは高校生のみにたずねた。
- 2 学校にかかる時間には、移動（通学以外）も含めた。
- 3 遊び、勉強、習い事、メディア、人とすごす、その他に分類されている行動は、わずかに放課後以外の時間帯にも行われているが、それらも含めて放課後の時間として示した。
- 4 睡眠時間の平均は、午前4時から翌日の午前4時までに行われた睡眠の時間から算出したものであり、連続して行われた睡眠ではない。
- 5 宿題以外の勉強は、学校ではなく家でする勉強を指す。
- 6 平均時間（「全体平均時間」と表記する場合あり）は、24時間のうち該当の行動が行われた時間の平均である。該当の行動を行わなかった子どもも含めた全体を母数として算出した。小数第1位を四捨五入しているため、24時間にならない場合がある。

(ベネッセ「放課後の生活時間調査（ダイジェスト版）」2008年)

- 前掲（図9）の時間配分をさらに行動別にみたものが表13である。図9の「放課後の時間」は本表の「屋外での遊び・スポーツ」から「その他」までに分類される。
- 中1生から高2生まで「テレビ・DVD」の時間が最も多く55分から1時間04

分（中3生では「宿題以外の勉強」1時間25分、「学習塾」1時間01分と「テレビ・DVD」を上回っているが、それでも58分）となっている。

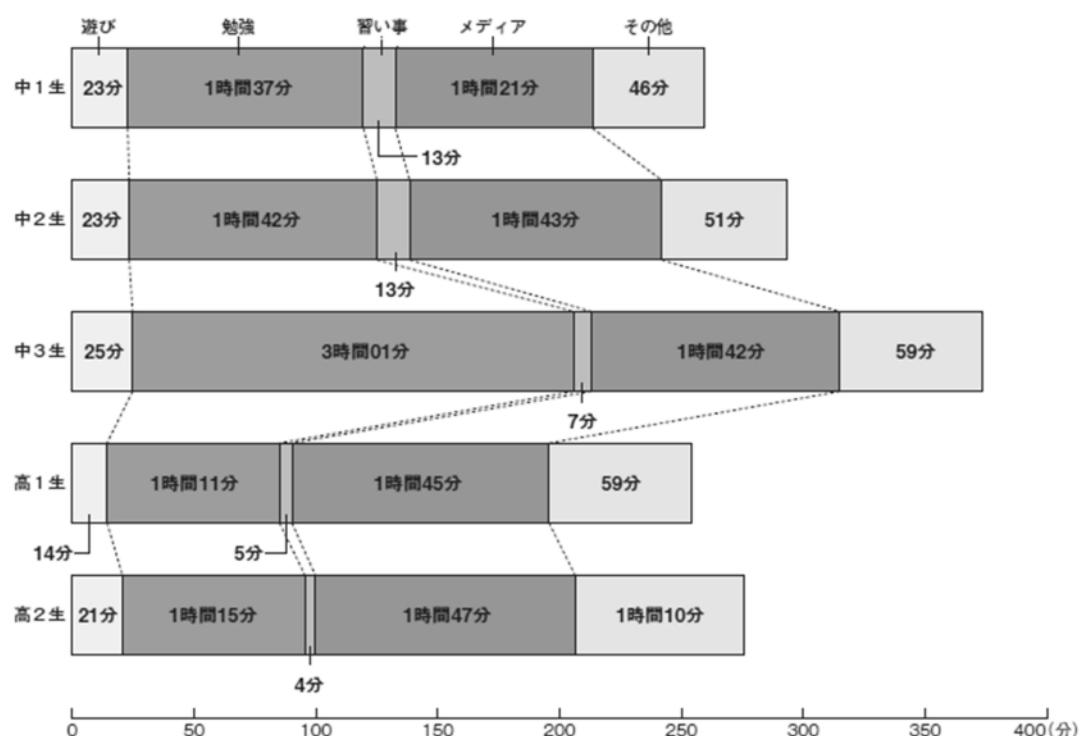
・中1生から高2生まで「学校の宿題」、「宿題以外の勉強」を合わせた勉強時間は約1時間であり、これに「学習塾」が中1・2生で約30分、高1・2生で約10分加わる。

・中1・2生および高1・2生の「放課後の時間」4~5時間のうち、勉強時間が1時間から1時間半、「テレビ・DVD」が約1時間、残りの時間が「携帯電話」、「パソコン」、「マンガ・雑誌」、「家族と話す・すごす」、「音楽」、「からだを休める」などに費やされている。

・しかし表13のうち、「部活動」と、「放課後の時間」として自由行動に分類されているとはいながら親の意向や同調圧力などにより比較的拘束性の強い「学習塾」、「習い事・スポーツクラブ」、「アルバイト」に費やされる時間は、中1・2生、高1・2生で約2時間に及んでいる。

・「放課後の時間」について表13を大きく括ったものが図10であり、どの学年層についてもメディアの占める時間が多いことがわかる。

＜図10 放課後の時間の使い方（学年別・平均時間）＞



(注) 1 放課後の時間は、遊び、勉強、習い事、メディア、人とすごす、その他の時間の合計。ただし、人とすごす時間は、その他に含めて示した。

2 遊び、勉強、習い事、メディア、人とすごす、その他に分類されている行動は、わずかに放課後以外の時間帯にも行われているが、それらも含めて放課後の時間として示した。

(ベネッセ「放課後の生活時間調査（ダイジェスト版）」2008年)

<表14 帰宅時間の状況の構成割合>

(単位: %)

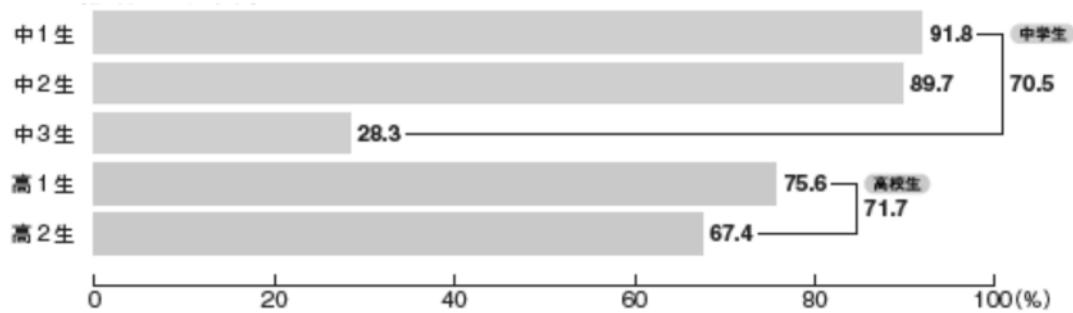
帰宅時間	平成 16年	平成21年						
		総数	男	女	小学校 5~6年生	中学生	高校生等	就職・ その他
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
午後2時前	—	0.4	0.3	0.4	0.3	0.2	0.3	10.0
午後4時前	17.2	18.3	19.3	17.1	40.2	14.5	4.6	20.0
午後6時前	43.1	40.7	40.4	41.0	46.6	49.0	26.2	10.0
午後7時前	15.4	14.9	13.1	17.0	3.7	20.6	17.1	20.0
午後8時前	6.6	8.1	8.3	7.9	1.7	4.1	18.8	—
午後9時前	3.5	4.0	4.3	3.7	0.3	1.6	10.3	—
午後10時前	1.6	2.4	2.6	2.1	—	1.4	5.7	—
午後10時以降	1.1	0.9	1.2	0.6	—	—	2.8	—
決まっていない	10.6	8.6	9.0	8.1	5.1	7.3	12.5	30.0
不 詳	0.8	1.7	1.4	2.1	2.0	1.4	1.7	10.0

(注) 「高校生等」とは「高校生」、「各種学校・専修学校・職業訓練校の生徒」の合計である。

(厚生労働省「全国家庭児童調査」平成21年度)

- 帰宅時間の状況の構成割合をみると、中学生では「午後6時前」が49.0%と最も高く、次いで「午後7時前」20.6%、「午後4時前」14.5%であり、これらを合わせた「午後7時前」全体では84.3%となっている。高校生では「午後6時前」が26.2%と最も高く、次いで「午後8時前」18.8%、「午後7時前」17.1%であり、これらを合わせた「午後8時前」全体では67.0%となっているが、「午後9時前」、「午後10時前」も合わせて16.0%となっている。

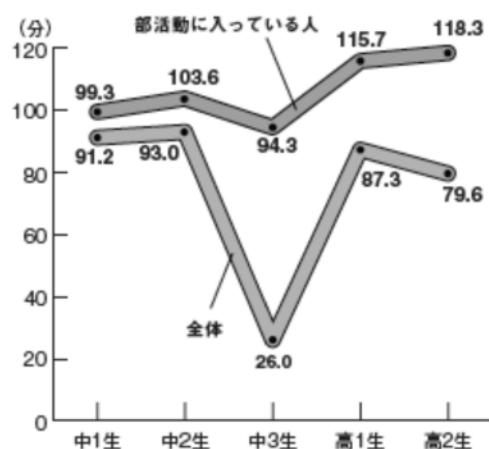
<図 11 部活動の加入率>



(注) 1 中・高校生のみにたずねた。

2 部活動に「入っている」の%。

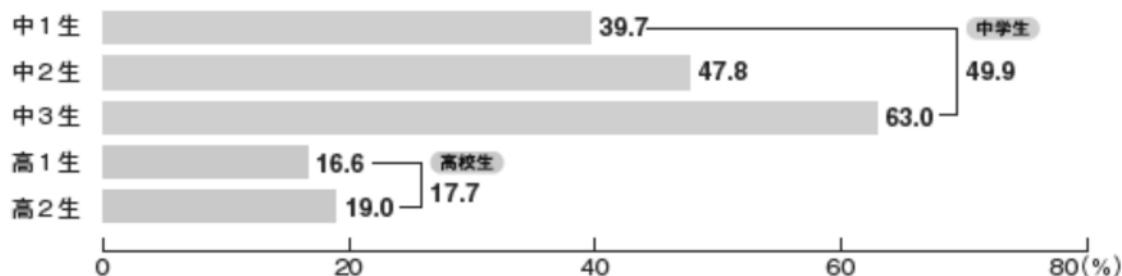
<図 12 部活動の時間 (1 日あたり・平均時間) >



(注) 1 中・高校生のみにたずねた。

2 部活動に入っている人の平均時間は、1日の時間（1日にどれくらいの時間やっていますか）に、1週間の回数（1週間に何日くらい参加していますか）をかけて7で割ったもの。1回の時間または回数が無回答・不明の場合は分析から除いている。全体の平均時間は、部活動に「入っていない」と回答した人を0分として含め、算出したもの。

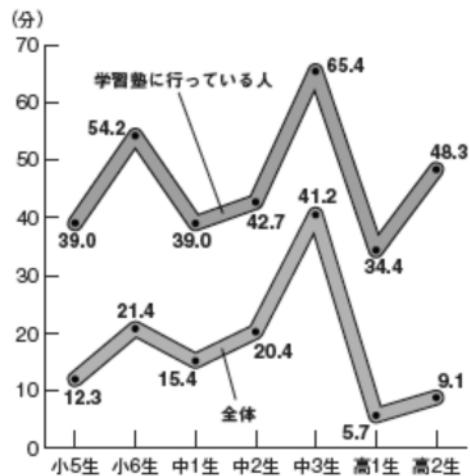
<図 13 通塾率>



(注) 学習塾に「行っている」の%。

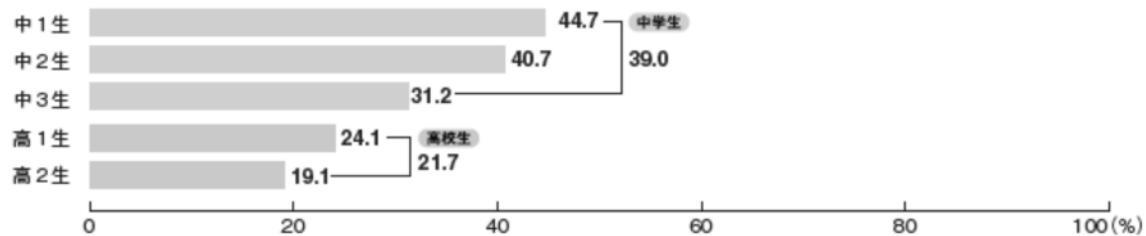
(ベネッセ「放課後の生活時間調査（速報版）」2008年)

<図 14 学習塾の時間 (1 日あたり・平均時間) >



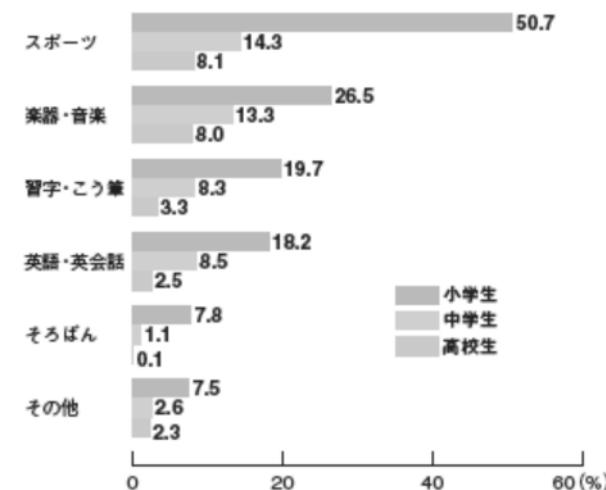
(注) 学習塾に行っている人の平均時間は、1 回の時間（1 回にどれくらいの時間、勉強していますか）に、1 週間の回数（1 週間に何回くらい行っていますか）をかけて 7 で割ったもの。1 回の時間または回数が無回答・不明の場合は分析から除いている。全体の平均時間は、学習塾に「行っていない」と回答した人を 0 分として含め、算出したもの。

<図 15 習い事に行っている比率>



(注) 習い事や学校外のクラブに「行っている」の%。

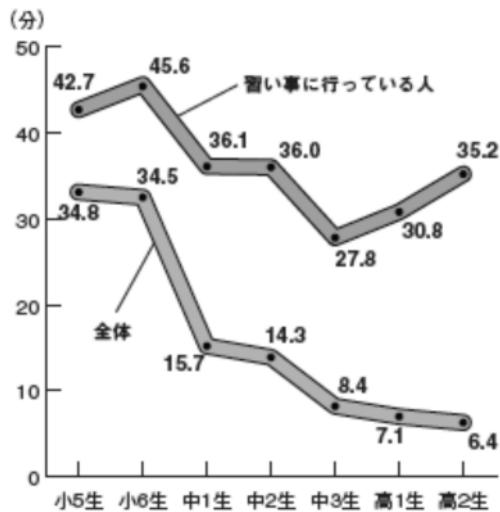
<図 16 習い事の種類>



(注) 複数回答。習い事や学校外のクラブに「行っていない」と回答した人も含めた全員を母数にしている。

(ベネッセ「放課後の生活時間調査（速報版）」2008 年)

<図 17 習い事の時間 (1 日あたり・平均時間) >

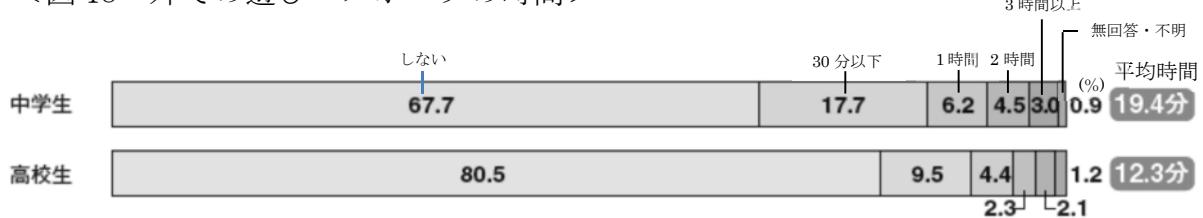


(注) 習い事に行っている人の平均時間は、1回の時間（1回にどれくらいの時間やっていますか）に、1週間の回数（1週間に何回くらい行っていますか）をかけて7で割ったもの。1回の時間または回数が無回答・不明の場合は分析から除いている。全体の平均時間は、習い事や学校外のクラブに「行っていない」と回答した人を0分として含め、算出したもの。

(ベネッセ「放課後の生活時間調査（速報版）」2008年)

・「部活動」、「学習塾」、「習い事」の状況を示しているが、それぞれの1日当たり平均時間については、表13が該当の行動をしなかった人も含めた回答者全体の単純平均時間を示している（1週間に該当の行動を何日くらいしているかは考慮していない）のに対し、ここでは1週間に該当の行動を何日しているかが考慮されているため活動時間の実態がより明らかになっている。

<図 18 外での遊び・スポーツの時間>

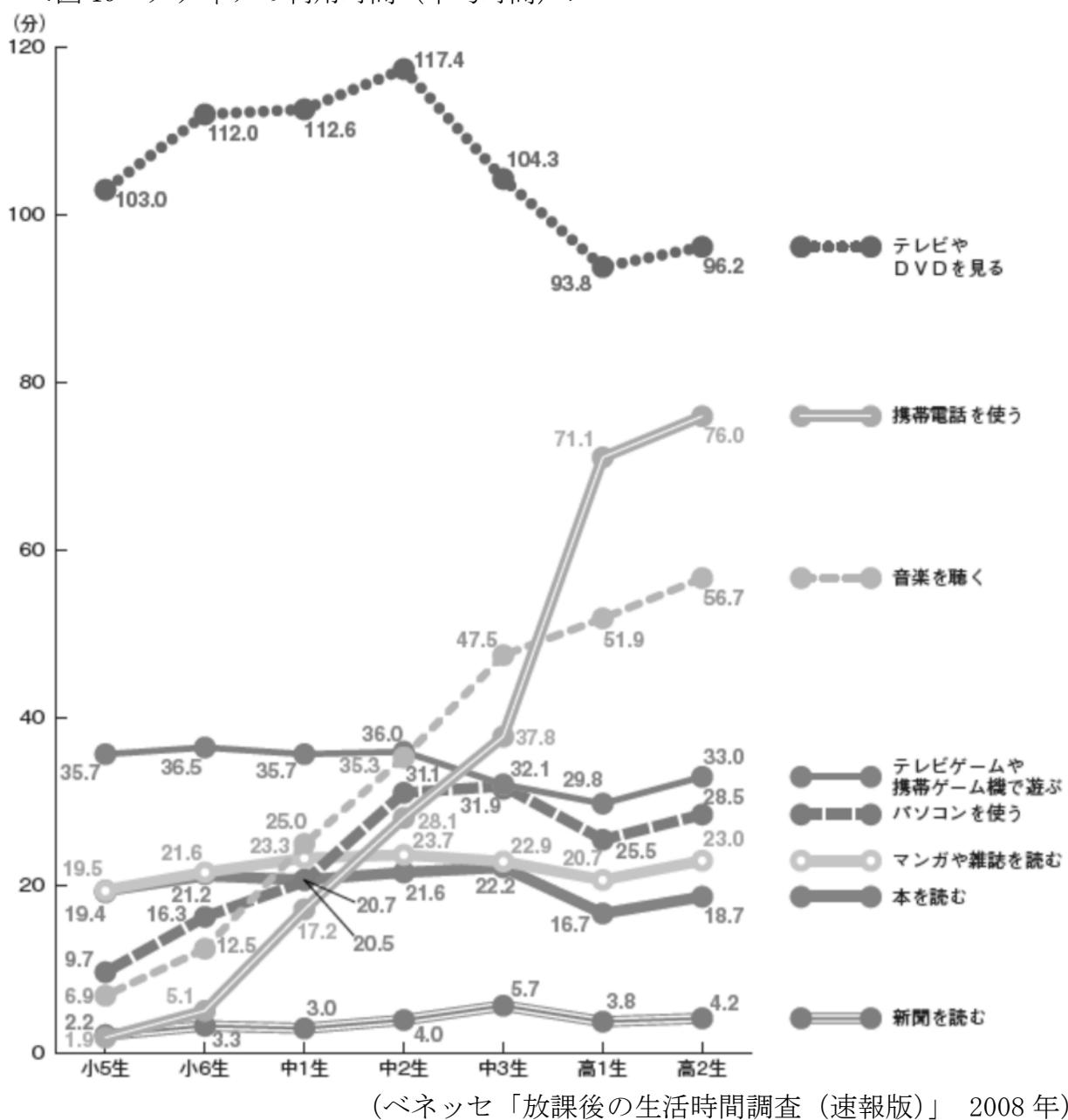


(注) 1 「外での遊び・スポーツの時間」には、習い事・部活動の時間は含まれていない。
 2 「30分以下」は、「5分」～「30分」の%、「3時間以上」は、「3時間」～「4時間より多い」の%。
 3 平均時間は、「しない」を0分、「4時間」を240分、「4時間より多い」を300分のように置き換えて、無回答・不明を除いて算出した。

(ベネッセ「放課後の生活時間調査（速報版）」2008年)

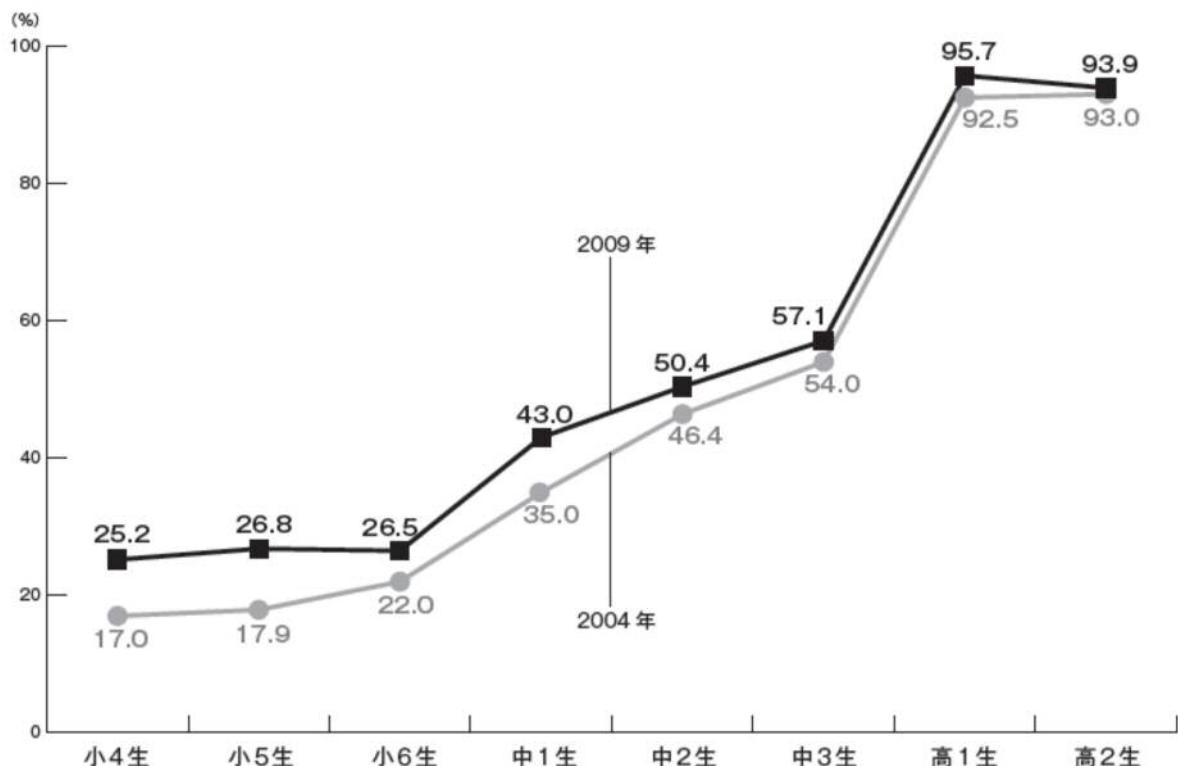
・外での遊び・スポーツの時間みると、「しない」が中学生で67.7%、高校生で80.5%に達している。平均時間はそれぞれ19.4分、12.3分である。

<図19 メディアの利用時間（平均時間）>



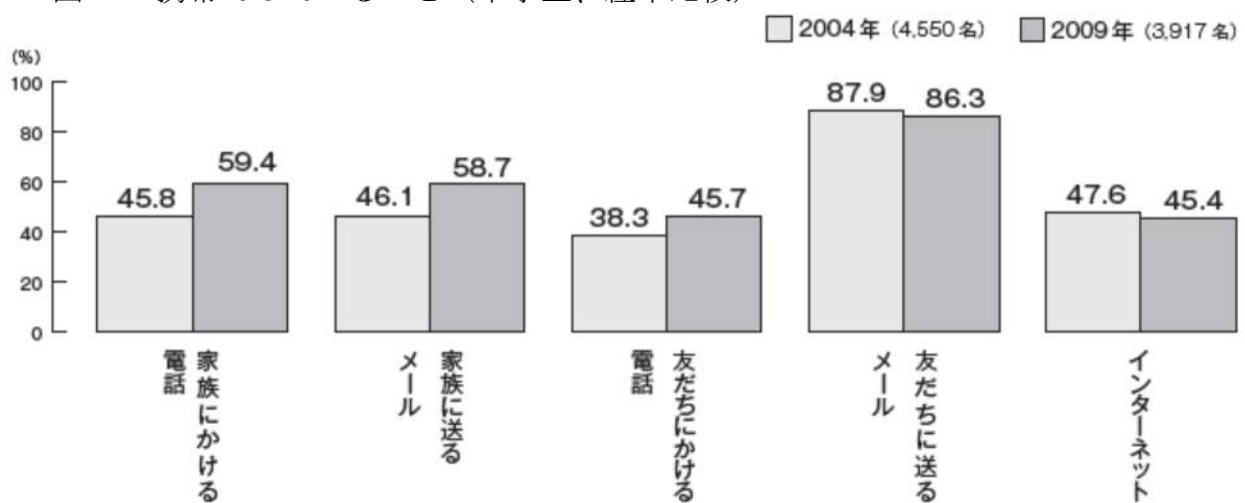
- ・表13の回答者の単純な平均と異なり、いわゆる「ながら行動」も入っている。
- ・中高生とも「テレビ・DVD」の利用時間が90分以上と最も多い。
- ・「携帯電話」、「音楽」の利用時間は学年進行に従い急激に増加している。

<図20 携帯所持率（学年別、経年比較）>



(注) 「持っている」の%。

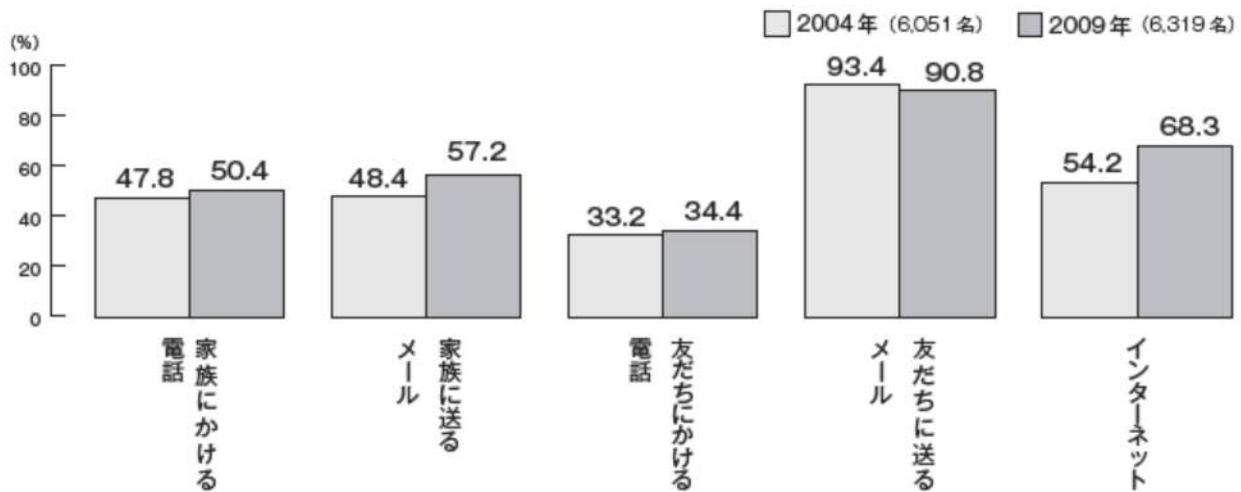
<図21 携帯でしていること（中学生、経年比較）>



(注) 1 携帯電話を「持っている」と回答した人のみ対象。

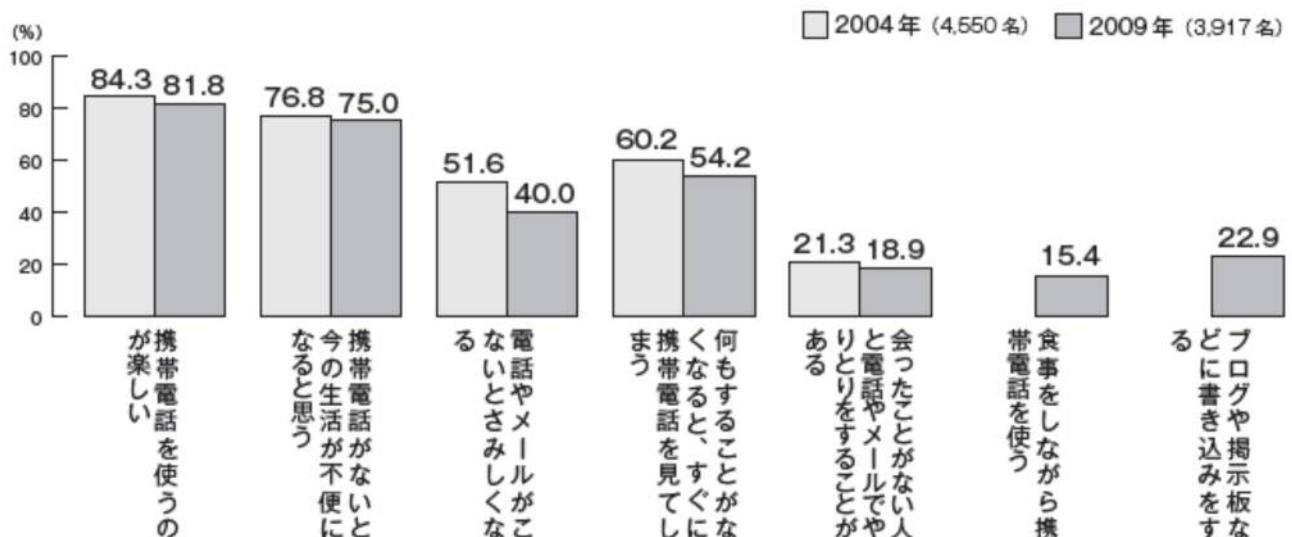
2 「1~2回くらい」 + 「3~5回くらい」 + 「6~10回くらい」 + 「11~20回くらい」 + 「21~50回くらい」 + 「51回以上」の%。

<図22 携帯でしていること（高校生、経年比較）>



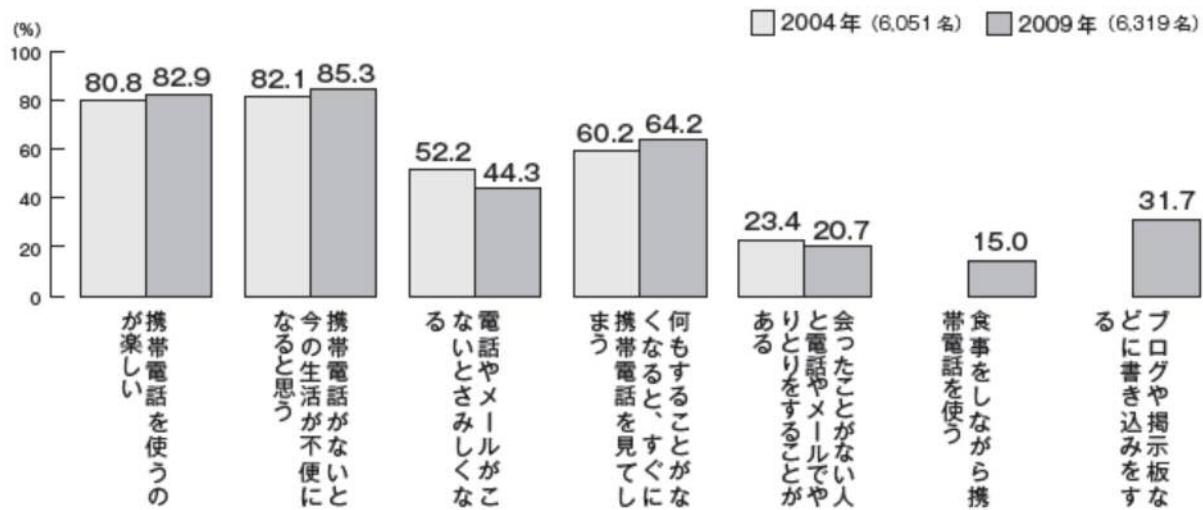
- (注) 1 携帯電話を「持っている」と回答した人のみ対象。
 2 「1~2回くらい」+「3~5回くらい」+「6~10回くらい」+「11~20回くらい」+「21~50回くらい」+「51回以上」の%。
 3 2004年・2009年とも、一部の学校で「無回答・不明」が多かったため、学校単位で集計から除外している。

<図23 携帯についてあてはまること（中学生、経年比較）>



- (注) 1 携帯電話を「持っている」と回答した人のみ対象。
 2 「とてもそう」+「まあそう」の%。

<図 24 携帯についてあてはまるごと (高校生、経年比較) >



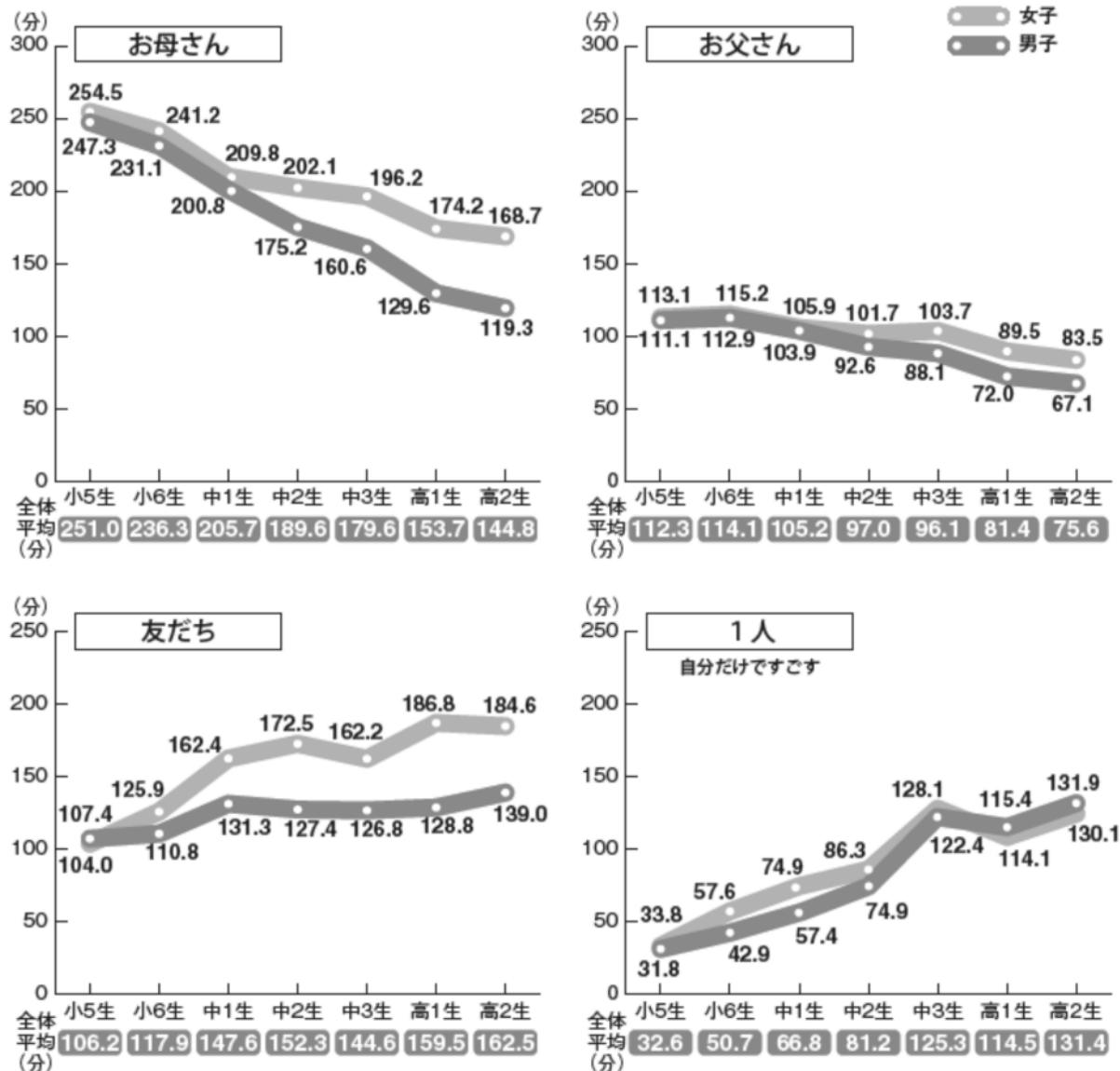
(注) 1 携帯電話を「持っている」と回答した人のみ対象。

2 「とてもそう」 + 「まあそう」の%。

(ベネッセ「第2回子ども生活実態基本調査」2009年)

- ・携帯電話の所持率は図に示されているとおりだが、携帯でしていることをみると、中高生とも「友達に送るメール」が最も高く9割となっている。
- ・携帯についてあてはまるごとをみると、中高生とも「携帯電話を使うのが楽しい」、「携帯電話がないと今の生活が不便になる」がともに8割となっており、次いで「何もすることができなくなると、すぐに携帯電話を見てしまう」が6割となっている。
- ・また、「電話やメールがこないときさみしくなる」が4割、「食事をしながら携帯電話を使う」が1割を大きく超えている。

＜図 25 人とすごす時間（性別・平均時間）＞



(注) 1 「人とすごす時間」には、学校の授業の時間や睡眠時間は含まれていない。

2 平均時間は、「ほとんどない」を0分、「4時間」を240分、「4時間より多い」を300分のように置き換えて、「いない・一緒に暮らしていない」と無回答・不明を除いて算出した。

(ベネッセ「放課後の生活時間調査（速報版）」2008年)

- 表13の回答者の単純な平均時間と異なり、いわゆる「ながら行動」も入っている。
- 学年が進行するに従い「お母さん」、「お父さん」とすごす時間は大きく減少する一方、「友だち」、「1人（自分だけ）」の時間は大きく増加している。

<表 15 普段、一緒によく遊ぶ友達の種類の構成割合（複数回答）>

(単位: %)

友達の種類	平成 16年	平成 21 年						
		性・学年						
		総数	男	女	小学生 5~6年生	中学生	高校生等	就職・ その他
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
同じクラスの子	74.3	73.2	68.4	78.6	84.5	70.7	67.0	70.0
違うクラスの子	51.8	46.1	45.8	46.4	48.6	51.0	37.9	40.0
違う学年の子	15.0	13.9	16.1	11.6	27.0	11.1	6.0	30.0
家の近所の子	16.2	16.0	16.9	15.0	29.7	12.2	8.8	30.0
塾やけいこ事で一緒に子	7.4	8.4	8.3	8.5	9.5	11.6	3.1	20.0
クラブや部活で一緒に子	40.3	37.1	36.1	38.2	14.5	48.8	42.2	10.0
前の学校や幼稚園で一緒に	21.6	21.9	19.2	24.9	7.1	16.3	41.0	30.0
その他	3.7	2.3	2.4	2.1	1.4	2.7	2.3	10.0
特に決まっていない	5.9	7.6	9.2	5.8	5.4	10.0	6.6	—
自分一人で遊ぶ	1.7	0.8	0.3	1.3	1.0	0.5	0.9	10.0
遊ばない（遊べない）	3.9	3.2	4.1	2.1	1.0	3.9	4.3	—
不詳	0.7	1.1	1.0	1.2	0.7	1.1	1.4	—

(注) 「高校生等」とは「高校生」、「各種学校・専修学校・職業訓練校の生徒」の合計である。

<表 16 普段の遊び場の構成割合（複数回答）>

(単位: %)

遊び場	平成 16年	平成 21 年						
		性・学年						
		総数	男	女	小学校 5~6年生	中学生	高校生等	就職・ その他
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
自宅	52.5	48.5	51.5	45.3	58.8	49.2	38.2	80.0
友達の家	65.2	63.9	66.7	60.9	72.6	65.3	55.3	50.0
公園	28.6	31.8	37.0	26.0	55.7	29.9	13.7	40.0
学校の校庭や体育館	20.5	18.0	21.4	14.3	29.7	13.6	13.1	40.0
児童館や児童センター	4.3	4.3	4.8	3.7	10.1	2.9	0.3	30.0
図書館や博物館	4.6	3.8	2.8	5.0	4.4	4.1	3.1	—
商店街やデパート	27.0	25.5	14.5	37.8	5.1	26.8	41.6	10.0
本屋やCD・DVD店	24.7	19.4	15.4	23.9	3.7	22.2	29.6	—
ゲームセンター	20.5	19.5	15.4	24.1	5.1	25.4	24.5	10.0
繁華街	6.4	6.2	4.3	8.3	0.3	5.4	12.3	—
ファミリーレストラン等	12.4	17.9	12.4	24.1	1.4	14.3	36.8	10.0
車のあまり通らない道路	4.3	2.6	3.1	2.1	6.1	1.6	1.1	—
空き地	5.1	4.4	6.9	1.5	8.1	3.9	2.0	—
神社やお寺	2.4	2.1	2.9	1.2	5.4	0.9	0.9	—
山や川やまたは海岸等	4.0	2.9	4.3	1.3	3.0	3.2	2.6	—
不詳	4.4	2.9	3.6	2.1	2.0	3.2	3.4	—

(注) 「高校生等」とは「高校生」、「各種学校・専修学校・職業訓練校の生徒」の合計である。

(厚生労働省「全国家庭児童調査」平成 21 年度)

・普段一緒によく遊ぶ友達の種類の構成割合をみると、中学生では「同じクラスの子」が 70.7%と最も高く、次いで「違うクラスの子」51.0%、「クラブや部活で一緒に子」48.8%となっており、高校生では「違うクラスの子」が 37.9%と下がり、代わりに「前の学校や幼稚園で一緒に」41.0%が登場している。

・普段の遊び場の構成割合をみると、中学生では「友達の家」が 65.3%と最も高く、次いで「自宅」49.2%、「公園」29.9%、「商店街やデパート」26.8%、「ゲームセンタ

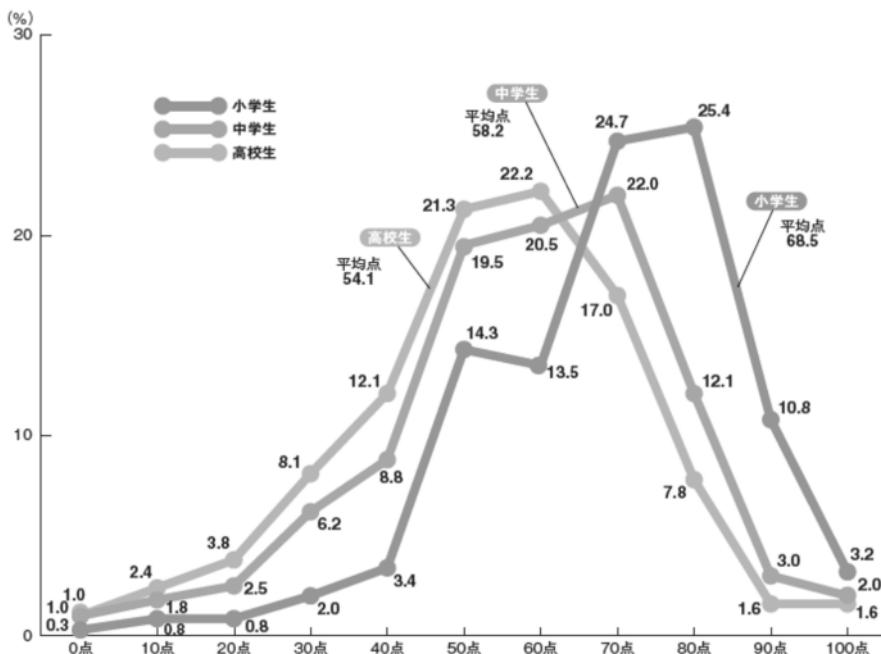
一」25.4%となっており、高校生では「公園」が13.7%と中学生に比べて大きく減少し、「商店街やデパート」41.6%、「ファミリーレストラン等」36.8%が登場している。・「児童館や児童センター」は中学生2.9%、高校生0.3%となっている。

[個別意見]

- ・部活動が学習活動に負の影響を及ぼしている、とは必ずしも言えないことが別の調査資料で明らかになっている。ただし、その時間と内容が子どもたちの生活全体の中で適切でバランスのとれたものとなっているかは不明である。
- ・しかし、部活動、学習塾、習い事・スポーツクラブ、アルバイトといった、親の意向が反映しているという意味で一定の拘束性のある行動全体に費やされている時間は、学校以外の勉強時間や遊び、親子の会話、多忙感、疲労感などに強く影響していると考えられる。
- ・さらに、テレビ、DVDや携帯電話に費やされる時間も長時間化している。
- ・テレビ、DVD、携帯電話などに費やされる時間の長時間化は、子ども本人の意欲とは別に時間をいたずらに消化する（流される）だけでなく、まわりを囲む友だち？の同調圧力（承認）に際限なく適応していくという事態も招いている。
- ・親の意向が反映している拘束行動や親の行動と重なるメディア利用については、親の価値観や生活態度が色濃く反映している部分も少なくないことを考えると、改めて家族のありよう（家族文化）が問い合わせられていると言える。

（2）時間と遊びに対する意識

＜図26 時間の使い方の点数（自己評価）＞

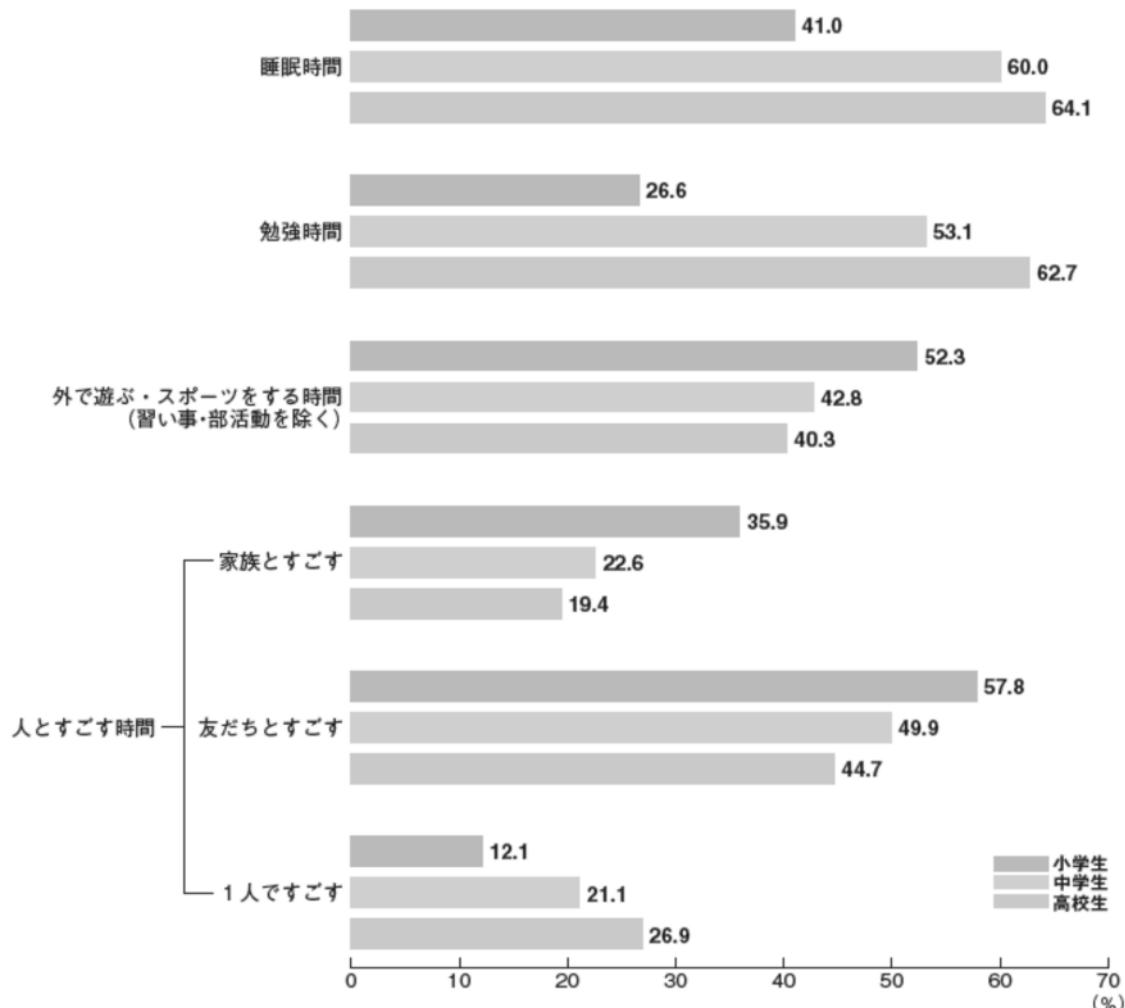


(注) 1 無回答・不明は省略している。

2 平均点は、無回答・不明を除いて算出した。

(ベネッセ「放課後の生活時間調査（速報版）」2008年)

<図27 増やしたい時間>



(注) 「増やしたい」の%。

(ベネッセ「放課後の生活時間調査(速報版)」2008年)

- ・時間の使い方の点数（自己評価）をみると、中学生、高校生の平均点はそれぞれ58.2点、54.1点であり、70点以上の割合は中学生39.1%、高校生28.0%となっている。
- ・増やしたい時間を見ると、中高生とも「睡眠時間」、「勉強時間」が多く、次いで「友だちと過ごす時間」、「外で遊ぶ・スポーツをする時間」となっている。

[個別意見]

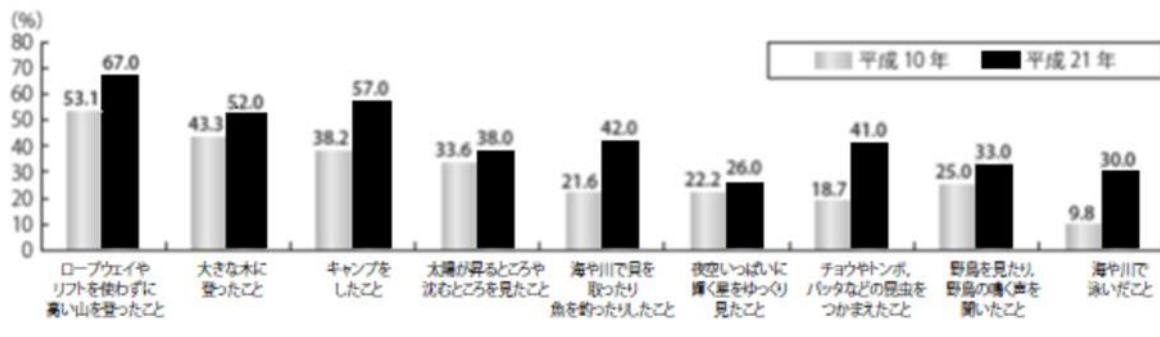
- ・時間の使い方の点数（自己評価）の分布から考えなければならないことは、総じて点数が低いことに加えて、高い自己評価をしている子どもも一方にいるということである。多くの子どもたちが忙しさに追われているという中で、時間の使い方の上手下手は、睡眠や食事、遊びなど子どもの心身の健康といった面だけでなく勉強をはじめあらゆる行動に影響を及ぼすであろう。

- ・いわゆる都市化が生活の隅々において加速していく中で、忙しさのもとになって

いる行動を一つでも二つでも剥ぎ取っていくのか、上手下手の分布の基本形（正規分布）をこわすことは困難にしてもより高い点数の方へシフトさせていくのか、いずれにしても文化的格差とその再生産を生み出す要因は少しでも取り除いていく必要がある。

（3）子どもの頃の体験（経験）

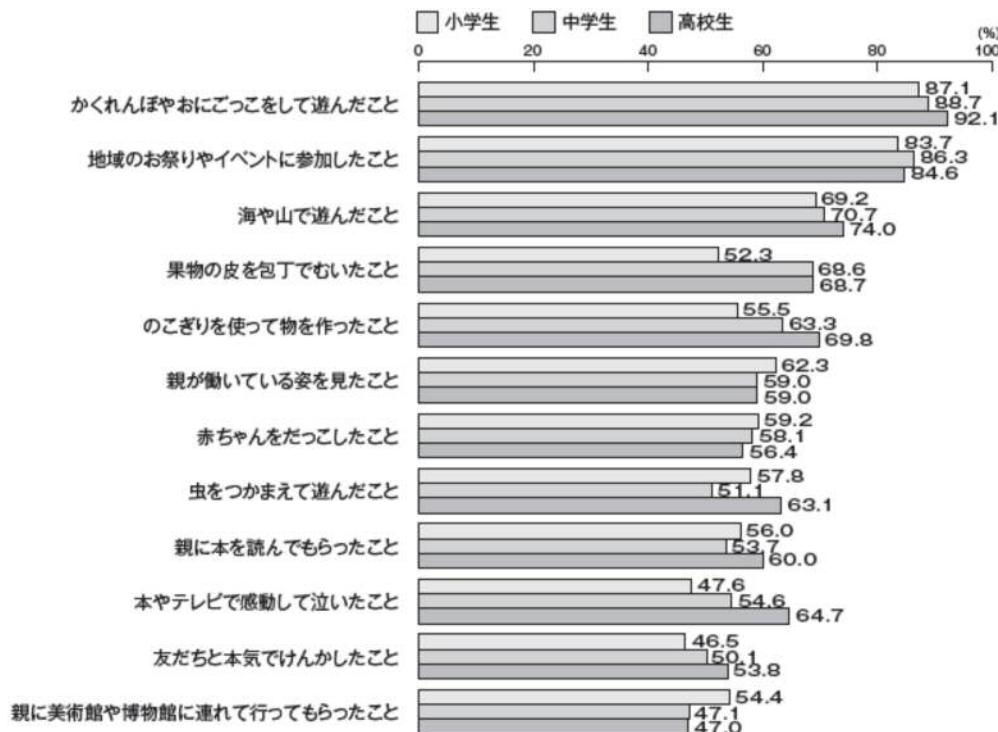
＜図 28 自然体験をほとんどしたことがない小・中学生の割合＞



（内閣府「子ども・若者白書」平成 25 年版）

・平成 10(1998)年に比べて、ほとんどの体験項目で「したことがない」割合が大きく増加している。

＜図 29 小さいころからの生活体験（学校段階別）＞



（注）「たくさんあった」 + 「ときどきあった」の%。

（ベネッセ「第 2 回子ども生活実態基本調査」2009 年）

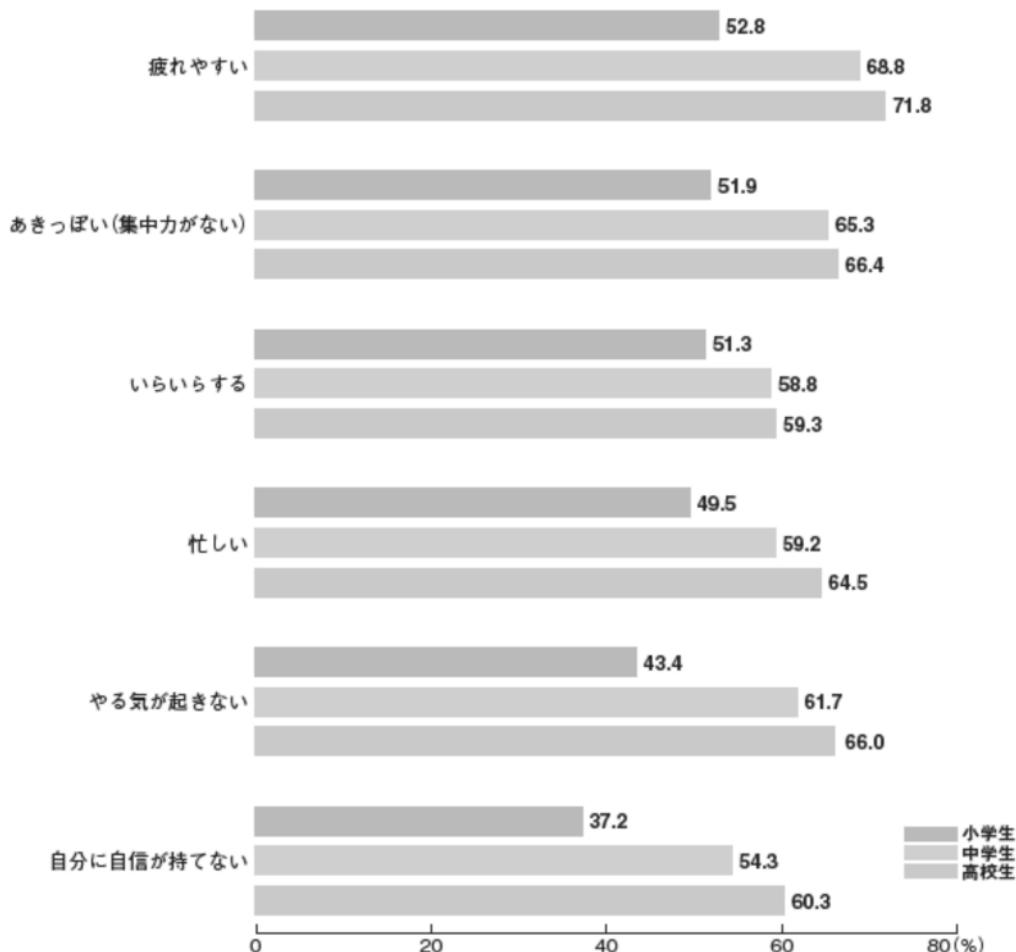
- ・小さいころからの生活体験をみると、「かくれんぼやおにごっこをして遊んだ」、「地域のお祭りやイベントに参加した」を除き、他の項目については、ほとんど体験をしたことがない割合が3~5割となっている。

[個別意見]

- ・子どもの頃の体験（自然体験、動植物とのかかわり、友だちとの遊び、地域活動、家族行事、家事手伝いなど）の豊かさが、自尊感情、共生感、意欲・関心、規範意識、人間関係能力、職業意識、文化的作法・教養など社会生活を営んでいくための基盤となる力と正の相関を示すことは明らかになっている。また、それらの体験の豊かさはメディアなど受動的な行動を低減させることも示されている。一歩踏み込んで言えば、自然体験をはじめとした子どもの頃の体験が乏しければ、生きる基盤となる力を醸成することは極めて困難と言ってよい。与えられたマニュアルに従つて「こうすればああなる」という世界にヒトは生きているわけではない。

(4) 疲労感・不安（悩み）・価値観

＜図30 心や身体の疲れ＞



(注) 「とても感じる」 + 「わりと感じる」の%。

(ベネッセ「放課後の生活時間調査（速報版）」2008年)

- 心や身体の疲れをみると、中高生ではどの項目についても6～7割の値を示している。

＜表17 現在持っている不安や悩みの相談相手の構成割合＞
(不安や悩みのある場合、3つまでの複数回答)

(単位: %)

不安や悩みの種類	総 数	親に相談する	兄弟(姉妹)に相談する	親戚の人に相談する	先生に相談する	友達に相談する	電 通 す	話 談 る	インター ネットで相談する	自分でよく考えて解決に向けて努力する	その他	相 談 相 手 は い な い	不 詳
(平成16年) 総 数	100.0	26.0	7.7	1.1	9.9	24.5	0.3	1.2	18.5	3.1	6.0	1.6	
(平成21年) 総 数	100.0	30.2	7.8	1.3	10.6	21.6	—	1.0	17.0	1.6	6.4	2.5	
自分の健康について	100.0	40.4	9.0	0.8	7.8	19.6	—	2.0	15.7	0.8	2.4	1.6	
自分の顔や体形について	100.0	30.5	10.2	2.2	0.8	18.2	—	1.8	23.5	2.0	8.8	1.8	
自分の勉強や進路について	100.0	34.3	6.4	1.3	20.2	18.6	—	0.3	12.8	1.0	3.1	2.2	
自分の性格や癖について	100.0	22.9	7.3	0.4	3.6	22.9	—	1.6	24.5	2.0	10.9	3.8	
いじめについて	100.0	34.9	5.4	1.6	21.0	16.1	—	0.5	14.0	0.5	4.8	1.1	
自分の友達について	100.0	26.1	8.2	1.4	5.7	26.4	—	0.7	19.3	1.4	6.4	4.3	
自分の性の問題について	100.0	25.0	5.8	—	3.8	23.1	—	3.8	15.4	3.8	17.3	1.9	
ボーイフレンドまたはガールフレンドについて	100.0	17.9	10.9	—	1.3	43.6	—	3.2	14.7	1.9	3.8	2.6	
自分の家庭の問題について	100.0	19.1	8.9	1.9	6.4	23.6	—	—	16.6	4.5	15.3	3.8	
学校生活について	100.0	30.8	8.3	1.5	9.2	24.3	—	0.3	14.5	2.1	6.5	2.7	
その他	100.0	25.0	10.0	—	5.0	20.0	—	5.0	10.0	5.0	15.0	5.0	

(厚生労働省「全国家庭児童調査」平成21年度)

- 不安や悩みの相談相手の構成割合について、不安や悩みの種類別に構成割合の高い相談相手をみると、すべての項目について「親に相談する」、「友達に相談する」が上位を占め、「先生に相談する」項目は少なく「勉強や進路」、「いじめ」が上げられる状況となっている。
- 「性格や癖」、「性の問題」、「家庭問題」について「相談相手はいない」が10～17%となっている。

<表18 大切なことと思うことの構成割合（3つまでの複数回答）>

(単位: %)

大切なこと	平成 16年	平成 21年						
		総数	男	女	小学校 5~6年生	中学生	高校生等	就職・ その他
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
勉強ができること	21.5	25.2	26.8	23.5	28.0	28.6	19.4	—
いろんなことを知っていること	12.6	16.8	18.1	15.2	11.5	12.5	26.2	30.0
お金がたくさんあること	16.9	15.9	20.4	11.0	11.5	16.1	19.7	10.0
友達がたくさんいること	59.8	58.1	58.2	58.0	73.0	55.3	49.0	60.0
健 康 で あ る こ と	60.6	61.3	58.7	64.2	62.2	60.8	61.3	60.0
将来に夢を持っていること	48.1	44.6	42.7	46.8	38.9	44.2	50.1	40.0
運動や歌などで、何か得意なもの（特技）があること	32.0	28.0	28.5	27.4	27.7	30.2	24.8	50.0
人の嫌がることをすんでやること	8.0	9.0	7.4	10.8	5.1	10.2	11.1	—
勇気を持っていること	34.3	31.8	28.0	36.0	35.5	32.7	27.9	20.0
不 詳	6.1	9.3	11.2	7.1	6.8	9.5	10.5	30.0

(注) 「高校生等」は「高校生」、「各種学校・専修学校・職業訓練校の生徒」の合計である。

(厚生労働省「全国家庭児童調査」平成21年度)

・大切なことと思うことの構成割合をみると、「勉強ができること」は中学生 28.6%、高校生 19.4% であり、「運動や歌などで、何か得意なもの（特技）があること」（中学生 30.2%、高校生 24.8%）、「勇気を持っていること」（中学生 32.7%、高校生 27.9%）より低い値となっている。構成割合の高いものは「健康であること」（中学生 60.8%、高校生 61.3%）、「友達がたくさんいること」（中学生 55.3%、高校生 49.0%）、「将来に夢を持っていること」（中学生 44.2%、高校生 50.1%）である。

II 子どもに対する施策

1 関係法令等

●教育基本法（平成十八年、昭和二十二年全部改正）

第十条 [家庭教育]

「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し・・・」、「国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、・・・家庭教育を支援するためには必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」

第十三条 [学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力]

略

●学校教育法（昭和二十二年）

第二十一条 [普通教育の目標]

「義務教育として行われる普通教育は、・・・次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。」

- 一 「・・・主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。」
- 二 「・・・自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神・・・を養

うこと。」

三 「・・・伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度・・・を養うこと。」

四 「家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。」

五、六、七

略

八 「健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。」

九 「生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。」

十 「職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。」

第五十一条 [目標]

「高等学校における教育は、・・・次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。」

一 「・・・国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。」

二 「社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、・・・専門的な知識、技術及び技能を習得させること。」

●社会教育法（昭和二十四年）

第二条 [社会教育の定義]

「・・・『社会教育』とは、・・・学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動をいう。」

第五条 [市町村の教育委員会の事務]

十三 「主として学齢児童及び学齢生徒に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。」

●次世代育成支援対策推進法（平成15年）

第三条 [基本理念]

「次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、・・・行われなければならない。」

●子ども・若者育成支援推進法（平成21年）

第一条 [目的]

「・・・子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定める・・・」

第二条 [基本理念]

- 一 「一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。」
- 二 略
- 三 「子ども・若者が成長する過程においては、・・・とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であること・・・」
- 四 「・・・家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、・・・一体的に取り組むこと。」
- 五、六、七
略

第八条 (子ども・若者育成支援推進大綱)

略

●子ども・若者ビジョン (子ども・若者育成支援推進大綱 平成 22 年)

第 1 子ども・若者の成長を応援し、一人ひとりを包摂する社会を目指して (状況認識)

「・・・情報化の更なる進展は、・・・一方で、子どもたちに思わぬ被害や人間関係などへの負の影響を及ぼすことを懸念する意見もあり、情報あるいは情報機器を適切に使いこなす能力を身に付けることが課題・・・」、「・・・経済的格差の拡大と世代をまたがる固定化は、『子どもの貧困』問題としてもクローズアップ・・・」、「・・・家庭や地域における養育力の低下が指摘されている中、・・・大人の側でも自覚を持って社会のあり方を見直すとともに、必要な費用は・・・『未来への投資』『社会への投資』と位置づけて施策を推進していきたい・・・」(「子ども・若者ビジョン」の策定)

「・・・ビジョンの策定に当たっては、次のような視点から検討を行いました。」、「子ども・若者を育成の対象としてとらえるのではなく、社会を構成する重要な主体として尊重する。」、「・・・地域のネットワークの中で成長することを支援する。」

第 3 子ども・若者等に対する施策の基本的方向

1- (1) 子ども・若者の自己形成支援

①日常生活能力の習得

(基本的な生活習慣の形成)

「生活習慣の形成に向けた取組を学校内外において進め・・・また、家庭・学校・地域等が連携した食育の取組を推進・・・」

(コミュニケーション能力や規範意識等の育成)

「・・・発表・討論・・・道徳教育・・・自然体験、集団宿泊体験等・・・の充実、・・・を推進・・・」

(体力の向上)

略

②多様な活動機会の提供

(集団遊びの機会の確保)

略

(読書活動の推進)

略

(地域等での多様な活動)

「・・・環境学習、自然体験、集団宿泊体験、奉仕体験、スポーツ活動、芸術・伝統文化体験、ダンス等の創作的活動・・・や、異世代間・地域間交流等・・・を推進・・・」

(生涯学習への対応)

略

(多様な価値観に触れる機会の確保等)

略

③学力の向上

略

3- (1) 環境整備

①家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築

iii 放課後の居場所やさまざまな活動の場づくり

(放課後子どもプランの推進)

「放課後子どもプラン（放課後児童クラブ・放課後子ども教室）などの取組について、総合的な放課後児童対策を推進・・・」、「・・・就労希望者の潜在的なニーズに対応し、・・・受入児童数の拡充を図り・・・」

(中高生の放課後の居場所づくり)

「・・・放課後、安全に楽しく過ごせる居場所をつくり・・・集まった中高生が地域コミュニティに参加することを支援し・・・」

[個別意見]

・関係法令等のポイントを上げれば次のとおりである。

①父母等が子の教育あるいは子育てについて第一義的責任を有すること。

②国及び地方公共団体は家庭教育を支援する必要があること。

③子どもは社会の構成員としてその役割を果たすために必要な教育等を受ける必要があること。

④③を実現するために義務教育、高等学校教育は行われるべきこと。

⑤家庭や地域における養育力が低下している中、大人も自覚を持って、社会のあり方を見直すこと。子ども・若者の成長に必要な費用は「未来への投資」と位置づけて施策を推進していくこと。

⑥中高生の放課後の居場所は安全に楽しく過ごせる居場所であるべきこと。そして地域コミュニティに参加すること。

・文部科学省所管の法令には、「遊び」という文言は出てこないとはいって、社会の構成員となるために必要とされる教育目標がほとんど網羅されていると言つてよい。誰がその主たる担い手であるべきかについては議論があると思われるが、教育

とは本来そういったものであるはずであり、子ども（ヒト）にとって「学び」と「遊び」は不可分のものであるだろう。

・中高生の居場所の要件は「安全」と「楽しさ」とされているが、「安全」を掲げた真意がはかり難い。中高生の居場所が都市の様々な場所に拡がっていることを外において保護の対象として捉えているのであろうか。

2 品川区長期基本計画、プラン 21

●品川区長期基本計画（平成 21 年）

基本方針 2-2 学校教育の充実を図る

基本政策 2-2-2 地域の教育力の活用を図る

「市民科を中心に・・・地域の大学や高校などを含めた教育資源の活用や、地域人材による授業の充実とともに、すまいるスクールへの家庭・地域の参加を促し・・・児童の健全育成や地域課題に対する・・・取り組みを図ります。」

個別施策 2-2-2 ②地域との連携によるすまいるスクールの機能充実

「・・・児童の社会性や自立心を育てることを目的とするすまいるスクールについては、教育委員会と学校の連携だけでなく、家庭・学校と地域が協働で児童を育成する場所とし・・・」

基本方針 2-3 次代を担う青少年を育成する

基本政策 2-3-1 青少年の自立を促し社会性を育む

「自らの進路を主体的に選択できる能力を身に付けることや、ボランティア活動等の社会体験への参加による青少年の自立を支援するとともに、・・・青少年リーダーや青少年団体などの育成を図り・・・また、交流・活動拠点として児童センター・ティーンズプラザの整備を進め、青少年の居場所として、非行防止対策や相談の拠点としての機能充実を図り・・・」

個別施策 2-3-1 ④青少年の自主的活動拠点の整備充実

「安心できる青少年の居場所を確保・整備し、青少年の自主的活動と自立を支援するとともに、その力をボランティア活動等によって地域に還元できるようにしていきます。」

基本政策 2-3-2 家庭・学校・地域の連携を推進する

略

●「品川区の『教育改革』何がどう変わったか」（2008 年）

「・・・『個の確立』は教育上大切なことですが、『個』はあくまでも『社会』との関係性においてはじめて『個』の概念が規定される・・・」

「・・・教師は・・・まず必要最低限の学力や行動規範を身に付けさせるという責任を果たさなくてはなりません・・・」

「・・・最近の子どもたちの傾向を見ると、将来についての夢をもてないだけでなく、規範意識や道徳性、社会的マナーなどが身に付いていないとする指摘が極めて多く聞かれ・・・教育状況の問題として、『公共心が希薄である』『地域活動を担う若者が少ない』『子どもの学習意欲が低下している』をあげている・・・」

「・・・このような状況の原因を突き詰めて考えてみると、大人としての誇りを

失い、子どもの人格形成に正面から向き合ってこなかった教員も含めた私たち大人の問題も浮かび上がります。・・・自己中心的な“我”ではなく、社会との関係において“我”を捉えさせてきたでしょうか。このような課題を克服するため、品川区では『市民』を広く社会の形成者という意味で捉え、社会の構成員としての役割を遂行できる資質・能力とともに、・・・自らを社会的に有意な存在として意識しながら生きていける『市民性』を育てる学習を、小中一貫教育の中で構想することにした・・・」

「・・・『市民科』では、・・・実学的な指導が必要になり・・・市民性を育てるために・・・必要な能力については、5つの領域で・・・指導できるよう考えています。①自己管理領域（自己管理能力、生活適応能力、責任遂行能力）、②人間関係形成領域（集団適応能力、自他理解能力、コミュニケーション能力）、③自治的活動領域（自治活動能力、道徳実践能力、社会的判断・行動能力）、④文化創造領域（文化活動能力、企画・表現能力、自己修養能力）、⑤将来設計領域（社会的役割遂行能力、職業・金融理解能力、将来志向能力）・・・」

「・・・『市民科』は、子ども主体の学習を重視しますが、・・・教師には『支援』だけでなく、・・・積極的な『指導』が求められている・・・『こうあるべきだ』といったきれいごとではなく、・・・子供の内面に届く指導で人間形成を図る学習を、この『市民科』で実現させている・・・」

[個別意見]

- ・長期基本計画のポイントは次のとおりである。
 - ①市民科を中心に地域の教育資源の活用を図り、家庭・学校と地域が協働で児童を育成すること。
 - ②青少年の自立を促し社会性を育むために必要な能力を身につけることが大切であること。
 - ③リーダーや団体の育成を図るとともに、交流・活動拠点の整備を進め非行防止や相談の拠点としての機能の充実を図ること。
 - ④安心できる青少年の居場所を確保・整備し、その活動を支援するとともに、その力を地域に還元できるようにすること。
- ・青少年の居場所は交流・活動拠点として位置づけられるものであり、それは非行防止や相談の拠点でもあることが強調されている一方、市民科の充実を中心とした家庭・学校・地域の協働による子どもの育成も基本政策として掲げられている。
- ・上述の関係法令について述べた点はここでも指摘できる。
- ・プラン 21 の趣旨を述べた「品川区の『教育改革』何がどう変わったか」のポイントは次のとおりである。
 - ①子どもは社会の構成員としての資質・能力等を身に付ける必要があること。
 - ②大人はその誇りを失い子どもの人格形成に正面から向き合ってこなかったこと。
 - ③市民科はまさに①を実現させるためのものであり、教師には支援だけでなく積極的な指導が求められること。その際「こうあるべきだ」といったきれいごとは

無用であること。

・学校教育の場で「市民科」を掲げた以上、その理念はまさに①のとおりとなるはずであり、それは学校教育法が謳う義務教育、高等学校教育の目標そのものにほかならない。しかし一方で必要最低限の「学力」を身につけさせる責任を学校は負っている。学校に与えられた資源（人、時間）の制約を考えるとき、その理念の実現に向けた具体的な道筋は必ずしも明らかでない。学校教育に子どもの「育成」の大部分をゆだねてきたことの問題が整理されないまま、再び学校教育を持ち出すことには危惧を覚えざるを得ない。

3 児童センター

（1）関係法令等、条例、実施要領、運営指針

●児童福祉法（昭和二十二年）

第二条 [国及び地方公共団体の責任]

「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」

第四条 [児童等]

「・・・児童とは、満十八歳に満たない者をいい・・・」

第六条の三 「事業」

「・・・放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、・・・授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。」

第七条 [児童福祉施設等]

「・・・児童福祉施設とは、・・・保育所、児童厚生施設・・・とする。」

第十六条 [児童委員]

「市町村の区域に児童委員を置く。」、「・・・民生委員は、児童委員に充てられたものとする。」、「厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。」

第十七条 [児童委員の職務]

「・・・児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。」

第四十条 [児童厚生施設]

「児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。」

第四十五条 [児童福祉施設の設備及び運営についての基準]

「都道府県は、児童福祉施設の設置及び運営について、条例で基準を定めなければならない。・・・」、「都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、・・・厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし・・・」

●主任児童委員の設置について（平成5年厚生省通知、法定化により廃止）

3主任児童委員の職務

「健やかに子どもを生み育てる環境づくりに関しては、地域ぐるみで子育てを行うための啓発活動を企画し、活動の実施に当たって、その中心的役割を果たすこと。」、「地域における児童健全育成活動・・・の推進に関しては、・・・特に児童館活動、・・・との連携を密接にし・・・」、「児童館の運営委員会・・・へ参画すること。」、「ボランティア活動、地域活動等への児童の参加の促進、支援を行うこと。」

●児童館ガイドライン（平成23年 厚生労働省通知）

1 児童館運営の理念と目的

略

2 児童館の機能・役割

(1) 発達の増進

「子どもと長期的・継続的に関わり、遊び及び生活を通して子どもの発達の増進を図ること。」

(2) 日常の生活の支援

「子どもの遊びの拠点と居場所となり、子どもの活動の様子から必要に応じて家庭や地域の子育て環境の調整を図ることにより、子どもの安定した日常の生活を支援すること。」

(3) 問題の発生予防・早期発見と対応

略

(4) 子育て家庭への支援

略

(5) 地域組織活動の育成

「・・・子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの中心となり、地域の子どもを健全に育成する拠点としての役割を担うこと。」

3 児童館の活動内容

(1) 遊びによる子どもの育成

「・・・子どもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒を豊かにするよう援助する・・・」、「子ども同士が同年齢や異年齢の集団を形成して、様々な活動に自発的に取り組めるように援助する・・・」

(2) 子どもの居場所の提供

「子どもが安心できる安全な居場所を提供する・・・」

(3) 保護者の子育ての支援

略

(4) 子どもが意見を述べる場の提供

「・・・子どもの話し合いの場を計画的に設け、中学生・高校生等の年長児童が中心となり子ども同士の役割分担を支援するなど、自分たちで活動を作り上げることができるように援助する・・・」

(5) 地域の健全育成の環境づくり

略

(6) ボランティアの育成と活動

「児童館を利用する子どもが、ボランティアリーダーとして・・・児童館や地域社会で自発的に活動できるよう支援する・・・」

(7) 放課後児童クラブの実施

略

(8) 配慮を必要とする子どもの対応

略

4 児童館と家庭・学校・地域との連携

(1) 家庭との連携

略

(2) 学校との連携

略

(3) 地域との連携

「・・・地域住民等が児童館を活用できるように働きかけることなどにより、地域の人材・組織等との連携・協力関係を築く・・・」

5 児童館の職員

略

6 児童館の運営

略

●品川区立児童センター条例（昭和41年）

第1条 [目的]

「・・・センターは、・・・児童に健全な娯楽を与え、その健康を増進し、または情操をゆたかにして、その健全な育成に資することを目的とする。」

第3条 [事業]

「センターは、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。」

- (1) センターの利用に関すること。
- (2) 健全な遊びをとおし、児童の集団的および個別的指導を行うこと。
- (3) こども会、母親クラブ等の地域活動の助長、推進に関すること。
- (4) 育成相談その他の児童に係る相談に関すること。
- (5) その他区長が必要と認める事業

●品川区児童センター事業運営実施要領（平成10年策定、21年改定）

第2条 [性格]

「児童センターは、・・・児童の健全な育成に関する諸活動の地域の拠点・・・」

第6条 [留意事項]

「・・・児童センターにおける指導は、児童が自主的、創造的に活動を展開していけるよう援助することを基本とし、・・・次の事項に留意しなければならない。」

- ①児童のニーズを踏まえるとともに、その個性を尊重する。
- ②児童の社会性・生活習慣を習得・伸長する。
- ③ 略
- ④児童の指導、援助に資するため、保護者や関係機関と連絡を密にし、情報の交換を行う。

●品川区児童センター事業運営指針（平成10年策定、21年改定）

2 ライフステージに対応した育成支援機能

2-3 中・高生対象事業

「不登校、非行、引きこもり等、青少年をめぐる現状を見ると、学校や社会に馴染めない、家庭・学校・地域で居場所がないなど、中・高校生が抱える問題は様々である。一方で、音楽やスポーツ活動など目的・目標を持ち、自己実現の場を求めている中・高校生も数多く存在している。

児童センターにおいては、気軽に交流出来る居場所の確保はもちろんのこと、目的をもった活動への援助や事業への参画、さらには思春期特有の悩みや不安を受け止め、自立を側面から支えていくことが必要である。・・・さらに、事業を進めていく上では、保護者、学校、近隣住民等の理解や協力を得ながら実施することが望ましい。」

具体的事業内容

居場所（専用スペース）の提供およびスタッフステーションの活用、ティーンズプラザ（中高生）事業の充実、事業への参画とボランティア育成、乳幼児とのふれあい（子育て理解）、講座、ワークショップ等

〔個別意見〕

・関係法令等のポイントは次のとおりである。

①児童館は、児童厚生施設として児童に健全な遊びを与えその健康を増進し情操をゆたかにすることを目的とするものであること。

②さらに、子どもの遊びの拠点、居場所であり、子ども育ちに関する組織や人とのネットワークの中心となり、地域の子どもを健全に育成する拠点としての役割を担うものであること。

③青少年をめぐる現状について、学校や社会に馴染めない、家庭・学校・地域で居場所がないといった問題がみられる一方、自己実現の場を求めている青少年も数多く存在しているという認識がなされていること。

④児童館を利用する子どもが、ボランティアリーダーとして児童館や地域社会で自発的に活動できるよう支援すること。

⑤児童館と家庭・学校・地域との連携を図ること。

・II-1、2でも述べたとおり、キーワードは「遊び」と「健全育成」であり「学び」という文言は見当たらない。

・児童（館）センターは「遊びの拠点」、「健全育成の拠点」であると強調されているが、「拠点」の意味するところは不明である。青少年の行動の実状をみると、そもそも遊びや健全育成の「拠点」というものが存在し得るのであろうか。家庭・学校・地域社会での生活（社会に生きる人とのかかわり）を通じてこそ社会の構成員としての資質を獲得していくのではないだろうか。人は「安全」というシェルターの内ではなく、さまざまな危険と向かい合いながら社会で生きているのである。国の掲げる「拠点」という発想からは脱け出る時期である。

(2) 施設の概況

<表 19 施設の概況（児童センター）>

*網掛けの児童センターはティーンズタイムを導入

	①東品川	②北品川	③東大井
所在地	東品川1-34-9	北品川2-7-21	東大井1-22-16
階数(うち保育所)	4階(1・2階)	4階(1・2階)	4階(1階)
床面積	576 m ²	402 m ²	637 m ²
開設年度	s45	s41	s42
耐震診断年度	h16	h16	h16
耐震改修年度	h18	h19	h20
児童福祉法第45条、品川区立児童センター条例による基準施設	集会室、図書室、遊戯室、クラブ室、トイレ	集会室、図書室、遊戯室、クラブ室、トイレ	集会室、図書室、遊戯室、トイレ
特色のある施設(設備)	ホール(ミラー・ステージ・スポットライト)、ウッドテラス、ふれあいサロン(IHレンジ・オーブン)		ものづくり室・わくわくキッチン、オーディオルーム、ダンススペース(ミラー・スポットライト)
監査委員訪問日	h25.11/3、11/9、11/11、11/12、12/21	h25.11/12	h25.11/7、11/18

	④南品川	⑤中原	⑥東五反田
所在地	南品川4-5-28	小山1-4-1	東五反田5-24-1
階数(うち保育所)	3階(3階:防災倉庫)	4階(1・2階)	4階(1・2階)
床面積	605 m ²	589 m ²	353 m ²
開設年度	s54	s47	s44
耐震診断年度	h16	h16	h16
耐震改修年度	h19	不要	h18
児童福祉法第45条、品川区立児童センター条例による基準施設	集会室、図書室、遊戯室、トイレ	集会室、図書室、遊戯室、クラブ室、トイレ	集会室、図書室、遊戯室、トイレ
特色のある施設(設備)		STUDIO ♪N(音楽スタジオ)、プレイスペース、ミーティングスペース、ティーンズスペース、クッキングスペース	
監査委員訪問日	h25.11/18	h25.11/14、11/28、12/14	h25.12/3

	⑦三ツ木	⑧小関	⑨水神
所在地	西品川2-6-13	北品川5-8-15	南大井5-13-19
階数(うち保育所)	3階	1・2階	1階
床面積	400 m ²	629 m ²	527 m ²
開設年度	s39	s53	s54
耐震診断年度	h16	h18	h24
耐震改修年度	h20	h22	未定
児童福祉法第45条、品川区立児童センター条例による基準施設	集会室、図書室、遊戯室、談話室、トイレ	集会室、図書室、遊戯室、トイレ	集会室、図書室、遊戯室、トイレ
特色のある施設(設備)		一輪車、陶芸釜、ローラーブレード、人工芝の庭、ガスオーブン	ガーデニング、一輪車
監査委員訪問日	h25.12/3	h25.12/3	h25.11/7

	⑩南大井	⑪大井倉田	⑫一本橋
所在地	南大井3-7-13	大井4-11-34	大井2-25-1
階数(うち保育所)	5階(1~4階:保育園、図書館、シルバーセンター)	3階(1階)	3階(1・2階)
床面積	402 m ²	518 m ²	322 m ²
開設年度	s45	s49	s43
耐震診断年度	h16	h16	h16
耐震改修年度	h19	h18	h20
児童福祉法第45条、品川区立児童センター条例による基準施設	集会室、図書室、遊戯室、トイレ	集会室、図書室、遊戯室、トイレ	集会室、図書室、遊戯室、クラブ室、トイレ
特色のある施設(設備)	トランポリン、バスケットゴール、卓球	にこにこルーム(クッキング)	
監査委員訪問日	h25.11/7	h25.12/2	h25.12/2

	⑬滝王子	⑭伊藤	⑮平塚
所在地	大井5-19-14	西大井6-13-1	平塚2-2-3
階数(うち保育所)	3階(1階:大井図書館)	3階(1・2階)	4階(1・2階)
床面積	686 m ²	300 m ²	799 m ²
開設年度	s52	s50	s53
耐震診断年度	h16	h16	h16
耐震改修年度	h20	h19	不要
児童福祉法第45条、品川区立児童センター条例による基準施設	集会室、図書室、遊戯室、クラブ室、トイレ	集会室、図書室、遊戯室、トイレ	集会室、図書室、遊戯室、トイレ
特色のある施設(設備)	ホール、ダンススタジオ、スカイコート、ピンポンルーム、ティーンズルーム、ほっとサロン、テラス		ダンススタジオ(ミラー・スピーカー)、アスリート道場(トランポリン・ロングマットスラックライン・跳び箱・ダブルダッチ)、シアタールーム(シアターカフェ・映像制作)
監査委員訪問日	h25.11/12、11/17、12/2、12/25	h25.11/6	h25.11/28、12/3、12/8、12/21

	⑯後地	⑰旗の台	⑱西中延
所在地	小山2-9-19	旗の台5-19-5	西中延3-8-5
階数(うち保育所)	3階(1階:シルバーセンター)	4階(2階)	4階(1・2階)
床面積	523 m ²	532 m ²	398 m ²
開設年度	s48	s46	s41
耐震診断年度	h16	h16	h16
耐震改修年度	不要	h20	h20
児童福祉法第45条、品川区立児童センター条例による基準施設	集会室、図書室、遊戯室、トイレ	集会室、図書室、遊戯室、トイレ	集会室、図書室、遊戯室、トイレ
特色のある施設(設備)		クッキングルーム、ティーンズルーム	
監査委員訪問日	h25.11/28	h25.11/6、12/8	h25.11/19

	⑯東中延	⑰中延	⑯富士見台
所在地	東中延2-5-10	西中延1-6-16	西大井6-1-8
階数(うち保育所)	4階(1・2階)	4階(1・2階)	4階(1・2階)
床面積	611m ²	435m ²	553m ²
開設年度	s44	s40	s48
耐震診断年度	h16	h16	h16
耐震改修年度	h20	h19	h19
児童福祉法第45条、品川区立児童センター条例による基準施設	集会室、図書室、遊戯室、クラブ室、音楽室、トイレ	集会室、図書室、遊戯室、クラブ室、トイレ	集会室、図書室、遊戯室、トイレ
特色のある施設(設備)	スタッフステーション、ライブステージ(T-PLACE紹)、スタジオ1・2、キッチンルーム、ゲーム室		ダンススタジオ、オープンキッチン、学習コーナー
監査委員訪問日	h25.11/9、11/19、12/25	h25.11/19	h25.11/6、11/29、12/11

	⑯大原	⑯ゆたか	⑯南ゆたか
所在地	戸越6-16-1	豊町1-18-15	豊町4-17-21
階数(うち保育所)	3階(1階)	4階(1階)	3階(1・2階)
床面積	551m ²	818m ²	330m ²
開設年度	s57	s42	s45
耐震診断年度	新耐震設計	h16	h16
耐震改修年度	不要	h17	h18
児童福祉法第45条、品川区立児童センター条例による基準施設	集会室、図書室、遊戯室、トイレ	集会室、図書室、遊戯室、クラブ室、談話室、トイレ	集会室、図書室、遊戯室、トイレ
特色のある施設(設備)	バスケットゴール、卓球、ビリヤード	ボルダリングウォール、フリースタジオ、ティーンズルーム、ハンドメイドルーム、ミニスタジオ、スカイラウンジ、太鼓	
監査委員訪問日	h25.11/11	h25.11/11、11/17、11/28、12/18	h25.11/11

㉕八潮	
所在地	八潮5-10-27
階数(うち保育所)	2階
床面積	1700m ²
開設年度	58
耐震診断年度	新耐震設計
耐震改修年度	不要
児童福祉法第45条、品川区立児童センター条例による基準施設	集会室、図書室、遊戯室、トイレ
特色のある施設(設備)	音楽スタジオ3、スポーツ室、ライブホール(Jホール)、クラフトステーション、ビリヤード、ダーツ
監査委員訪問日	h25.11/7、12/24

[個別意見]

- ・開設年度をみると昭和40年代が16センター、昭和50年代が8センターとなっている。耐震上必要な改修は済み毎年補修工事も行われているが、老朽化はかなり進んでいることから遠からず建物の改築（再編を含めて）が日程に上ることと思われる。
- ・その際には、後の資料にみられる利用の実態を踏まえた上で今後の事業のあり方を再検討する必要がある。どういった事業を展開するためにこれだけの空間が必要であり、その配置はといったことである。主要な施設（設備）についても同様であり慎重な検討が望まれる。

(3) 管理運営

<表 20 施設の管理運営>

*網掛けの児童センターはティーンズタイムを導入

	①東品川	②北品川	③東大井	④南品川
開館日時	通年 (年末年始を除く) 9時～18時 (月、水は9時～19時)	月～土 (日・祝日、年末年始を除く) 9時～18時	月～土 (日・祝日、年末年始を除く) 9時～18時 (水、木は9時～19時)	月～土 (日・祝日、年末年始を除く) 9時～18時
館長配置 (区職員)	○	○(保育園長兼務)	○	→
運営形態	直営(一部委託A)	委託	直営	委託
配置職員 (区)	5人(うち再任用短時間勤務0人)	0人	5人(うち再任用短時間勤務0人)	0人
委託事業者 スタッフ	平日1人、日・祝日5人	5人	1人	7人
児童福祉法 第45条によ る職員	○	○	○	○

	⑤中原	⑥東五反田	⑦三ツ木	⑧小鶴
開館日時	月～土 (日・祝日、年末年始を除く) 9時～18時 (水、木は9時～19時)	月～土 (日・祝日、年末年始を除く) 9時～18時	月～土 (日・祝日、年末年始を除く) 9時～18時	月～土 (日・祝日、年末年始を除く) 9時～18時
館長配置 (区職員)	○	○(保育園長兼務)	○	→
運営形態	直営	委託	直営	一部委託B
配置職員 (区)	5人(うち再任用短時間勤務0人)	0人	4人(うち再任用短時間勤務0人)	1人(うち再任用短時間勤務0人)
委託事業者 スタッフ	1人	5人	1人	5人
児童福祉法 第45条によ る職員	○	○	○	○

	⑨水神	⑩南大井	⑪大井倉田	⑫一本橋
開館日時	月～土 (日・祝日、年末年始を除く) 9時～18時	月～土 (日・祝日、年末年始を除く) 9時～18時	月～土 (日・祝日、年末年始を除く) 9時～18時	月～土 (日・祝日、年末年始を除く) 9時～18時
館長配置 (区職員)	○	→	○	○(保育園長兼務)
運営形態	直営	委託	直営	委託
配置職員 (区)	4人(うち再任用短時間勤務0人)	0人	5人(うち再任用短時間勤務1人)	0人
委託事業者 スタッフ	1人	6人	1人	5人
児童福祉法 第45条によ る職員	○	○	○	○

	⑬滝王子	⑭伊藤	⑮平塚	⑯後地
開館日時	通年 (年末年始を除く) 9時～18時 (火、水は9時～19時)	月～土 (日・祝日、年末年始を除く) 9時～18時	通年 (年末年始を除く) 9時～18時 (火、水は9時～19時)	月～土 (日・祝日、年末年始を除く) 9時～18時
館長配置 (区職員)	○	○(保育園長兼務)	○	→
運営形態	直営(一部委託A)	委託	直営(一部委託A)	一部委託B
配置職員 (区)	6人(うち再任用短時間勤務1人)	0人	6人(うち再任用短時間勤務1人)	1人(うち再任用短時間勤務1人)
委託事業者 スタッフ	平日1人、日・祝日6人	5人	平日1人、日・祝日5人	4人
児童福祉法 第45条による職員	○	○	○	○

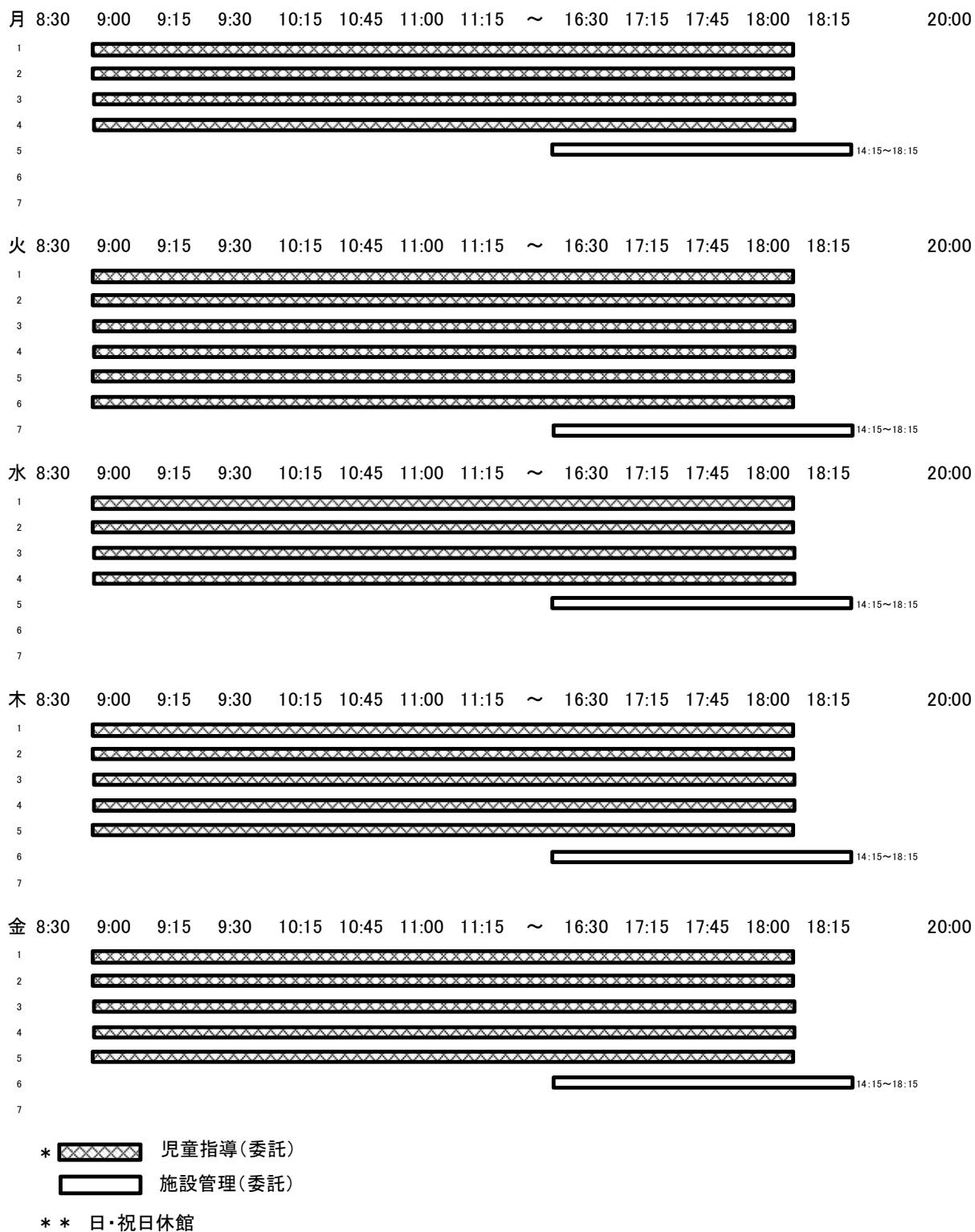
	⑰旗の台	⑱西中延	⑲東中延	⑳中延
開館日時	通年 (年末年始を除く) 9時～18時	月～土 (日・祝日、年末年始を除く) 9時～18時	月～土 (日・祝日、年末年始を除く) 9時～18時 (水、土は9時～19時)	月～土 (日・祝日、年末年始を除く) 9時～18時
館長配置 (区職員)	○	○(保育園長兼務)	○	→
運営形態	直営	委託	直営	一部委託B
配置職員 (区)	5人(うち再任用短時間勤務1人)	0人	5人(うち再任用フルタイム勤務1人)	1人(うち再任用短時間勤務0人)
委託事業者 スタッフ	平日1人、日・祝日5人	4人	1人	4人
児童福祉法 第45条による職員	○	○	○	○

	㉑富士見台	㉒大原	㉓ゆたか	㉔南ゆたか
開館日時	月～土 (日・祝日、年末年始を除く) 9時～18時 (水、金は9時～19時)	月～土 (日・祝日、年末年始を除く) 9時～18時	通年 (年末年始を除く) 9時～18時 (水、木は9時～19時)	月～土 (日・祝日、年末年始を除く) 9時～18時
館長配置 (区職員)	○	→	○	○(保育園長兼務)
運営形態	直営	委託	直営(一部委託A)	委託
配置職員 (区)	6人(うち再任用短時間勤務1人)	0人	6人(うち再任用短時間勤務1人)	0人
委託事業者 スタッフ	1人	4人	平日1人、日・祝日5人	5人
児童福祉法 第45条による職員	○	○	○	○

②八潮	
開館日時	通年(年末年始を除く) 9時～18時(火・水は9時～19時、日・祝日は9時～17時)
館長配置 (区職員)	○
運営形態	直営(一部委託A)
配置職員 (区)	7人(うち再任用短時間勤務1人)
委託事業者 スタッフ	平日1人、日・祝日5人
児童福祉法 第45条によ る職員	○

<図31 児童センター職員配置状況>

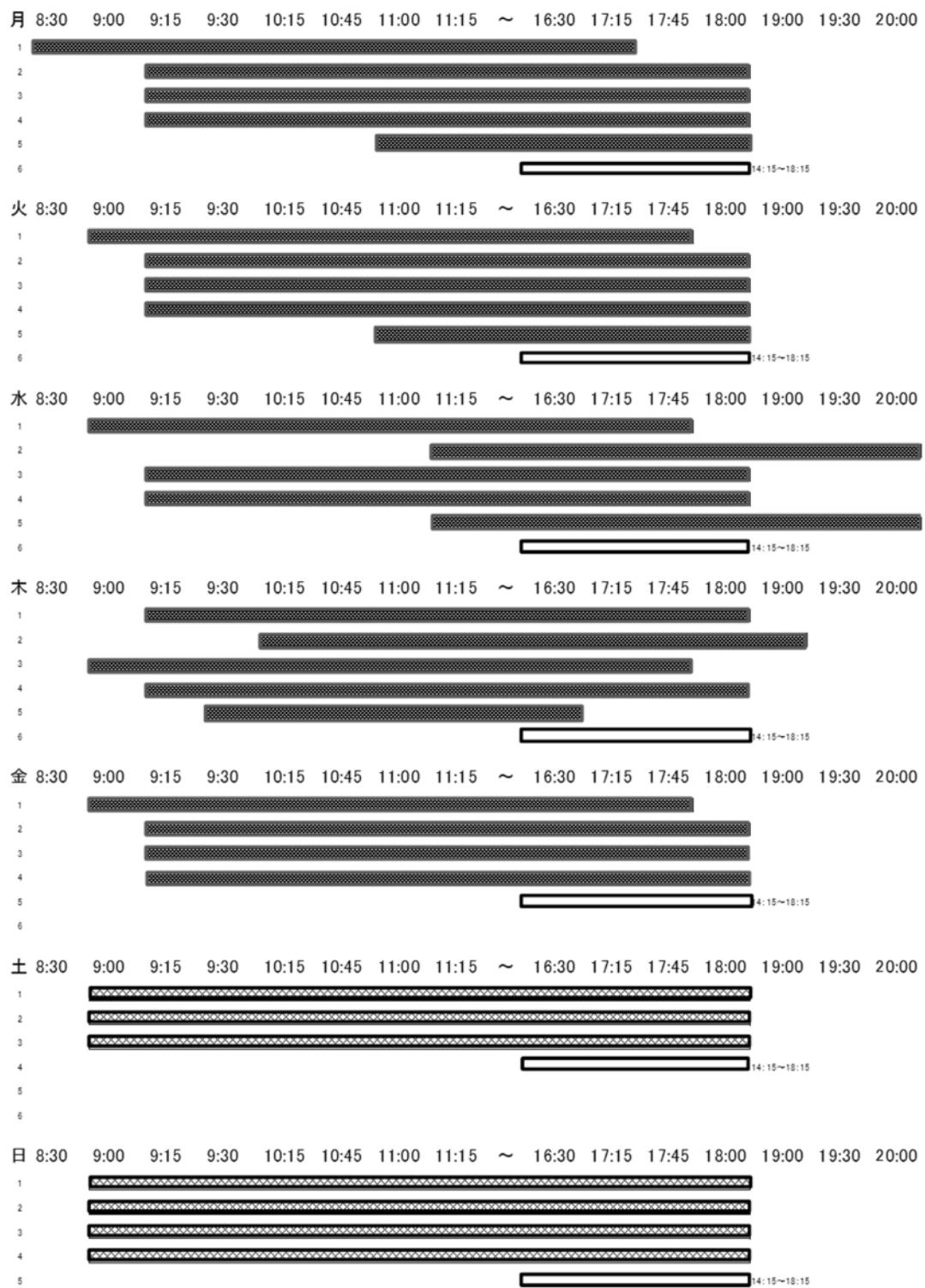
(A児童センター、委託、平成25年11月第4週)



<図32 児童センター職員配置状況>

*ティーンズタイムを導入

(B児童センター、直営(一部委託A)、平成25年11月第4週)



* 職員・再任用
児童指導(委託)
施設管理(委託)

** ティーンズタイム:水、木
*** 日・祝日開館

[個別意見]

- ・25の児童センターについてその運営形態をみると、直営（一部委託Aを含む）が13センター、委託（一部委託Bを含む）が12センターとなっており、ティーンズタイムを導入している9センターはすべて直営（一部委託Aを含む）となっている。
- ・直営と委託の振り分けについては、通年開館、いわゆる分館の有無、ティーンズタイムの導入等が考慮されていると思われるが不明の点が残る。委託事業者にはかなり厳格な要件を課していることもありサービスの質が決め手になるとは思われない。また詳細なコスト分析も困難である。今後の検討課題とされたい。
- ・ティーンズタイムを導入しているセンターの職員配置状況をみると、特段の行事等がない日においては18～19時に勤務している職員は一人である。利用者が少なくその活動内容も限られていることを踏まえれば合理的な配置とも考えられるが、単なる場の提供ではなく子どもたちとの継続的なかかわりというセンターの理念からすると疑問は残る（継続的なかかわりが必要という理念自体にも疑問があるのだが）。

(4) 利用状況・活動状況

<表21 児童センター利用状況（平成24年度）>

*網掛けの児童センターはティーンズタイムを導入

児童センター	入館者数		うち中学生		うち高校生		うち幼児・小学生・大人他	
	総数	1日平均	総数	1日平均	総数	1日平均	総数	1日平均
①東品川	26,782	74.6	5,676	15.8	1,311	3.7	19,795	55.1
②北品川	27,107	92.5	552	1.9	42	0.1	26,513	90.5
③東大井	28,194	96.2	3,166	10.8	998	3.4	24,030	82.0
④南品川	22,681	77.4	1,398	4.8	22	0.1	21,261	72.6
⑤中原	21,961	75.0	2,444	8.3	2,323	7.9	17,194	58.7
⑥東五反田	24,468	83.5	164	0.6	92	0.3	24,212	82.6
⑦三ツ木	33,622	114.8	471	1.6	65	0.2	33,086	112.9
⑧小鶴	36,660	125.1	1,365	4.7	896	3.1	34,399	117.4
⑨水神	29,830	101.8	1,716	5.9	239	0.8	27,875	95.1
⑩南大井	30,942	105.6	2,651	9.0	503	1.7	27,788	94.8
⑪大井倉田	35,263	120.4	1,399	4.8	905	3.1	32,959	112.5
⑫一本橋	21,603	73.7	659	2.2	510	1.7	20,434	69.7
⑬滝王子	67,833	188.9	7,608	21.2	1,373	3.8	58,852	163.9
⑭伊藤	27,579	94.1	765	2.6	134	0.5	26,680	91.1
⑮平塚	46,148	128.5	6,379	17.8	3,776	10.5	35,993	100.3
⑯後地	37,463	127.9	2,103	7.2	236	0.8	35,124	119.9
⑰旗の台	43,108	120.1	2,951	8.2	294	0.8	39,863	111.0
⑱西中延	20,674	70.6	532	1.8	107	0.4	20,035	68.4
⑲東中延	22,498	76.8	3,586	12.2	1,852	6.3	17,060	58.2
⑳中延	32,420	110.6	1,362	4.6	205	0.7	30,853	105.3
㉑富士見台	32,036	109.0	4,056	13.8	2,764	9.4	25,216	85.8
㉒大原	24,280	82.9	1,075	3.7	254	0.9	22,951	78.3
㉓ゆたか	45,206	125.9	3,743	10.4	4,150	11.6	37,313	103.9
㉔南ゆたか	18,553	63.3	1,197	4.1	125	0.4	17,231	58.8
㉕八潮	59,999	169.5	5,709	16.1	4,930	13.9	49,360	139.4
① 計	816,910	2,275.5	62,727	174.7	28,106	78.3	726,077	2,022.5
② うち日曜開館ティーンズ館 (開館359日)	185,969	518.0	23,406	65.2	10,610	29.6	151,953	423.3
③ うち八潮児童センター (開館354日)	59,999	169.5	5,709	16.1	4,930	13.9	49,360	139.4
④ うちその他ティーンズ館 (開館293日)	104,689	357.3	13,252	45.2	7,937	27.1	83,500	285.0
⑤ うちその他日曜開館館 (開館359日)	43,108	120.1	2,951	8.2	294	0.8	39,863	111.0
⑥ うちその他平日のみ開館館 (開館293日)	423,145	1444.2	17,409	59.4	4,335	14.8	401,401	1370.0
⑦ 1館あたり平均	32,676.4	91.0	2,509.1	7.0	1,124.2	3.1	29,043.1	80.9
⑧ うち日曜開館ティーンズ館 (4館)	46,492.3	129.5	5,851.5	16.3	2,652.5	7.4	37,988.3	105.8
⑨ うち八潮児童センター (1館)	59,999.0	169.5	5,709.0	16.1	4,930.0	13.9	49,360.0	139.4
⑩ うちその他ティーンズ館 (4館)	26,172.3	89.3	3,313.0	11.3	1,984.3	6.8	20,875.0	71.2
⑪ うちその他日曜開館館 (1館)	43,108.0	120.1	2,951.0	8.2	294.0	0.8	39,863.0	111.0
⑫ うちその他平日のみ開館館 (15館)	28,209.7	96.3	1,160.6	4.0	289.0	1.0	26,760.1	91.3

- ・①計の入館者の総数 816,910 人は実績。一日平均 2,275.5 人はセンター毎の数値（センター毎の入館者の総数を当該センターの開館日数で除したもの）の単純平均ではなく、開館日数の最長 359 日に置き換えた数値（開館日数 293 日のセンターを例にとれば、当該センターの実績である一日平均入館者数に 293 日/359 日をかけた数値）の計である。
- ・②～⑥の入館者の総数はそれぞれ実績。一日平均は②～⑥のグループ毎の総数を当該グループの開館日数で除した数値である。
- ・⑦1 館当たり平均の入館者の総数 32,676.4 人は、入館者の総数 816,910 人を 25（センターの総数）で除した数値である。1 館当たり一日平均の入館者数は、①の数値をセンターの総数で除した数値である。
- ・⑧～⑫の1館当たり平均の入館者の総数は、②～⑥のグループ毎の総数を当該グループの会館の数で除した数値である。
- ・⑧～⑫の一日平均の入館者数は⑧～⑫のグループ毎の総数を当該グループの開館日数で除した数値である。
- ・中学生、高校生、幼児等の数値も同様の計算方法によっている。
- ・なお、センター毎の一日平均入館者数については、それぞれのセンターの実際の開館日数によるのが当然であるが、異なった開館日数を持つセンター全体の一日平均については、上記の考え方のほか、実際の開館期間の実績値が仮に開館日数を延長しても維持されるという考え方もあり得る。その場合、平均値は上記の計算値よりも大きくなる。正確さを徹底すれば、すべてのセンターが開館している期間（上記では 293 日間）が平均値の合計の最大値となり 354～359 日の間が平均値の合計の最小値となることを示すほかない。

＜表22 中高生の利用状況（中学生）＞

児童 センター	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	総数	1日平均								
①東品川	5,697	15.9	7,224	20.1	4,942	13.8	5,615	16.0	5,676	15.8
②北品川	1,422	4.9	1,278	4.4	703	2.5	581	2.0	552	1.9
③東大井	4,029	13.8	4,688	16.0	3,922	13.3	3,213	11.2	3,166	10.8
④南品川	2,424	8.3	2,409	8.2	1,743	5.9	2,663	9.3	1,398	4.8
⑤中原	4,325	14.8	3,436	11.7	2,128	7.2	1,768	6.2	2,444	8.3
⑥東五反田	580	2.0	685	2.3	615	2.1	482	1.7	164	0.6
⑦三ツ木	1,204	4.1	1,778	6.2	1,894	6.4	1,246	4.3	471	1.6
⑧小鶴	5,236	17.9	3,519	12.0	3,442	11.7	1,863	6.5	1,365	4.7
⑨水神	1,132	3.9	2,893	9.9	2,113	7.2	2,232	7.8	1,716	5.9
⑩南大井	3,013	10.3	3,332	11.4	3,235	11.0	2,437	8.5	2,651	9.0
⑪大井倉田	1,947	6.6	1,700	5.8	2,499	8.5	1,243	4.3	1,399	4.8
⑫一本橋	1,046	3.6	1,255	4.3	713	2.4	173	0.6	659	2.2
⑬滝王子	4,422	12.4	6,715	18.7	7,781	21.7	5,524	15.7	7,608	21.2
⑭伊藤	1,131	3.9	1,321	4.5	604	2.1	1,105	3.9	765	2.6
⑮平塚	6,010	16.7	7,742	21.6	8,381	23.3	6,941	19.7	6,379	17.8
⑯後地	1,563	5.3	2,281	7.8	2,001	6.8	1,562	5.4	2,103	7.2
⑰旗の台	3,712	10.3	2,942	8.2	3,626	10.1	3,406	9.7	2,951	8.2
⑱西中延	1,562	5.3	1,941	6.6	878	3.0	1,415	4.9	532	1.8
⑲東中延	5,541	18.9	4,977	17.0	3,665	12.5	2,610	9.1	3,586	12.2
⑳中延	2,138	7.3	2,380	8.1	2,990	10.2	2,415	8.4	1,362	4.6
㉑富士見台	3,531	12.1	3,011	10.3	1,994	6.8	1,923	6.7	4,056	13.8
㉒大原	2,973	10.1	1,369	4.7	1,947	6.6	1,400	4.9	1,075	3.7
㉓ゆたか	5,090	14.2	5,908	16.5	7,544	21.0	7,788	22.1	3,743	10.4
㉔南ゆたか	373	1.3	511	1.7	1,387	4.7	2,061	8.0	1,197	4.1
㉕八潮	7,965	22.5	7,843	22.2	5,309	15.0	5,928	17.0	5,709	16.1
計	78,066	217.5	83,138	231.6	76,056	211.9	67,594	192.1	62,727	174.7
1館当たり平均	3,122.6	8.7	3,325.5	9.3	3,042.2	8.5	2,703.8	7.7	2,509.1	7.0
①うちティーンズ	5,178.9	14.4	5,727.1	16.0	5,074.0	14.1	4,590.0	13.0	4,707.4	13.1
②うちその他	1,966.0	5.5	1,974.6	5.5	1,899.4	5.3	1,642.8	4.7	1,272.5	3.5

＜表23 中高生の利用状況（高校生）＞

児童 センター	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	総数	1日平均								
①東品川	2,200	6.1	1,478	4.1	742	2.1	1,276	3.6	1,311	3.7
②北品川	151	0.5	56	0.2	14	0.0	160	0.6	42	0.1
③東大井	522	1.8	313	1.1	441	1.5	367	1.3	998	3.4
④南品川	191	0.7	35	0.1	111	0.4	240	0.8	22	0.1
⑤中原	2,586	8.8	4,208	14.4	3,142	10.7	3,852	13.4	2,323	7.9
⑥東五反田	191	0.7	57	0.2	47	0.2	5	0.0	92	0.3
⑦三ツ木	246	0.8	35	0.1	20	0.1	20	0.1	65	0.2
⑧小関	294	1.0	741	2.5	269	0.9	545	1.9	896	3.1
⑨水神	64	0.2	75	0.3	30	0.1	244	0.9	239	0.8
⑩南大井	175	0.6	92	0.3	420	1.4	196	0.7	503	1.7
⑪大井倉田	57	0.2	68	0.2	409	1.4	434	1.5	905	3.1
⑫一本橋	317	1.1	313	1.1	42	0.1	379	1.3	510	1.7
⑬滝王子	335	0.9	746	2.1	466	1.3	848	2.4	1,373	3.8
⑭伊藤	49	0.2	174	0.6	81	0.3	149	0.5	134	0.5
⑮平塚	2,618	7.3	2,755	7.7	3,402	9.5	3,622	10.3	3,776	10.5
⑯後地	70	0.2	19	0.1	73	0.2	70	0.2	236	0.8
⑰旗の台	1,300	3.6	922	2.6	406	1.1	519	1.5	294	0.8
⑱西中延	61	0.2	180	0.6	30	0.1	47	0.2	107	0.4
⑲東中延	2,805	9.6	4,932	16.8	6,316	21.5	3,948	13.8	1,852	6.3
⑳中延	33	0.1	99	0.3	239	0.8	156	0.5	205	0.7
㉑富士見台	1,994	6.8	2,367	8.1	1,831	6.2	3,257	11.3	2,764	9.4
㉒大原	219	0.7	274	0.9	267	0.9	312	1.1	254	0.9
㉓ゆたか	1,163	3.2	914	2.5	1,338	3.7	2,286	6.5	4,150	11.6
㉔南ゆたか	124	0.4	94	0.3	72	0.2	60	0.2	125	0.4
㉕八潮	6,036	17.1	4,852	13.7	5,025	14.2	4,590	13.2	4,930	13.9
計	23,801	66.3	25,799	71.9	25,233	70.3	27,582	78.4	28,106	78.3
1館当たり平均	952.0	2.7	1,032.0	2.9	1,009.3	2.8	1,103.3	3.1	1,124.2	3.1
①うちティーンズ	2,251.0	6.3	2,507.2	7.0	2,522.6	7.0	2,671.8	7.6	2,608.6	7.3
②うちその他	221.4	0.6	202.1	0.6	158.1	0.4	221.0	0.6	289.3	0.8

・①の1館当たり一日平均の入館者数は、表21の②～④の数値を最長開館日数に置き換え、その合計をさらに会館数（9館）で除した数値である。

・②は①と同じ手順で計算した結果を会館数（16館）で除した数値である。

<表24 児童センター来館頻度 (平成25年12月分)>

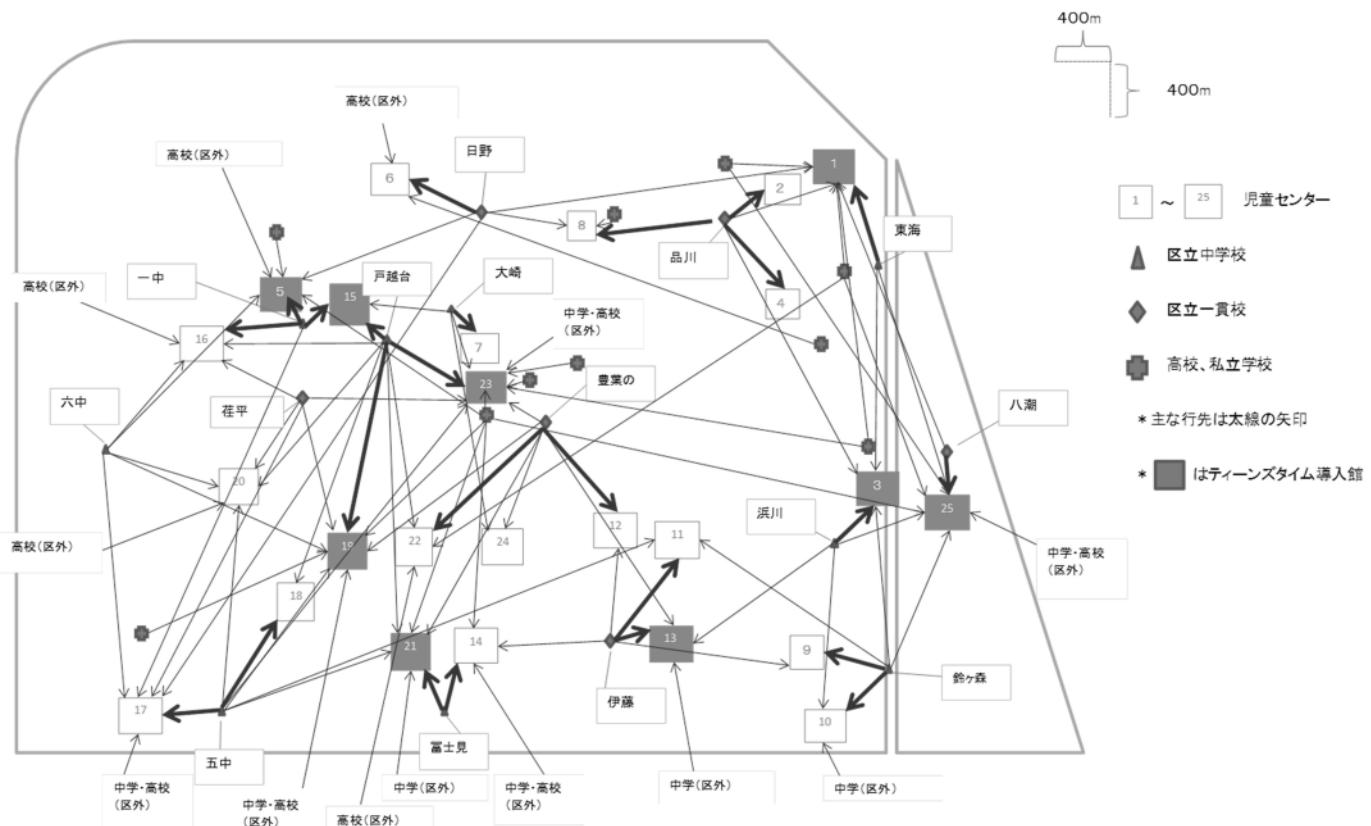
*ティーンズタイムを導入

来館日数	C児童センター			D児童センター			E児童センター		
	中学生		高校生	中学生		高校生	中学生		高校生
16日以上/月	2人		1人	0人		0人	0人	0人	0人
12~15日/月	2		2	2		0	2	1	
8~11日/月	4		1	7		4	8	6	
4~7日/月	9		11	27		2	36	8	
2~3日/月	25		17	42		9	61	12	
1日/月	54		53	51		14	156	61	
不明	0	0%	0	0%	5	4%	0	0%	106
計	96	100%	85	100%	134	100%	29	100%	369
							100%	95	100%

*利用日数が1日/月の利用者について8月・11月・12月の3か月間に再来館した状況

毎月来館	4人	1%
2か月来館	31人	7%
1か月来館	407人	92%
合計	442人	100%

<図33 児童センター入館者（中高生）の在籍分布>



・児童センター入館者（中高生）の在籍校の分布をみると、各児童センターの近隣の学校に限定されることなく、かなり広範囲に及んでいることがわかる。

●児童館で育った子どもたち・おとなたちからのメッセージ

(東京都特別区・市の児童館調査)

- ・児童館の先生は学校の先生とは違って、ときには親のように厳しく、ときには私たちの目線で仲間のように一緒に考えてくれた。
- ・おとな子どもが一体になって、ひとつのものをつくり上げていきます。
- ・安心して遊べる場所です。
- ・評価するということをしなかった。
- ・ストレスを感じている子どもたちの心安らぐ場所です。
- ・自分の居場所です。
- ・毎日が新鮮で刺激的だった。
- ・いっぱい笑って泣いて怒って汗をかいて、とにかく毎日ががむしゃらだった。
- ・仲間との出会いの場所です。
- ・年齢の違う仲間とのふれあいの場所です。
- ・私も必要とされているんだ、人の役にたっているんだ（行事などの手伝いを通じて）。
- ・自分への自信をさらに深めていくことができた。
- ・友達と遊ぶことの楽しさを教えてくれた。
- ・自分の可能性を見つけられる場所、自分を再発見できる場所です。
- ・学校の先生や親たちとは違う視点で子どもに接してくださるおとながいるというのは子どもたちにとってはありがたい。
- ・塾やスポーツクラブでのように、常に「向上」や「進歩」を求められるのではなく、ありのままの自分を受け入れてもらえる場所が子どもたちにはとても大切です。
- ・学校ではできないさまざまな活動ができる場所です。
- ・自分のことをわかった上で接してくれる「ひと」を探していた。
- ・世間には眉をしかめる人もいるような中学生だが、児童館の先生方は、そういう子たちも分け隔てなく受け入れてくれる。

「毎日がじどうかん日和」平成19年
(財)児童健全育成推進財団

●バンド活動で取り上げられている歌（品川区ティーンズプラザ）

- 「曇天」 作詞・作曲 氏原 ワタル、唄 DOES
鉛の空重く垂れ込み 真白に濶んだ太陽が碎けて 耳鳴りを尖らせる
ひゅるりひゅるり低いツバメが 8の字なぞってビルの谷を翔る
もうじきに夕立が来る
曇天の道を傘を忘れて 歩く彼女は雨に怯えてる ので僕も弱虫ぶら下げて空
を仰ぐ
- 以下略
- 「小さな恋の歌」 作詞 Kiyosaku Uezu、作曲・唄 MONGOL 800
広い宇宙の数ある一つ 青い地球の広い世界で

小さな恋の思いは届く 小さな島のあなたのもとへ
あなたと出会い 時は流れる 思いを込めた手紙もふえる
いつしか二人互いに響く 時に激しく 時に切なく
響くは遠く 遥か彼方へ やさしい歌は世界を変える
ほら あなたにとって大事な人ほど すぐそばにいるの
ただ あなたにだけ届いて欲しい 韶け恋の歌

以下略

- 「C 7」 作詞 浜田 亜紀子、作曲 中島 優美、唄 GO!GO! 7188
心配なのは あなたのこと忘れそうなこと
不安なのは こんな日々にも慣れそうなこと
1つだけわかったこと あたしは強い
1人になった時 実感する

いつも コーヒーの青いカンカンと 赤いギターの横で
何をするわけじゃないけど 時間は 確実に今日を終わらせてゆく

心配なのは ずっと一緒に居すぎること
不安なのは こんな日々にも慣れそうなこと
1つだけ思い知ったこと あたしは弱い
1人になった時 実感する

以下略

[個別意見]

- ・平成 24(2012)年度の中高生の利用者は 25 のセンターを合わせて一日平均 253 人（1館当たり 10.1 人）と極めて少ない。品川区の全人口の 3.66%を占める 12~17 歳人口 13,438 人の 1.9%に過ぎずその推移をみても年々減少している。実際、監査による訪問を重ねてもイベント時以外において中高生に出会うことはまれであった。ちなみに全国調査の結果では中高生の利用者の 1 館当たり一日平均は平成 18(2006)年、4.2 人、平成 23 (2011)年、2.5 人となっている。
- ・また、その少ない中高生の利用者について利用頻度を調べた結果では、1 か月間の利用日数が 1~3 日の者が全体の概ね 7~8 割となっており、そのうち利用日数が 1 日の者（全体の 5~6 割）の再利用頻度をみると 3 か月間で 1 日だけ利用している者が 9 割以上を占めている。継続的な活動の「拠点」という理念とはかけ離れた実状である。
- ・監査による訪問で目についた中高生の活動内容は、屋上でのバスケット、創作ダンス、楽器演奏（バンド）、ゲームであり、次いで一部のセンターにおける床運動、トランポリンなどである。
- ・ボランティアをはじめ地域社会での活動実績は不明である（ごみ拾いイベントは実施されている）。
- ・利用者の声にみられるキーワードを拾うと、「私たちの目線」、「おとなと子ども

が一体」、「安心して遊べる」、「心安らぐ」、「評価をしない」、「自分の居場所」、「新鮮で刺激的」、「ふれあい」、「自分への自信」、「遊ぶ楽しさ」、「自分の可能性と再発見」、「ありのままの自分」などである。バンド活動で唄われている歌詞にみられるのも「不安」や「弱さ」、「出会い」といったものであり、ともに感情の素直な表出ではあるかもしれない。しかし、そこには子どもたちの自己満足はあってもニーズや個性はないだろう。

・こういった利用状況・活動状況をみる限り、中高生の居場所として児童センターは必要不可欠なものなのかどうか。子どもたちが驚きと感動を覚える、メディアやゲームよりはるかに面白い活動プログラムはほとんど見られないのが現状である。

＜表 25 児童センター目的外使用状況（平成 24 年度）＞

団体区分	使用料	団体数	使用回数(22館分)		一団体当たり平均使用回数(カッコ内は、最少～最多)	一館当たり平均使用回数	主な活動内容
			平日 (18時15分～21時 30分)	土日 (土:18時15分～21 時30分、日:9時～ 17時)			
地域児童の健全育成のため に使用		団体	回	回	回	回	回
18歳未満の児童を主た る構成員とする団体	全額免除	34	1,372	421	52.74 (2～290)	81.50	キッズダンス、空手、子ど も会、演劇、一輪車
その他の団体	5割減額	4	6	29	8.75 (2～21)	1.59	子育てサークル、楽器演奏、 フラワーアレンジメント
社会教育関係団体	5割減額	29	376	110	16.76 (2～53)	22.09	ダンス、合唱、舞踊、会議、体 操、太極拳、ヨガ
その他の団体	減免なし	29	154	92	8.48 (1～120)	11.18	会議、ダンス、チアリーディン グ、空手
計		96	1,908	652	26.67	116.36	

[個別意見]

・品川区立児童センター条例第 7 条の規定（センターの運営に支障がないと認めたときは、第 1 条の目的以外に、センターを使用させることができる）による目的外使用については、品川区立児童センターの使用に関する条例（平成 8 年）が定められている。

・目的外使用状況をみると、18 歳未満の児童を主たる構成員とする地域団体が、地域児童の健全育成のために使用する割合が全体の 70% を占めており平均使用回数も一団体当たり年間 52 回となっている。そして使用料は全額免除であり、その活動内容は表に掲げるとおり区が実施している児童センターの事業と一部重なっている。

・こういった団体の自主的取組みが今後盛んになっていくならば、センターで区が実施している事業のあり方について再検討する必要があるだろう。

(5) 経費

<表 26 児童センターの経費（決算）>

	(千円)		
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
人件費	648,422	598,197	579,796
報酬 (児童問題相談員)	7,277	7,094	7,515
報償費 (ボランティア、指導員)	19,745	20,851	20,128
光熱水費	32,227	29,250	31,953
一般需用費 (消耗品、簡易修繕費)	43,743	35,577	36,360
委託料	284,306	272,307	299,603
運営、施設管理 (日曜開館分含む)	237,918	223,959	241,711
清掃その他	46,388	48,348	57,892
使用料及び賃借料 (コピー機、パソコン他)	19,206	17,868	18,238
工事請負費	67,900	71,233	60,375
その他(備品他)	17,684	14,098	13,624
計	1,140,510	1,066,475	1,067,592

- (注) 1 オアシスルームに係る経費のうち、運営業務委託料は除いてあるが、他の経費については混入している。
- 2 22・23年度の児童センターに係る経費については、青少年育成課、保育課において別途執行されている分（一般需用費）があるが金額が特定できないため本表からは除外している。
- 3 チャイルドステーションに係る工事請負費は混入している。

[個別意見]

- ・児童センターに係る経費は毎年とも概ね 11 億円であり、そのうち主要な経費は人件費と委託料である。先にもふれたが品川区においては直営と委託の運営形態が混在している。今後の運営形態のあり方については、利用実態と事業展開の内容を

吟味し判断されていくと思われるが、これだけ多額の経費をかけている以上、施設の効率的な運用と事業効果については十分に留意されたい。

・また、改修工事や備品等の整備についても、利用の実態、センターの役割、利用者のニーズ等を踏まえ適切に対処されたい。

・なお、全国調査の結果では、公設公営 58.0%、公設民営 37.4%、民設民営（公設施設の民間への譲渡等も含む）2.9%等となっている。

III 総括意見

個別意見の補足も含め総括意見を述べる。

第一に、大人の置かれている状況についてである。

さまざまな分析が専門家によって示されているが、ここではとりあえず次の論述を参考とする。主題は「浸透する企業文化・衰弱する生活圏文化」である。ここで企業文化とされているものは、仕事や業績評価を最優先し、職業人としての役割を十全に果たすことを期待し要求する企業規範を意味する。それはある種の共同体文化であり、「みんなと同じであること、普通であることの安心感」が心情の核となっている。そしてこうした企業文化の形成と浸透が、あの高度成長を実現すると同時に生活圏文化の空洞化という大きな変化を引き起こしたとする。その変化は家族生活との関連で言えば、①職住分離と仕事中心の企業文化のもとでの性別分業型家族のライフスタイル（父親不在と母子関係の強まり）の形成と定着、②外へ向けて開かれていた家族の生活が閉じられたことと地域社会での共同経験の機会と場の衰退、③地域の変化や家族の孤立化、学校や職場を基盤とした人間関係（社縁）の拡大をもたらし、子どもの生活から何がしかを奪い何がしかを与えることになる。奪ったものは、①「労働」を通して学ぶ機会（草勉強）、②家族が本来持っていた無意図的・意図的な教育力（その結果与えられた教育の外部依存）、③地域の共同体的な経験である。与えられたものは、①過剰なまでの愛情と熱い視線（むきだしの視線）、②物質的に過剰な豊かさ（お金で買える遊び）、③過大な間接情報（直接経験の過少）、④生きる目的としての受験である（岩波講座、「現代の教育・ゆらぐ家族と地域」1998年）。

企業文化を根底に置くことに若干疑問は残る（農山漁村文化の影響は明らかにされていない）が、これまでみてきた資料と一定の整合性はみられる。しかし、企業文化だけではなくくれない面も忘れてはならない。しがらみを振り払うという根強い動機もあって私たちは核家族を進んで作ってきたという事実である。「しがらみ」を抜きにして人との開かれた関係を保つことは困難であろう。

第二に、学校の状況、教師と子どもの関係である。

子どもにとって、「気持ちを理解してくれる」、「何でも気楽に相談に乗ってくれる」のが好ましい教師像であり、子どもとのコミュニケーションは、そういった教師像を前提にしてはじめて成り立ち学習指導も例外ではないといった発言は少なくない。そこには学校であるがゆえの困惑がみえるように思われる。他人を理解するということがどれほど難しいことなのか、何でも相談に乗ることは危険であり無責任にもなり得ることを理解している教師そして保護者は多数を占めるのではないか。学校の責務として、社会の構成員としての資質・能力を子どもたちに身に付けさせることを掲げた

途端に、家庭、学校、地域の役割は曖昧になる。資質・能力の基盤となる必要最低限の学力を身に付けさせることは学校（公教育）というシステムに依存するほかないが、社会の構成員としての資質・能力の獲得まで拡げるというならば話は別になる。学力を身に付けさせることにさえ好ましい教師像を演じなければならない中で、「しつけ」の大半を学校に負わせるということ自体無理がある。学力を身に付けさせることに徹する中での「しつけ」とは、例えば授業にきちんと向き合わせることであろう。そして授業に向き合う態度を身に付けさせるのは、教師の力量もさることながら親である。親の話を聞くという姿勢を持たない子どもが、勉強の場では教師の話を聞くということはほとんどあり得ない。家庭の第一義的責任を持ち出すまでもなく、本来「しつけ」とは、家族という集団内での訓練を経て外の集団でのそれへという道筋をたどるものである。社会の構成員としての資質・能力を身に付けさせることから家族も学校も降りてもらうわけにはいかないことは押さえておくべきである（困難な取組みであるにしても市民科の実践はそれ自体貴重なものである）。

第三に、子どもの居場所である。

個別意見において述べたことに付け加えなければならないのは、誰にとっても居心地がよいだけの居場所はどこにもないということである。家庭、学校、ひいては社会のどこを見渡しても、さまざまな感情が交錯し日々の日常生活が営まれているのであり、その中でかろうじて自己を保っているのである。このことが納得されない限り居心地のよい居場所を求め続けるであろうし、無いとなれば際限なくそれと称するもの（たまり場）を用意し続けるだろう。消費社会が作ってきたものはそういった居場所にはかならない。いわゆる三間（空間、仲間、時間）の喪失ということが言われるが、都市化の中にあって大きく変貌したとはいえ、公園、水辺、神社や寺の境内といった空間は今なお残っており、図書館、美術館、博物館、デパート、コンビニ、レストラン等々、都市化の中でこそ存立し得る施設も溢れている。それらを使いこなす文化を私たちがまだ十分には持ち得ていないということではないだろうか。仲間については家族のありようも含めすでに述べた。少なくともそれは‘群れる’こととは異なるものだろう。時間についても、子どもたちの放課後の時間が短くなっているわけではないことは理解しておく必要がある。個別意見で縷々述べたようにその時間の埋め方においてさまざまな問題を抱えているということがポイントなのである。

第四に、児童センターである。

児童センターだけに目を向ければ、個別意見で述べたような利用の実態と活動内容であるとはいえる、担当する職員の意欲と知恵と汗は敬すべきものであることは確かである。子どもたちは、受容され、安心し、疲労を癒し、緊急避難も許されているようにも見える。しかしその先には何があるのだろうか。「保健室」から出て行った世界が子どもたちの生きる場所である。その世界に生きるために大人の手助けが必要であり、その手助けが何がしかの実を結ぶとすれば、それはメディアやゲームより面白く、それらからは得ることのできない感動の体験の機会を用意することではないだろうか。例えば地域の大人たちの姿、それぞれの仕事に工夫と努力を重ねやりがいを持って生きている姿を見せることである。日々の遊びからは想像もしない社会を目の当たりにするのではないか。また、都市の中に息づく自然と向き合うことも大切な経験になる。

マニュアルどおりにはならない世界の中にヒトは生きていることを思い知らされるだろう。このような質にこだわったプログラムを企画し実施していくことこそ、家庭、学校、地域の協働による放課後の取組みにふさわしいと思われる。品川区という地域のポテンシャル（住商工の混在による人的パワー）を考えれば困難ではない取組みである。さらに言えば、品川区においては、「まちゼミ」、「商店街調査隊」、「しながわみやげコンペティション」、「品川区史」、「品川区民芸術祭」、「多世代交流」、「地域活動（防災、ごみ）」、「水辺の環境改善」等々のプロジェクトに接し参加していく機会もある。

欧米の放課後の取組みが日本との比較で引き合いに出されるが、就業構造、学校の役割の明確化と限定、長い教会活動の歴史、ボイイスカウトの伝統などが背景にあり単純な比較は慎むべきである。ただし今後、放課後のあり方を探るために参考となる要点は記しておきたい。

例えはあるプログラムは、表現活動（絵画、彫刻、演劇、歌唱等）、集団スポーツ、科学、園芸、散歩、動物園、美術館、博物館、職業体験等かなり広範囲に亘っており、そこでは教育と遊びは融合しているということである。あるいは、あらゆる年齢層を対象にした生涯教育としてのプログラムに、子どもたちの放課後プログラムも用意されているということである。リスク対策（安全の確保）として放課後対策を位置づけている国は少ない。また日本のあるNPO法人のプログラムは、衣食住、音楽、スポーツ、文化、表現、遊び、学びなどのを絞りながらも総合性を持ったものとなっている。学校教育との役割分担を明確にして放課後の時間をより創造的なものにしていくとすれば、こういったプログラムを継続的に実施していくことも望ましいかもしれない（いずれも所得に配慮した上での有料の事業であるが）。要はプログラムの内容がポイントになるのであり、その担い手として児童センターが適わしいかどうかは別の問題である。

第五に、今後の議論の参考として行動生態学で明らかにされている所見を紹介する。要点は、ヒトは他の靈長類と違って、社会の中で親以外のメンバーが養育を分担する（生態学用語では共同繁殖）という特徴を持つものであるということである。ヒトは脳容量が大きく複雑な社会を営み、子どもの成長速度が遅く、子どもを一人前に育てるのに多大な時間と労力がかかる。そのような条件下で繁殖を維持しなければならないとすれば共同繁殖というシステムに依存するほかない。子育てを終えたおばあさんの存在理由もそこにあるとされている（長谷川真理子「進化と人間行動」2001年）。

しかし、この所見の前提は繁殖を維持することであり、それを放棄する（これ以上産まない）とすれば分担システムへの依存はなくなるはずである。現在の子育ての外部依存は、ヒトの生物としての存在条件とは別のまさに都市化、消費社会化の中で生み出されてきた経済的・文化的所産にほかならない。共同繁殖の成立要件（動機づけ）とされている愛情、他者理解、分業、信頼といったものはその限りにおいて希薄化するだろう。生物としての存在条件から離脱する道を選び続けるとすれば、私たちは家族も含めた他者との関係のあり方を今後とも模索し続けるほかない。

最後に、最近の新聞コラムを紹介する。

「磯野波平」（サザエさん）、「星一徹」（巨人の星）の立ち居振る舞いについてであ

る。「・・・二人はわが子を実によく叱る、二人には子の考え方を容赦なく叱る強い自信があった。迷いはない。(しかし今)、何が正しくて何が正しくないか。どうも大人が自信を持ち切れない・・・ましてや生き方。大人が悩んでいる。」(東京新聞、2014.1.29)

「俺をみろ」という自信はないにしても、「やってはいけないこと」に対する言葉は濁したくないものである。

以上、総括意見を述べてきたが、放課後の子どもたちの問題を考えるには、家庭、学校、地域、行政、企業等、子どもたちを取り巻く大人の状況の全体に言及せざるを得なかった。これらがすべて当事者であることを考えると当然の成り行きであるが、その当事者の間で互いに率直な意見が交わされているようには見受けられない。二項対立的に責任の所在を言い争うことは不毛であり、それぞれ何をどこまでできるのか(できないではない)、それに実効性を持たせるにはどういった工夫と段取りが求められるのか、意見をぶつけ合いまどめていくことが大切に思える。それは極めて健全な論争であることは確かである。

なお、監査の領分を超える政策判断に負うべき内容にも立ち入っている点については、監査意見の意味するところをより明確にする必要上記述したものであることをお断りする。したがって、児童センターのあり方についても、監査意見として述べた点を念頭に置きつつ今後の推移の把握に努め、必要な改善を重ねていかれることを期待するものである。